広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン

【別冊資料編】

国土交通省 中部地方整備局 建政部 住宅整備課

平成 25 年 2 月

目　次

＜関係制度概要＞
別冊資料①　応急仮設住宅に係る関係法令・通知等

○災害救助法（抄）　　**（昭和22年10月18日法律第118号）**

最終改正：平成22年12月3日法律第六五65号

第1章　総則

〔この法律の目的〕

第1条　この法律は、**災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかつた者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的**とする。

〔救助の対象〕

第2条　この法律による**救助**（以下「救助」という。）**は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村**（特別区を含む。）**の区域**（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）**内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行なう。**

第2章　救助

〔救助に関する都道府県知事の義務〕

第22条　**都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。**

〔救助の種類〕

第23条　救助の種類は、次のとおりとする。

一　収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

六　災害にかかつた住宅の応急修理

2　救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。

3　**救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。**

〔市町村長が行う事務〕

第30条　都道府県**知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、**政令で定めるところにより、**その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。**

2　**前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助する**ものとする。

〔市町村長が行う事務〕

第32条　　（略）

第32条の2　第2条、第23条第2項、第24条第1項及び第2項、同条第4項において準用する第23条の2第2項、第24条第5項、第25条、第26条第1項、同条第2項において準用する第23条の2第2項及び第3項、第27条第1項から第3項まで、第28条、第29条、第30条第1項並びに第31条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

2　**第30条第2項の規定により市町村が処理することとされている事務**は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号**法定受託事務**とする。

第3章　費用

〔費用の支弁区分〕

第 33 条　<u>**第 23 条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。**</u>

〔費用の求償〕

第 35 条　都道府県は、他の都道府県において行われた救助につきなした応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。

〔国庫の負担〕

第 36 条　国庫は、都道府県が第 33 条の規定により支弁した費用及び第 34 条の規定による補償に要した費用（前条の規定により求償することができるものを除く。）並びに前条の規定による求償に対する支払に要した費用の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法 （昭和 25 年法律第 226 号）に定める当該都道府県の普通税（法定外普通税を除く。以下同じ。）について同法第１条第１項第5号 にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法 に定める税率とする。）をもつて算定した当該年度の収入見込額（以下この条において「収入見込額」という。）の 100 分の２以下であるときにあつては当該合計額についてその 100 分の 50 を負担するものとし、収入見込額の 100 分の２をこえるときにあつては左の区分に従つて負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法 （昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条 の定めるところによるものとする。

一　収入見込額の 100 分の２以下の部分については、その額の 100 分の 50

二　収入見込額の 100 分の2をこえ、100 分の４以下の部分については、その額の 100 分の 80

三　収入見込額の 100 分の4をこえる部分については、その額の 100 分の 90

○災害救助法施行令（抄）　（昭和22年10月30日政令第225号）

最終改正：平成23年7月6日政令第212号

〔災害の範囲〕

第1条　災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

一　当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

二　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

三　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかつた者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。

四　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

2　前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たつては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は3世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

〔救助の種類〕

第8条　法第23条第1項第10号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

二　災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

〔救助の程度・方法・期間〕

第9条　救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

2　前項の厚生労働大臣が定める基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

〔実費弁償〕

第11条　法第24条第5項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

〔市町村長が行う事務の通知〕

第23条　都道府県知事は、法第30条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するものとする。この場合においては、当該市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

2　（略）

３　**法第 30 条第１項 の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。**

〔事務の区分〕

第 24 条　第９条、第 11 条、第 14 条第２項第２号及び第３号並びに前条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第２条第９項第１号 に規定する第１号 **法定受託事務**とする。

別表第１（第１条関係）　（略）

別表第２（第１条関係）　（略）

別表第３（第１条関係）　（略）

別表第４（第１条関係）　（略）

〇災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(抄)

(平成十二年三月三十一日)
(厚生省告示第百四十四号)
改正　平成二十四年四月六日　厚生労働省告示第三百二十四号

災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第九条第一項及び第十一条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成十二年四月一日から適用する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第一章　救助の程度、方法及び期間

(救助の程度、方法及び期間)

第一条　災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。)第九条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第二十三条第一項各号に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(収容施設の供与)

第二条　法第二十三条第一項第一号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

二　応急仮設住宅

イ　住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ　一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のため支出できる費用は、二百四十万千円以内とすること。

ハ　応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、ロにかかわらず、別に定めるところによること。

ニ　老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置できること。

ホ　応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

ヘ　災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

ト　応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。

(災害にかかった住宅の応急修理)

第七条　法第二十三条第一項第六号の災害にかかった住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
二　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十二万円以内とすること。
三　住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完了すること。

〇災害救助法による救助の実施について（抄）

（昭和 40 年 5 月 11 日）

（社施第 99 号）

（各都道府県知事あて厚生省社会局長通知）

今般「災害救助費の国庫負担について」（昭和 40 年 5 月 11 日厚生省社第 163 号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。）が通知されたところであるが、災害救助法による救助の実施については、法令及び交付要綱によるほか次の要領によって取り扱い、円滑な救助の実施について遺憾のないようにされたく通知する。

第 1　災害救助法による救助の実施の要件に関する事項

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 2 条及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）第 1 条に定める救助の実施要件については次の点に留意すること。

1　災害の認定　　略

2　被害の認定

被害の認定は、法の適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施にあたり、その種類並びに程度、方法及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、特に次の点に留意のうえ、迅速かつ適正に行わなければならないこと。

(1)　住家及び世帯の単位

ア　住家

現実に居住するために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わないこと。

イ　世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいうものであること。

(2)　被害の認定基準

ア　住家の被害

（ア）　**住家が滅失したもの**（以下「**全壊、全焼又は流失**」という。）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または**住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの**とすること。

（イ）　**住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの**（以下「**半壊、又は半焼**」という）。

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の**延床面積の 20%以上 70%未満**のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとすること。

（ウ）　住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの（以下

「床上浸水」という。）

(ア)及び(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものとすること。

イ 人的被害　略

第 2 情報提供に関する事項　略

第 3 市町村長に対する救助の委任　略

第 4 救助の応援に関する事項　略

第 5 救助の程度、方法及び期間に関する事項

救助の程度、方法及び期間については、令第 9 条第 1 項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 144 号。以下「告示」という。)に従い都道府県知事が定めているところであるが、その実施にあたっては、次の点に留意されたいこと。

1 救助の実施時期　略

2 救助の種類別留意事項

(1) 収容施設の供与

イ 応急仮設住宅

（ア） 告示に定める規模及び設置のため支出できる費用は、1 戸当たりの平均を示したものであること。したがって、家族構成、被災者の心身の状況、立地条件等を勘案し、広さ、間取り及び仕様の異なるもの、共同生活の可能なもの、並びに 1 戸建て又は共同住宅形式のものなど、多様なタイプのものを供与してさしつかえないこと。

（イ） 応急仮設住宅設置のために支出できる費用には、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費及び建築事務費等一切の経費を含むものであり、高齢者、障害者等の日常の生活上特別な配慮をした構造・設備とするための費用、暑さ寒さ対策のための断熱材の費用、敷地内の建物に附帯する屋内・外の各種設備の整備費用が含まれていること。

（ウ） 建築工事関係者を法第 24 条の規定による従事命令によって従事させた場合においては、これら従事者の実費弁償の額について限度額に含まれるものであること。

（エ） 応急仮設住宅の建設用地は、公有地等を予定していることから、応急仮設住宅設置のために支出できる費用には、土地の借料は含まれないこと。

（オ） 「福祉仮設住宅」は、被災の規模及び程度、被災者のうちの高齢者、障害者等の数並びに施設入所等の状況を勘案し、必要な設置戸数を定め、高齢者、障害者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して設置すること。

(5) 住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費、輸送費及び修理事務費等一切の経費を含むものであること。従って、大工、左官等の工事関係者を法第 24 条の規定による従事命令によって従事させた場合においては、これら従業者の実費弁償の額については、限度額に含まれるものであること。

イ 同一住家(1 戸)に 2 以上の世帯が居住している場合における住宅の応急修理は、1 世帯当たりの限度額の範囲内とすること。

3 費用に関する事項　略

第 10 救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項

救助事務の処理に必要な帳簿書式は、次に定めるところによること。

3 応急仮設住宅台帳（様式 8）

11 住宅応急修理記録簿（様式 16）

第 11 略

様式 1 から 27 略

○大規模災害における応急救助の指針について（抄）

（平成９年６月30日）

（社援保第122号）

（各都道府県災害救助法主管部(局)長あて厚生省社会・援護局保護課長通知）

今般、別添のとおり大規模災害における応急救助の指針を定めたので、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく今後の応急救助については本指針に基づき実施するとともに、管下市町村、関係機関等への周知方取り図られたい。

(別添)

大規模災害における応急救助の指針

はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大震災は、災害救助法に基づく応急救助のあり方について数多くの教訓を残した。本指針はこの教訓を踏まえ、平成９年６月に大規模災害における応急救助を迅速かつ的確に実施する上で必要な事項をとりまとめたところであるが、その後、調査研究結果等を踏まえ平成14年に改正が行われ、今般、さらに新潟県中越地震及び近年の災害における応急救助の対応を踏まえ、新たに改正を行ったものである。

今後、各都道府県におかれては、本指針に基づき、地域の実情に即した実施体制を整備するとともに、災害が発生した場合には迅速かつ的確な救助の実施に努められたい。

なお、本指針は、主として大規模な地震災害を念頭にとりまとめたものであるが、災害の規模や態様は千差万別であることから、災害発生時には、本指針に基づきつつも、臨機応変な対応が必要であることを念のため申し添える。

第１　応急救助の実施体制の整備

１　人的体制の整備　　　　略

２　応援体制の整備

(1)　災害援助協定の締結

ア　あらかじめ他の都道府県と救助の応援に関する協定を締結しておくこと。

イ　食料、生活必需品の調達、**応急仮設住宅の建設、応急修理の実施等事業者の協力を得ることが必要な救助については、あらかじめ事業者団体等と物資供給等に関して協定を締結しておくこと。**

また、高齢者、障害者等の救助に当たり特別の配慮を要する者(以下、「要援護者」という。)に必要な生活必需品等の調達に係る協定も締結しておくこと。

ウ・エ　　　略

第２　応急救助の実施

１　避難所の設置

(14)　避難所の早期解消

ア　避難所の設置は応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図ること。

イ 学校を避難所とした場合には、特に教育機能の早期回復を図ること。

ウ 避難所の早期解消を円滑に進めるため、住宅の応急修理の実施、迅速な応急仮設住宅の設置又は民間賃貸住宅の借り上げを行うこと。

エ 半壊した住宅については、居住を続けながら本格補修へとつなぐことができるよう、住宅の応急修理制度の活用を図るなどし、住宅の残存部分の活用が可能となるよう配慮すること。

2 応急仮設住宅の供与

(1) 建設用地の選定

ア あらかじめ応急仮設住宅の建設用地を量的に選定・確保し、候補地リストを作成しておくこと。
また、事業者等と協力し事前点検を行い、土地の状況、周囲の環境等を把握しておくこと。

イ 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定すること。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とすること。

(2) 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療機関、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できるかぎり住宅地として立地条件の適した場所に建設すること。

(3) 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地の利用関係についてあらかじめ協定を結ぶ等、明確にしておくこと。

(4) 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、あらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておくこと。

(5) 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を可及的速やかに把握し、応急仮設住宅の全体の建設計画を策定すること。

(6) 必要戸数の供給

ア 災害が発生した場合には、建設事業者団体等の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設すること。

イ 大規模な応急仮設住宅の建設に当たっては、完成までに時間を要するため、ライフラインの施工業者と連携を図り、小規模単位での完成・引渡しを行い、入居時期を早めることを検討すること。

ウ 避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情のある場合には、公営住宅の一時使用、民間賃貸住宅の借り上げ等により実施すること。
そのため、これら住宅が災害発生時に優先的に確保できるよう、あらかじめ関係団体等と協議、協定を行うことにより、円滑な実施を図ること。

(7) 市町村間の広域調整

応急仮設住宅の建設に当たっては、規格、規模、構造、単価等の面で市町村間で格差が生じないよう、広域的な調整を行うこと。

(8) 住宅の仕様

要援護者の利用に配慮した住宅の仕様はだれにとっても利用しやすいことから、通常の応急仮設住宅にあっても物理的障壁の除去された(バリアフリー)仕様とすること。

(9) 個別の需要に応じた多様なタイプの住宅の提供

ア 個々の身体状況や生活様式、単身や多人数世帯等の世帯構成等、様々な世帯の入居に対応できるよう、多様なタイプの応急仮設住宅を提供すること。

また、災害直後の心理的なケアを考慮し、デザイン、色彩等を工夫することにより、快適な生活環境を造ることも検討すること。

イ 多くの応急仮設住宅を設置する場合は、安全性及び迅速性が要求されるため、同一敷地内に同一規格のものを機械的に設置しがちであるが、設置後の街並みや地域社会づくりにも配慮し、安全性及び迅速性を損ねない範囲内で、設置位置を工夫し、異なるタイプのものを組み合わせるなどの方法も検討すること。

ウ 市街地等で十分な建設用地が得られない場合には、省スペース化を図るため、炊事場、トイレ、風呂等を共用するタイプの設置も検討すること。

(10) 入居決定のあり方

ア 応急仮設住宅への入居決定は、個々の世帯の必要度に応じて決定されるべきであることから抽選等により行わないこと。ただし、入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については必ずしもこの限りでないこと。

イ 入居決定に当たっては、要援護者を優先することはやむを得ないが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、要援護者が集中しないよう配慮すること。

なお、従前地区のコミュニティを維持することも必要であり、単一世帯ごとではなく、従前地区の数世帯単位での入居方法も検討すること。

ウ 入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し理解を得ておくこと。

(11) 地域社会づくり

ア 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮すること。

イ 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図ること。

ウ 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治会活動などの地域社会づくりの拠点としての集会施設を設置すること。

エ 集会施設は住民による自主的運営を原則とし、各種行事等のために活用されるものであるが、行政、その他による生活支援情報や保健・福祉サービス等を提供する場所としても活用すること。

また、各種の情報入手が可能となるよう、必要に応じ情報通信機器の配備等を図ること。

オ 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生委やボランティア等の連携体制(ネットワーク)による見守り活動が行われるよう配慮すること。

(12) 一般対策の充実

ア 関係市町村と連携を密にし、応急仮設住宅入居者に対して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等、各種行政サービスを提供すること。

イ 行政サービスの提供に当たっては、関係者が相互に連絡を取り合い、必要に応じチーム方式で対応

するなど、関係部局の連携を図ること。

ウ　被災者によっては精神的な打撃のため要望が顕在化しない事例も予想されることから、民生委員、保健師の訪問等により要望の積極的な把握に努めること。

エ　被災者の心的外傷後ストレス障害(Post Traumatic Stress Disorder,PTSD)に対応するため、中長期的な精神保健対策を実施すること。

オ　**大規模な応急仮設住宅団地においては、入居者の日常生活の利便性の向上を図るため、必要に応じて、商業施設の設置、路線バスの増発や新規開設等を行うこと。**

(13)　応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅は**あくまでも一時的な仮の住まいであり、経過的な状況にあると認識**し、次の点に留意の上、関係部局とも連携を図り、被災者の恒久住宅への移転を推進・支援すること。

ア　**恒久住宅需要の的確な把握**

イ　**住宅再建に対する支援策の周知徹底**

ウ　**公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知**

エ　**高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等**

オ　その他住宅等に関する情報の提供

(14)　応急仮設住宅設置の手引(マニュアル)の作成

災害発生時に速やかに応急仮設住宅の設置ができるよう手引(マニュアル)を作成しておくこと。

6　住宅の応急修理

応急修理は、日常生活に欠くことができない部分への応急的な対応であり、避難所等への避難を早期に解消させるため、迅速かつ円滑な応急修理の実施が必要である。

このため、応急修理の実施期間については、1 月以内に完了することとなっているが、災害の規模や被災地の実態等により 1 月以上実施に要する場合には、予め、厚生労働省と協議の上、実態等に即した必要な期間により実施すること。

第 3　応急救助に当たり特別な配慮を要する者への支援

1　要員の確保

市町村福祉部局においては、膨大な災害関連業務が発生することが予想されることから、市町村に対し、**救助と併せて、要援護者への支援対策を円滑に実施できる要員体制**を確保しておくよう指導すること。

4　福祉仮設住宅の設置

要援護者を対象として、必要に応じ、被災前の居住地に比較的近い地域において、保健福祉施策による生活支援を受けながら生活することができる要援護者向けの福祉仮設住宅を設置すること。

第 4　情報提供

1　被災者の必要性に即した情報提供

2　多様な情報提供手段の活用

3　障害者や外国人への情報提供

(1)　障害者への情報提供

(2)　外国人への情報提供

4　被災地域外避難者への情報提供

第５　ボランティア活動との連携　　　略

第６・第７　　　　　略

○災害救助法による応急仮設住宅の管理及び処分について（抄）

（昭和四三年六月一日）
（社施第一三一号）
（各都道府県知事あて厚生省社会局長通知）

標記については、昭和四十年七月一日社施第一二八号本職通知により取り扱つてきたところであるが、今後次により行なうこととし昭和四十三年六月一日から実施することとしたから了知のうえ実施に遺憾のないようされたい。

なお、昭和四十年七月一日社施第一二八号本職通知「災害救助法による応急仮設住宅の管理及び処分について」は、この通知の施行と同時に廃止する。

第一　応急仮設住宅の運営管理

1　都道府県知事は、災害救助法による応急仮設住宅(以下「応急仮説住宅」という。)を設置したときは、常に善良な管理者の注意をもつて運営管理に努めること。

2　都道府県知事は、応急仮設住宅の供与を受けている者の実態を把握し、一般住宅への転居をすすめるとともに特に次の施策の積極的な活用を図るとともに必要な指導を行なうこと。

(1)　公営住宅法及び日本住宅公団法等による住宅の設置又は優先的入居

(2)　住宅金融公庫法及び世帯更生資金貸付制度等による住宅資金のあつせん

(3)　社会福祉施設等への収容

第二　応急仮設住宅の処分

1　都道府県知事は、応急仮設住宅を補助事業等により取得した財産の処分制限期間を定める件(昭和四十一年七月十五日厚生省告示第三百五十号)に定める期間(以下「処分制限期間」という)内に次のいずれかにより処分するときは定められた様式により厚生大臣の承認を受けなければならないこと。

ただし、昭和四十年三月三十一日以前において国庫補助金の交付を受けて整備したパイプ式組立住宅資材の取扱いについては、別に定めるところによること。

(1)　応急仮設住宅を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとする場合(別紙様式 1)

(2)　応急仮設住宅が滅失し、又は著しく破損したため居住に適さなくなつた場合(別紙様式 2)

2　都道府県知事は、1による場合は適正な価格で処分しなければならないこと。

ただし、次にかかげる場合は、無償又は定額な価格で処分することができること。

(1)　売却代金よりも売却に要する経費が高い場合

(2)　災害対策の用に供し、若しくは社会福祉事業の用に供することを目的とする場合

(3)　その他厚生大臣が必要と認めた場合

第三　国庫負担金の対象となつた応急仮設住宅の処分による収入金の取り扱い

都道府県知事は、第二の1により応急仮設住宅を処分した場合において収入金があつたときは、当該処分にかかる収入金から売却のために要した費用を控除した額に応急仮設住宅を設置した年度の災害救助法

による救助費の国庫負担率を乗じて得た額を国庫に納付するものとすること。

第四　報告

都道府県主管部(局)長は、処分制限期間を経過したものについては、その期間経過直後における利用状況を厚生省社会局施設課長に報告すること。(別紙様式 3)

この場合、現状のまま住宅として使用することは建築基準法第八十五条の規定に抵触するので特に注意すること。

別紙様式　　（略）

別冊資料②　災害時の住まいづくりに関する支援制度の概要

≪被災者支援に関する各種制度（東日本大震災編，内閣府）≫

【出典】「被災者支援に関する各種制度の概要（東日本大震災編）」，内閣府，平成 24 年６月 30 日現在

http://www.bousai.go.jp/4fukkyu_fukkou/seido.html

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>被災者生活再建支援制度</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>給付</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>●災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。
●支給額は、下記の２つの支援金の合計額になります。
（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額が３／４になります。）

■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table><tr><td></td><td colspan="2">住宅の被害程度</td></tr><tr><td></td><td>全壊等</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td>支給額</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr></table>
■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table><tr><td></td><td colspan="3">住宅の再建方法</td></tr><tr><td></td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借
（公営住宅を除く）</td></tr><tr><td>支給額</td><td>２００万円</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr></table>
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で２００（又は１００）万円。

●支援金の使途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。
（※）下記の世帯を含みます。
■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
■噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）
●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。</td></tr>
<tr><td>今回の措置</td><td>●東日本大震災については、以下の地域が対象です（平成２３年８月１８日現在）。
・青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県栄村、新潟県十日町市・津南町、東京都板橋区</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>都道府県、市町村</td></tr>
</table>

制度の名称	**災害復興住宅融資（建設）**
支援の種類	融資
支援の内容	●自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられるのは、原則として１戸当たりの住宅部分の床面積が１３㎡以上１７５㎡以下の住宅です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から３年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。

	構造等	融資限度額	返済期間
基本融資額	耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年
	木造住宅（一般）		25年
特例加算		450万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。
土地取得費		970万円	
整地費		390万円	

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。

活用できる方	●ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となります。）
今回の措置	●東日本大震災について、以下の拡充措置を行っています(原則、平成２７年度末申込分まで)。 ・融資金利の引き下げ（当初５年間０%など） ・元金据置期間を３年間から５年間に延長　　など
お問い合わせ	お取り扱いの金融機関 又は独立行政法人住宅金融支援機構　電話０１２０－０８６－３５３

制度の名称	**災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）**
支援の種類	融資

支援の内容

●自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資です。

●融資が受けられるのは、原則として１戸当たりの住宅部分の床面積が５０㎡（マンションの場合３０㎡）以上１７５㎡以下の住宅です。

●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。

●この融資は、融資の日から３年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。

■新築住宅の購入

	構造等	融資限度額	返済期間
基本融資額	耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	１,４６０万円	３５年
	木造住宅（一般）		２５年
特例加算		４５０万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。
土地取得費		９７０万円	

■中古住宅の購入

	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
基本融資額	１,１６０万円	１,４６０万円
特例加算	４５０万円	４５０万円
土地取得費	９７０万円	９７０万円

建て方	種別	返済期間
一戸建て等	リ・ユース住宅	２５年
	リ・ユースプラス住宅	３５年
マンション	リ・ユースマンション	２５年
	リ・ユースプラスマンション	３５年

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。

活用できる方

●ご自分が居住するために住宅を購入される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす方は、対象となります。）

今回の措置

●東日本大震災について、以下の拡充措置を行っています（原則、平成２７年度末申込分まで）。
・融資金利の引き下げ（当初５年間０%など）
・元金据置期間を３年間から５年間に延長　　　　など

お問い合わせ

お取り扱いの金融機関
又は独立行政法人住宅金融支援機構　電話０１２０－０８６－３５３

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>災害復興住宅融資（補修）</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>融資</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>●自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。
●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。
●この融資は、融資の日から１年間の元金据置期間を設定できます（ただし、返済期間は延長できません）。
<table><tr><th></th><th>融資限度額</th><th>返済期間</th></tr><tr><td>基本融資額</td><td>６４０万円</td><td>２０年</td></tr><tr><td>整地費</td><td rowspan="2">３９０万円</td><td rowspan="2">併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。</td></tr><tr><td>引方移転費用</td></tr></table>※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●ご自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。</td></tr>
<tr><td>今回の措置</td><td>●東日本大震災について、以下の拡充措置を行っています（原則、平成２７年度末申込分まで）。
・融資金利の引き下げ（当初５年間１％）</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>お取り扱いの金融機関
又は独立行政法人住宅金融支援機構　電話０１２０－０８６－３５３</td></tr>
</table>

40

制度の名称	**住宅金融支援機構融資の返済方法の変更**
支援の種類	その他
支援の内容	●独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 ●支援の内容の概要は次のとおりです。 ①返済金の払込みの猶予：１～３年間 ②払込猶予期間中の金利の引下げ：0.5～1.5％の金利引下げ ③返済期間の延長：１～３年 ●支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。
活用できる方	●以下のいずれかに該当する方が対象です。 ①商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方 ②融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 ③債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方
今回の措置	●東日本大震災について、以下の拡充措置を行っています。 ①返済金の払込みの猶予：１～５年間 ②払込猶予期間中の金利の引下げ：「1．5％引下げた金利又は0．5％のいずれか低い方」～「0．5％引下げた金利又は1．5％のいずれか低い方」 ③返済期間の延長：１～５年間
お問い合わせ	お取り扱いの金融機関 又は独立行政法人住宅金融支援機構　電話０１２０－０８６－３５３

制度の名称	**生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）**
支援の種類	融資
支援の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 貸付限度額：250万円以内（目安） 貸付利率：連帯保証人を立てた場合：無利子／連帯保証人を立てない場合：年1．5％ 据置期間：6か月以内 償還期間：7年以内（目安）
活用できる方	●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が対象です。 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外になります。
お問い合わせ	都道府県、市町村、社会福祉協議会

制度の名称	母子寡婦福祉資金の住宅資金
支援の種類	貸付
支援の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 貸付限度額：200万円以内 貸付利率：連帯保証人がいる場合：無利子／連帯保証人がいない場合：年1．5％ 据置期間：6か月 償還期間：7年
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象です。
お問い合わせ	都道府県・市（福祉事務所設置町村含む。）の福祉事務所

貸付限度額	200万円以内
貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1．5％
据置期間	6か月
償還期間	7年

制度の名称	公営住宅への入居
支援の種類	現物支給
支援の内容	●低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。 ●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。
活用できる方	●以下の要件を満たす方が対象です。 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合があります。
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	**特定優良賃貸住宅等への入居**
支援の種類	現物支給
支援の内容	●被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます。
活用できる方	●以下の要件を満たす方が対象です。 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（48万7千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（15万8千円に満たない所得のある者にあっては、所得の上昇が見込まれる者）に限ります。）
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	**災害復興宅地融資**
支援の種類	融資
支援の内容	●東日本大震災により、住宅に被害がなく、宅地にのみ被害を受けた宅地の所有者が、その宅地を補修する場合に受けられる融資です。（災害復興住宅融資との併用はできません。） ●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます（ただし、返済期間は延長できません）。 ●この融資は、原則として、平成27年度末までのお申込みが必要です。 （下表参照） ※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。
活用できる方	●東日本大震災により宅地が被害を受けたことを証する地方公共団体の証明書の発行を受けた方が対象です。
今回の措置	●東日本大震災について、本融資制度を新設しています。
お問い合わせ	お取り扱いの金融機関 又は独立行政法人住宅金融支援機構　電話0120−086−353

	融資限度額	返済期間
基本融資額	390万円	20年
特例加算	200万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。

制度の名称	**宅地防災工事資金融資**
支援の種類	融資
支援の内容	●災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出されます。 ●改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。 融資限度額：1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額 償還期間：15年以内 ※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。
活用できる方	●宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方が対象です。
お問い合わせ	お取り扱いの金融機関 又は独立行政法人住宅金融支援機構　電話0120－086－353

制度の名称	**地すべり等関連住宅融資**
支援の種類	融資
支援の内容	下記参照

●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資します。

●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。

地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。
土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。

●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。

■移転資金、建設資金又は新築住宅の購入

構造等	融資限度額		返済期間
	移転資金、建設資金又は新築購入資金	土地取得資金	
耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	1,460万円	970万円	35年
木造住宅（一般）	1,460万円	970万円	25年
特例加算	450万円		併せて利用する移転資金、建設資金又は新築購入資金の各融資の返済期間と同じ返済期間です。

■中古住宅の購入

	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
基本融資額	1,160万円	1,460万円
特例加算	450万円	450万円
土地取得費	970万円	970万円

	建て方	種別	返済期間
	一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
		リ・ユースプラス住宅	35年
	マンション	リ・ユースマンション	25年
		リ・ユースプラスマンション	35年
	※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。		
活用できる方	●関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。		
お問い合わせ	お取り扱いの金融機関 又は独立行政法人住宅金融支援機構　電話0120−086−353		

（参考）り災証明書

り災証明書は、地方自治法第２条に定める自治事務として、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものです。

り災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、全焼、半焼等があり、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）等に基づき被害程度の認定が行われます。

■被害認定基準

住家全壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。
住家大規模半壊	「住家半壊」の基準のうち、損壊部分がその住家の延床面積の50％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40％以上50％未満のものとする。

詳細については、市町村にお問い合わせください。

≪東日本大震災における住宅応急修理実施要領（福島県）≫

【出典】「平成 23 年東北地方太平洋沖地震における住宅応急修理実施要領」，福島県災害対策本部

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/download/1/02_24.6.25juutakuoukyuushuuri.pdf

平成２３年東北地方太平洋沖地震における住宅応急修理実施要領

（平成２３年４月１日決定）
福島県災害対策本部

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行なうこととされているが、この実施要領は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震における、法に基づく住宅応急修理の取扱について定めるものである。

１　対象者

（１）以下の全ての要件を満たす者（世帯）

①　半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと
当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、この限りではない。

②　応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが、見込まれること。

③　応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。
住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅や民間賃貸住宅の借上げを利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められないこと。

④　当該災害により半壊の住家被害を受けた者（世帯）については、前年の世帯収入が次のいずれかに該当していること（大規模半壊の住家被害を受けた者（世帯）は除く。）。

ア　（収入額）≦５００万円の世帯
イ　５００万円＜（収入額）≦７００万円かつ、世帯主が４５歳以上又は要援護世帯
ウ　７００万円＜（収入額）≦８００万円かつ、世帯主が６０歳以上又は要援護世帯
（注）要援護世帯については、別紙１参照。また、年収の算定にあたっては、別紙２のとおり地方税による総所得金額に基づき算定するものとする。

２　住宅の応急修理の実施

（１）応急修理の範囲

対象範囲は、以下の４項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施することとする。
なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。

①　屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
②　ドア、窓等の開口部の応急修理
③　上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
④　衛生設備の応急修理

（２）基本的考え方

応急修理の個所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。（詳細は、別記１「応急修理にかかる工事例」のとおり）

① 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

② 内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解されるが、壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、１戸当たり６畳相当を限度として、また、壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

③ 修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。

④ 家電製品は対象外である。

３　基準額等

（１）住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、１世帯あたりの限度額は次のとおりとする。

１世帯あたり　　　　５２０千円以内

（２）同一住家（１戸）に２以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、（１）の１世帯当たりの額以内とする。

（３）住宅の応急修理の費用は、修理箇所毎に算出し、その合計額が限度額の範囲内とする。（限度額相当分を工事全体の費用の一部に充当するといった取扱は、認められない。）

（４）借家の取扱

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所を失う場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

４　手続の流れ（別記２「住宅応急修理事務手続フロー」のとおり）

（１）市町村は、応急修理（全体の手続の流れ、書類の記入方法、修理箇所の範囲等）について、パンフレットの作成やホームページに掲載するなどして、被災者及び住宅応急修理を行う業者（以下「指定業者」という。）に対して、周知する。

（２）市町村は、指定業者の名簿（以下「指定業者リスト」という。）を作成する。

（3）市町村は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、指定業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。

（4）住宅応急修理を希望する被災者は、市町村の住宅相談窓口に住宅応急修理申込書（様式第１号）を提出し、要件の審査を受ける。

（5）市町村は、住宅応急修理申込書を提出した被災者（以下「住宅応急修理申込者」という。）に対して、指定業者リスト及び修理見積書（様式第２号）を交付する。

（6）住宅応急修理申込者は、指定業者リストに掲載されている指定業者の中から住宅応急修理を行う者（以下「住宅応急修理施工者」という。）を選定し、選定した住宅応急修理施工者に対して修理を希望する箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行う。

（7）住宅応急修理施工者は、住宅応急修理の対象となる修理予定箇所と費用を記載した修理見積書を２部作成し、住宅応急修理申込者に提示する。なお、修理見積書には、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。

（8）住宅応急修理申込者は、提示された修理見積書の内容を確認し、内容に支障なければ、自署又は記名押印して、住宅応急修理施工者に返却する。住宅応急修理施工者は、住宅応急修理申込者の自署又は記名押印がされた修理見積書を２部市町村に提出する。

（9）市町村は、修理見積書の内容を確認の上、住宅応急修理施工者に対して修理依頼書（様式第３号）を、住宅応急修理申込者に対して応急修理決定通知書（様式第４号）を、それぞれ交付する。

（１０）住宅応急修理施工者は、住宅応急修理申込者と工事日程を調整した上で、住宅応急修理を実施する。

（１１）住宅応急修理施工者は、応急修理の箇所、工事完了報告書（様式第５号）、施工中及び施工後の工事写真等を提示し、住宅応急修理申込者は、住宅応急修理の実施を確認したときは、当該工事完了報告書に自署又は記名押印する。

（１２）住宅応急修理施工者は、住宅応急修理申込者の自署又は記名押印のある工事完了報告書（様式第４号）に写真を添付して、市町村に提出する。

（１３）市町村は、住宅応急修理が履行されていることを確認した場合、住宅応急修理施工者に対してその旨連絡をする。

（１４）住宅応急修理施工者は、応急修理工事代金を市町村に請求することができる。

（１５）市町村は、請求内容を確認し、応急修理工事代金を住宅応急修理施工者に支払う。

この実施要領は平成２３年３月１１日より適用する。

別記１

応急修理にかかる工事例

１　典型的な応急修理の工事例

①　壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む。）

②　傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。）

③　破損した柱梁等の構造部材の取替

④　壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。但し、一戸当たり６畳を限度とする。）

⑤　壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。）

⑥　壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）

⑦　壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む。）

⑧　壊れた給排気設備の取替

⑨　上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む。）

⑩　電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む。）

⑪　壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

２　応急修理の基本的考え方

①　地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

例　○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
　　○壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
　　○割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
　　×壊れていない便器の取り替え
　　×古くなった壁紙の貼り替え
　　×古くなった屋根葺き材の取り替え

②　内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、１戸当たり６畳相当を限度として対象とする。

・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

例　×壊れた石膏ボードのみの取り替え
　　×畳や壁紙のみの補修

③　修理の方法は代替措置でも可とする。

例　○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設

④　家電製品は対象外である。

別記２

住宅応急修理事務　手続きフロー

※1　⑤、⑥、⑦の修理見積書には、屋根、壁、土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。

※2　⑪、⑫、⑬の工事完了報告書には、施工中及び施工後の工事写真を添付すること。

別紙１

要援護世帯

要援護世帯とは、以下に掲げるものとする。

① 心神喪失の常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者が属する世帯
② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 （昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項 の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 （昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項 に定める障害等級が一級である者として記載されている者が属する世帯
③ 身体障害者福祉法 （昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項 の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者が属する世帯
④ 国民年金法 （昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条第一項 、第三十条の二第三項、第三十条の三第一項又は第三十条の四第一項若しくは第三項の規定により障害基礎年金を支給されている者で同法第三十条第二項 に定める障害等級が一級であるものが属する世帯
⑤ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 （昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第一項 の規定によりその父母又は養育者が特別児童扶養手当を支給されている障害児で同法第二条第五項に定める障害等級が一級であるもの、同法第十七条 の規定により障害児福祉手当を支給されている重度障害児、同法第二十六条の二 の規定により特別障害者手当を支給されている特別障害者又は国民年金法 等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項 の規定により福祉手当を支給されている者が属する世帯
⑥ 戦傷病者特別援護法 （昭和三十八年法律第百六十八号）第四条第一項 又は第二項 の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法 （大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める特別項症から第三項症までである者として記載されている者が属する世帯
⑦ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 （平成六年法律第百十七号）第二条第二項 の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者で同法第十一条第一項 の規定による厚生労働大臣の認定を受けているものが属する世帯
⑧ 公害健康被害の補償等に関する法律 （昭和四十八年法律第百十一号）第四条第四項 の規定により公害医療手帳の交付を受けている者で、同法第二十五条第一項 に定める障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令 （昭和四十九年政令第二百九十五号）第十条 の表に定める特級、一級又は二級に該当するものが属する世帯
⑨ 常に就床を要し、かつ、複雑な介護を要する者が属する世帯
⑩ 精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者でその障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるものが属する世帯
⑪ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病で国の施策に基づきその医療及び療養に要する費用の全部又は一部が国により負担されるものに罹患している者が属する世帯
⑫ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）と死別し、又は婚姻を解消した者で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの、配偶者の生死が明らかでない者その他これらに準ずる状態にある者で民法 （明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条 の規定により現に児童を扶養しているものが属する世帯
⑬ 父母のない児童又は父母に監護されない児童が属する世帯
⑭ 生活保護法 （昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項 の要保護者である者が属する世帯

別紙２

収入額の算定方法

収入額の算定は、世帯が居住する住宅が被災日の属する年の前年の収入について行うものとし、当該収入額は、「地方税法による総所得金額」が次表の左欄に掲げる額である場合の各区分に応じ、右欄の算定式により計算した額とする。

したがって、世帯の中で所得がある人全員について各々の収入額を算定し、その合計額を世帯全体の収入額として、これより認定を行う。

総所得金額（A）	収　入　額
９７．５万円以下	（A）＋６５万円
９７．５万円を超え、１０８万円以下	（A）÷０．６
１０８万円を超え、２３４万円以下	（A＋１８万円）÷０．７
２３４万円を超え、４７４万円以下	（A＋５４万円）÷０．８
４７４万円を超え、７８０万円以下	（A＋１２０万円）÷０．９
７８０万円を超える	（A＋１７０万円）÷０．９５

※「地方税法による総所得金額」とは

当該収入が生じた年の翌年の４月１日に属する年度分の地方税法第５条第２項第１号に掲げる市町村民税（特別区が同法第１条第２項の規定によって課する同法第５条第２項に掲げる税を含む）にかかる同法第３１３条第１項に定める「総所得金額」をいう。

例１：給与所得者・給与等収入金額－給与所得控除額

例２：事業所得者・収入－必要経費

なお、計算結果に１円未満の端数がでたときは、切り捨てるものとする。

災害公営住宅制度・予算措置の概要

①　災害公営住宅の供給に係る措置の概要

		一般の公営住宅	災害公営住宅（※法律により「災害公営住宅」の名称が規定されているわけではないことに注意）			
			一般災害	激甚災害	東日本大震災	福島特措法
根拠となる法律		公営住宅法	公営住宅法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）	東日本大震災復興特別区域法	福島復興再生特別措置法
指定要件			※①または② ①被災地全域で500戸以上の住宅が滅失した災害 ②市町村の区域内で200戸以上又は全住宅の1割以上が滅失した災害	被災地全域で概ね4,000戸以上の住宅が滅失した災害等 （100戸以上又は全住宅の1割以上が滅失した市町村の被災者向けに整備する場合に適用）	（東日本大震災復興特別措置法に定める特定地方公共団体※：222市町村） ※その全部又は一部の区域が東日本大震災に際し災害救助法が適用された同法第2条に規定する市町村の区域又はこれに準ずる区域として政令で定める地方公共団体（岩手県・宮城県・福島県の全域を含む）	（避難指示区域） ※警戒区域（原子力災害対策特別措置法または当該法の規定により読み替えて適用される災害対策基本法の規定による警戒区域）等
入居対象	入居者資格	収入分位50%を限度に地方公共団体が条例で定める収入以下の者（本来階層） <参酌基準：収入分位25%>	収入分位50%を限度に地方公共団体が条例で定める収入以下の者（裁量階層）	災害発生の日から3年間は、当該災害により滅失した住宅に居住していた者について収入要件なし（※1）	災害発生の日から災害公営住宅の建設等が完了する期間（最長10年間）は、当該災害により滅失した住宅に居住していた者について収入要件なし	平成23年3月11日時点で避難指示区域に居住していた者
入居対象	入居者制限（補助の特例適用時）		災害発生の日から3年間は、当該災害により滅失した住宅に居住していた者	災害発生の日から3年間は、当該災害により滅失した住宅に居住していた者	災害発生の日から3年間は、当該災害により滅失した住宅に居住していた者	平成26年3月10日までは、避難指示区域に居住していた者
整備戸数の上限			滅失戸数の3割	滅失戸数の5割	滅失戸数の5割	なし
補助率（整備）	建設・買取	国　：概ね45% 地方：概ね55%	国　：2/3 地方：1/3	国　：3/4 地方：1/4	国　：7/8 地方：1/8（※2）	
補助率（整備）	借上（共同施設整備費のみ対象）	国　：2/3×概ね45% 地方：2/3×概ね55% 民間：1/3	国　：2/5 地方：2/5 民間：1/5	国　：2/5 地方：2/5 民間：1/5	国　：7/10 地方：1/10（※2） 民間：1/5	
補助率（整備）	用地取得造成				国　：7/8 地方：1/8（※2）	
補助率（整備）	高齢者生活支援施設				国　：7/12 地方：1/12（※2） 民間：1/3	
補助率	家賃低廉化	20年間　概ね45%	20年間　2/3	当初5年間　3/4 6～20年目　2/3	当初5年間　7/8 6～20年目　5/6（※2）	
補助率	特別家賃低減				3/4（※2）	
地方財政措置		地方債（充当率100%）	地方債（充当率100%）	地方債（充当率100%）	地方債（充当率100%）	

※1　被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に該当する地域に限る（当該都道府県・隣接都道府県で4,000戸以上滅失等）
※2　東日本大震災復興交付金制度の対象となる場合の、地方負担分の1/2にあたる追加負担を含む

②　災害公営住宅の譲渡処分等に係る概要（東日本大震災・復興推進計画及び福島復興再生特別措置法等）

	一般の公営住宅	災害公営住宅			
		一般災害	激甚災害	東日本大震災	福島特措法
譲渡要件	耐用年限の1/4を経過後で、特別の事由がある場合（当該公営住宅に需要がない場合）に譲渡可能			耐用年限の1/6を経過後で、特別の事由がある場合（当該公営住宅に需要がない場合）に譲渡可能	
譲渡対価の使途の制限に係る要件	公営住宅・共同施設の整備、修繕または改良に充てなければならない			左記に加え地域住宅計画に基づく事業に充てることも可能	

※　このほか、福島復興再生特別措置法において、公営住宅の用途廃止に関し、事後報告により事前承認を不要とする特例措置を設けている

1

災害公営住宅に係る家賃対策支援

東日本大震災による被災者向けの住宅の供給を強力に促進するため、災害公営住宅の家賃低廉化に係る地方公共団体の負担を軽減する支援策の充実を図る。

災害公営住宅の家賃低廉化支援

① 災害公営住宅家賃低廉化事業（現行）

被災者が災害公営住宅に入居する場合、入居者の家賃負担を軽減するため、地方公共団体による家賃の低廉化に対して、国が支援を行う。

対象住宅：収入15.8万円（所得層25%）以下の被災者が入居している災害公営住宅

対 象 額 ：近傍同種家賃と入居者負担基準額の差額

入居者の収入、住宅の立地・規模・経過年数によって決定

補 助 率 ：1～5年目　国3/4・地方1/4
6～20年目　国2/3・地方1/3
（通常は国45%・地方55%）

② 東日本大震災特別家賃低減事業（新設）

東日本大震災の被災者のうち、特に低所得な入居者の家賃負担について、①から更に軽減するため、地方公共団体による特別な家賃の低減事業に対して、国が支援を行う。

対象住宅：収入8万円以下の被災者が入居している災害公営住宅

対 象 額 ：入居者負担基準額と特定入居者負担基準額の差額（6～10年目までは、段階的に近傍同種家賃へ引き上げる経過期間）

補 助 率 ：1/2

入居者の収入、住宅の立地・規模・経過年数によって決定
（特に収入の低い方を対象に、入居者負担基準額から更なる減額家賃を設定

2

別冊資料④　東日本大震災の被害と対応概要（国土交通省 中部地方整備局 建政部 住宅整備課）

被害概要

国土交通省

東日本大震災

発生日時：平成23年3月11日（金）14:46

震源：三陸沖（牡鹿半島の東南東130km）、深さ14km

規模：マグニチュード9.0
※1900年以降に発生した地震では世界で4番目の規模

最大震度：震度７
※阪神・淡路大震災、新潟県中越地震に続き、３度目

人的被害：死者　15,856名、行方不明者 3,084名
負傷者 6,025名　（H24.4.4現在）

建物被害：全壊　129,489戸、半壊　255,625戸、
一部損壊701,918戸　（H24.4.4現在）

津波被害：6県62市町村に渡り、浸水面積535k㎡
※山手線内側の面積の約8.5倍

上：宮城県名取市
右下：宮城県気仙沼市

2

国土交通省

東日本大震災

約9割が津波により死亡

（出典）内閣府「平成23年版防災白書」

死者　15,856名
行方不明者 3,084名
（H24.4.4現在）

阪神・淡路大震災

約8割が建物倒壊により死亡

（出典）「神戸市内における検死統計（兵庫県監察医、平成7年）」

死者　6,434名
行方不明者　3名

関東大震災

約9割が火災により死亡

（出典）日本地震工学会「『日本地震工学会論文集 vol.4Sept, 2004』関東地震（1923年9月1日）による被害要因別死者数の推定、諸井孝文、武村雅之」

死者・行方不明
105,385名

3

仮設期の住まい

国土交通省

◆応急仮設住宅の建設状況（H24.9.3現在 国交省）

計	岩手県	宮城県	福島県	３県以外
(916地区) 53,169戸	(319地区) 13,984戸	(406地区) 22,095戸	(183地区) 16,775戸	(8地区) 315戸

入居　48,702戸（H24.9.3現在　厚労省）

◆民間賃貸住宅の借上げ（みなし仮設）の入居状況（H24.9.3現在　厚労省）

計	岩手県	宮城県	福島県	３県以外
63,379戸	3,461戸	22,432戸	24,967戸	315戸

◆公営住宅等＊の入居状況（H24.9.3現在　復興庁・国交省）

公営住宅等＊	うち公営住宅等	うちＵＲ賃貸住宅
19,429戸	約8,900戸	約970戸

＊公営住宅、UR賃貸住宅、雇用促進住宅、国家公務員宿舎等の合計は復興庁(H24.9.3)

5

阪神淡路大震災における復興プロセス

国土交通省

7

≪東日本大震災における市町村別被害状況及び応急仮設住宅戸数（岩手・宮城・福島）≫

県	市町村名	全壊住家数※1（棟）	半壊住家数※1（棟）	建設仮設※2		民賃仮設※3	公的賃貸※3		
				地区数（地区）	戸数（戸）		県営住宅	市町村営住宅	雇用促進住宅
岩手県	陸前高田市	3,159	182	53	2,168	125	2	－	48
	釜石市	2,957	695	50	3,164	428	33	3	229
	大船渡市	3,629	不明	39	1,811	592	3	7	116
	宮古市	2,677	1,328	62	2,010	585	30	10	59
	久慈市	65	213	2	15	48	－	3	10
	遠野市	－	4	1	40	－	－	－	－
	大槌町	3,092	625	48	2,146	129	－	－	6
	山田町	2,762	405	49	1,990	308	－	4	－
	岩泉町	177	23	3	143	17	－	－	－
	洋野町	10	16	1	5	0	－	3	－
	田野畑村	225	45	3	186	24	－	6	－
	野田村	311	168	5	213	88	－	－	3
	住田町	－	－	3	93	－	－	－	－
	計	19,064	3,704	319	13,984	2,344	68	23	471

【資料】
※1：「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について」第 146 報，総務省消防庁，平成 24 年9月 11 日現在
※2：「応急仮設住宅着工・完成状況（平成 25 年1月4日 10 時 00 分現在）」，国土交通省住宅局
※3：「東日本大震災津波対応の活動記録」，岩手県県土整備部建築住宅課，平成 23 年 12 月 1 日内容更新
公的賃貸住宅の対象は市町村営住宅、県営住宅、国家公務員宿舎、雇用促進住宅

県	市町村名	全壊住家数※1（棟）	半壊住家数※1（棟）	建設仮設※2		民賃仮設※3	公的賃貸※4
				地区数（地区）	戸数（戸）		
宮城県	仙台市	29,912	108,542	19	1,523	8,745	801
	石巻市	22,357	11,021	131	7,297	4,361	－
	塩竈市	655	3,188	7	206	499	－
	気仙沼市	8,483	2,568	93	3,504	1,335	－
	名取市	2,801	1,129	8	910	844	－
	多賀城市	1,746	3,730	6	373	1,072	－
	岩沼市	736	1,606	3	384	559	－
	東松島市	5,504	5,561	25	1,753	897	－
	亘理町	2,540	1,199	5	1,126	243	－
	山元町	2,217	1,085	11	1,030	77	－
	七ヶ浜町	675	648	7	421	85	－
	女川町	2,924	347	30	1,294	55	－
	大郷町	50	274	1	15	10	－
	美里町	129	627	2	64	95	－
	南三陸町	3,142	174	58	2,195	51	－
	計	83,871	141,699	406	22,095	18,928	－

【資料】
※1：「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について」第 146 報，総務省消防庁，平成 24 年9月 11 日現在
※2：「応急仮設住宅着工・完成状況（平成 25 年1月4日 10 時 00 分現在）」，国土交通省住宅局
※3：「応急仮設住宅（民間賃貸借上住宅分）物件所在市町村別入居状況」，宮城県保健福祉部震災援護室，平成 24 年 12 月 28 日現在
※4（仙台市のみ）：「仙台市公的賃貸住宅入居者数」，仙台市資料，平成 24 年3月 30 日現在
対象は市営住宅、県営住宅、UR住宅・JR・NTT社宅

県	市町村名	全壊住家数[※1]（棟）	半壊住家数[※1]（棟）	建設仮設[※2]	
				地区数（地区）	戸数（戸）
福島県	福島市	204	3,981	14	1,382
	二本松市	11	458	11	1,069
	伊達市	25	215	1	126
	本宮市	13	117	7	475 （▲54）
	国見町	191	565	4	100
	桑折町	49	170	1	300
	川俣町	28	25	4	230
	大玉村	2	10	1	648 （▲230）
	郡山市	2,432	21,202	7	1,282
	須賀川市	1,249	3,502	4	177
	田村市	19	191	5	410
	鏡石町	172	766	4	100
	白河市	240	1,796	4	260
	矢吹町	289	1,567	3	85
	西郷村	92	298	1	42
	会津若松市	4	59	12	884 （▲59）
	会津美里町		2	1	259
	猪苗代町	18	63	1	10
	相馬市	1,002	804	13	1,500
	南相馬市	5,517	1,402	28	2,853 [188]
	広野町	不明	不明	2	46
	川内村	7	395	2	50
	新地町	439	138	8	573
	三春町	31	180	15	770
	いわき市	7,873	32,303	33	3,512 [140]
	計	19,907	70,209	186	8,771 （▲343）

注：福島県において、応急仮設住宅の移築が行われる場合には、移築元における移築により撤去する戸数を（　）内書きで記載し、移築先における着工戸数、完成戸数を[　]内書きで記載している。

【資料】
※1：「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について」第 146 報，総務省消防庁，平成 24 年9月 11 日現在
※2：「応急仮設住宅着工・完成状況（平成 25 年1月4日 10 時 00 分現在）」，国土交通省住宅局

別冊資料⑤　東日本大震災における応急仮設住宅の運用通知等

≪国土交通省及び厚生労働省関係通知の例≫（国土交通省 中部地方整備局 建政部 住宅整備課）

（参考）国土交通省関係通知の例

被災者の住宅確保関係

〇東北地方太平洋沖地震に係る被災者の住宅確保対策等について（協力要請） (3/15)

国交省建設流通施策審議官 ⇒ 全国宅地建物取引業協会連合会ほか関係6団体宛て

①地公体との協定に基づく民賃への円滑な入居確保、②近隣県会員各社と連携した民賃の情報提供・無報酬での斡旋仲介、③管理物件の早期点検及び復旧に向けた相談・調整

〇応急仮設住宅の建設用地の選定について (4/7)

国交省住宅局住宅生産課長 ⇒ 岩手県・宮城県・福島県応急仮設住宅担当部長宛て

農業振興地域制度・農地転用許可制度上の国・知事の許可を要しないこと、及び都計法に基づく開発許可を要しない旨を伝え、応急仮設住宅用地選定の円滑化をお願い

〇応急仮設住宅の入居者選定について (4/11)

国交省住宅局住宅生産課長 ⇒ 岩手県・宮城県・福島県・栃木県・千葉県・長野県応急仮設住宅担当部長宛て

従前のコミュニティ維持への配慮のため、単純な抽選でなく地域の実情にあった選定方法を検討の上、被災者の方々が安心して入居できる居住環境整備を進めるようお願い

〇応急仮設住宅と仮設施設との整備の調整について (6/24)

厚労省社会援護局総務課長・中小企業庁長官官房参事官・国土交通省住宅局住宅生産課長 ⇒ 岩手県・宮城県・福島県応急仮設住宅担当部長ほか関係2部長

応急仮設住宅と仮設施設（店舗・事務所・工場等）の近接整備の調整に関するお願い
（岩手県宮古市の【グリーンピア三陸みやこ】の事例を紹介）

17

（参考）厚生労働省関係通知の例（建設仮設関係）

主な建設仮設関係通知

- 〇着工期間は災害発生から20日以内とされているが、被害状況を鑑み、この期間を超えても出来るだけ早く着工すれば差し支えない (3/19)
- 〇住家に直接被害が無くても、長期にわたり自らの住家に居住できない場合、応急仮設住宅の提供可能 (4/4)
- 〇用地確保困難な場合、土地の借料も通常の範囲内で災害救助法の国庫負担対象 (4/15)
- 〇応急仮設住宅をグループホーム等に係る共同住居として活用する場合、立地や居室等の設備基準について一定の弾力的運用が可能 (4/27)
- 〇建設用地における造成費及び原状回復経費について、必要・合理的な範囲内で災害救助法の国庫負担対象 (5/6)
- 〇県外など遠方の応急仮設住宅一時入居者が希望すれば、県がやむをえないと認める場合には、地元の応急仮設住宅への入居を認めることが可能 (5/18)

追加工事等の国庫負担対象

- 〇簡易スロープ、簡易舗装化、断熱材の追加、日よけ、風除室、二重ガラス化（6/21）
- 〇緑のカーテン（7/14）
- 〇すきま風防止シート、居室に畳設置、エアコン追加、トイレ暖房便座、配管凍結防止等（9/28）
- 〇石油ストーブ・ファンヒーター（10/7）、
- 〇消火器、AED（集会場・談話室）（10/26）
- 〇風呂の追い炊き機能、家具収納物置（H24/4/7）

18

（参考）厚生労働省関係通知の例（民賃仮設関係）

主な民賃仮設関係通知

〇応急仮設住宅設置に代えて、民間賃貸住宅の借り上げも可能 (3/12)
〇公的宿泊施設・民間旅館・ホテルを借上げて避難所として活用も可能 (3/19)
〇民間賃貸住宅、空き家借り上げによる、応急仮設住宅の設置も差し支えない（岩手・宮城県内陸地震の際は月額6万円／戸を参考例示） (3/19)
〇発災以降に被災者名義で契約したものも、その契約時以降、県名義の契約に置き換えた場合、災害救助法の国庫負担対象 (4/30)
〇民賃の家賃について、地域の実情・家族構成員数・要介護者有無等を勘案し、県における柔軟な対応を要請（岩手・宮城県内陸地震の際は月額6万円／戸を参考例示） (5/24)
〇民賃家賃は月額6万円を絶対的な「上減額」として運用するのではなく、被災世帯の個別の事情等に応じて幅を持たせた柔軟な運用を要請 (7/15)

付帯設備の国庫負担対象

〇必要最小限の付帯設備（エアコン・ガスコンロ・照明器具・給湯器・カーテン）の設置費用を家賃等の中に上乗せすることが可能 （5/30）
〇上記の対応が困難で、住宅の所有者・管理者に対して設置費用を支出した場合、国庫負担の対象 （5/30）

19

【参考】「厚生労働省から発出した通知等（分野別）」, 厚生労働省
http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000178dn.html

≪応設仮設住宅の建設用地の選定について≫
（平成 23 年４月７日／国土交通省住宅局住宅生産課長通知）

国住生第５７号
平成２３年４月７日

岩手県・宮城県・福島県
応急仮設住宅担当部長　殿

国土交通省住宅局住宅生産課長

応急仮設住宅の建設用地の選定について

東日本大震災後の復旧・復興等に向け、各都道府県におかれては日夜ご尽力されているところと存じます。

応急仮設住宅の建設に関する許可については、各関係制度において不要とされている旨、所管部局より下記の通り通知されております。当該内容についてあらためてご確認の上、関係各位にご周知いただき、応急仮設住宅の用地選定を円滑に進めていただくよう、お願い致します。

記

地方公共団体による農地への応急仮設住宅の建設に際しては、農林水産省から平成２３年３月２３日付通知２２農振第２１３７号（別添１）にて通知されているとおり、農業振興地域制度及び農地転用許可制度上、国または都道府県知事の許可を要しないこととされている。

また、都市計画法に基づく開発許可についても、応急仮設住宅の建設に際しては、平成２３年４月５日付通知国都開第１号（別添２）にて各行政庁開発許可担当課長あて通知されているとおり、同法第２９条第１０号又は同法第４３条第１項第２号の非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為に該当するところにより、許可を要しないと解されている。

≪応設仮設住宅の入居者選定について≫
（平成23年4月11日／国土交通省住宅局住宅生産課長通知）

国住生第６３号
平成２３年４月１１日

岩手県、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、長野県
応急仮設住宅担当部長　殿

国土交通省住宅局住宅生産課長

応急仮設住宅の入居者選定について

東日本大震災後の復旧・復興等に向け、各県におかれては日夜ご尽力されているところと存じます。

今般、関係省庁の連携の下、応急仮設住宅の供給等を促進し、被災者の方々の生活の安定を一刻も早く実現するため、「被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議」（座長：池口国土交通副大臣）を設置し、4月5日には「応急仮設住宅の供給等に関する当面の取組方針」（以下「当面の取組方針」という。）をとりまとめたところです。（別添参照）

当面の取組方針のとおり、応急仮設住宅の入居にあたっては、被災者、特に高齢者などが安心して居住できるように、地域の実情に応じ、従前のコミュニティが可能な限り維持されるように配慮をお願いしているところです。

従って、入居者選定方法についても、応急仮設住宅の入居を希望する被災者間の公平性が保たれる範囲においては、単純な抽選を行う方法ではなく、地域の実情にあった選定方法をご検討の上、被災者の方々が安心して居住できる環境整備を進めていただくよう、お願い致します。

なお、管下市町村の関係者に対して、上記内容に関する情報提供を併せてお願い致します。

≪応設仮設住宅と仮設施設との整備の調整について≫

（平成 23 年 6 月 24 日

／厚生労働省社会援護局総務課長･中小企業庁長官官房参事官･国土交通省住宅局住宅生産課長通知）

社援総第０６２４第２号
平成23･06･24中庁第１号
国住生第２５４号
平成２３年６月２４日

岩手県、宮城県、福島県
　災害救助担当主管部長
　中小企業担当主務部長
　応急仮設住宅担当部長　殿

厚生労働省社会援護局総務課長

中小企業庁長官官房参事官

国土交通省住宅局住宅生産課長

応急仮設住宅と仮設施設との整備の調整について

東日本大震災後の復旧・復興等に向け、各県におかれましては日夜ご尽力されているところと存じます。

被災者のための応急仮設住宅の建設につきましては、用地の確保及び発注の前倒し等につきお願いしているところですが、被災された事業者のための仮設施設（店舗、事務所、工場等）の整備につきましても、被災地の復旧・復興に向けた重要な対策と考えます。

今般、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が、市町村からの要請に基づき仮設施設（店舗・事務所・工場等）を整備し、市町村を通じて事業者に貸与する取組を開始いたしましたが、今後、被災者の利便性向上等の観点から、応急仮設住宅と仮設施設が同敷地内あるいは近傍に整備されることが望ましい場合があるものと考えます。

このため、管下市町村に対し、別紙事例の紹介を頂くとともに、各市町村の住宅・福祉・商工等関係各部局が協力し、被災者の利便性向上等を考慮した応急仮設住宅と仮設施設との整備計画について調整を進めるよう、適切な助言をお願いいたします。

別紙

応急仮設住宅と仮設施設とが近接する整備事例

1　位置
- 岩手県宮古市田老向新田（グリーンピア三陸みやこ）
- 宮古市有地内

2　仮設住宅の概要
- 事業主体　岩手県
- 軽量鉄骨造、地上1階建て、74棟、407戸
- 完成済み

3　仮設施設の概要
- 事業主体　独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 軽量鉄骨造、地上2階建て、3棟、23区画
- 物販店舗（食品、衣料、家電、雑貨等）、飲食店舗、サービス店舗（理美容等）等
- 完成時期　8月末を予定（現在建築に係る手続き中）

※　宮古市の要請に基づき、東日本大震災により宮古市田老地区内で被災した中小事業者が入居するため整備するもの。

＜東日本大震災における対応事例＞

別冊資料⑥　応急仮設住宅の立地場所、応急仮設住宅建設候補地一覧（宮古市）

応急仮設住宅建設候補地一覧

平成23年7月9日現在

No.	地区	所在地	名称	敷地	敷地面積		建設戸数構造別内訳				着工日	完成日	入居日		摘要
				所有権	全体面積	建築可能面積	合計	2DK	1DK	3K					
1	田老	宮古市田老字向新田148	グリーンピア田老多目的グラウンド	宮古市	27,000	20,807	248	172	38	38	3月25日	5月2日	5月15日	248	
2	愛・鍬	宮古市中里団地16	愛宕公園隣接地(旧愛宕中)	宮古市	13,400	10,547	81	57	12	12	3月30日	4月30日	5月3日	81	
3	市内	宮古市西ケ丘一丁目1番	西ケ丘近隣(さくら)公園	宮古市	12,000	7,393	50	39	6	5	4月8日	5月16日	5月20日	35	
4	磯鶏・高浜・金浜	宮古市磯鶏8地割	宮古水産高校第二グランド	岩手県	10,000	10,000	90	66	12	12	4月8日	5月16日	5月25日	90	
5	赤前	宮古市赤前第11地割49－2	赤前小学校	宮古市		6,037	78	42	18	18	4月13日	5月16日	5月18日	78	
6	市内	宮古市近内	近内地区センター	宮古市	4,908	4,908	43	22	11	10	4月13日	5月16日	5月20日	43	
7	田老	宮古市田老字向新田148	グリーンピア田老駐車場横	宮古市			37	16	10	11	4月13日	5月20日	6月1日	37	
8	津軽石	宮古市津軽石第14地割	旧家畜保健所跡	岩手県		3,038	29	29			4月15日	5月16日	5月28日	29	
9	津軽石	宮古市津軽石第14地割	清寿荘中庭	宮古市		2,000	22	22			4月22日	5月28日	5月28日	22	
10	田老	宮古市田老字西向山樫内	樫内宅地(サンオーエン)	宮古市		5,279	35	18	9	8	4月21日	5月25日	6月11日	35	
11	重茂	宮古市(重茂)音部第3地割	笹見内地区センター隣接地	民地		2,000	32	32			4月22日	5月28日	6月8日	32	
12	重茂	宮古市重茂第1地割	漁協付近空き地	民地		3,000	12	12			4月22日	5月28日	6月8日	12	
13	重茂	宮古市重茂第29地割	大程民地	民地		3,000	4	4			4月22日	5月22日	6月2日	4	
14	重茂	宮古市重茂(千鶏)第15地割	移動通信鉄塔脇	民地		500	13	13			4月22日	6月8日	6月8日	13	
15	田老	宮古市田老字向新田148	グリーンピア田老テニスコート	宮古市			122	82	20	20	4月21日	6月1日	6月14日	116	
16	崎山	宮古市崎山	崎山中学校北側宅地	民地			44	44			4月22日	5月21日	6月8日	44	
17	愛・鍬	宮古市日立浜町11	浄土ケ浜第3駐車場	宮古市			30	30			4月22日	6月10日	6月21日	30	
18	愛・鍬	宮古市愛宕	愛宕小校庭	宮古市	3300	3,050	45	32	7	6	4月29日	5月31日	6月10日	45	
19	重茂	宮古市重茂第1地割	重茂小校庭	宮古市			15	8	4	3	4月29日	5月31日	6月11日	15	
20	白浜	宮古市白浜第2地割75-4	白浜地区センター	宮古市		1,000	13	13			4月29日	5月27日	5月27日	13	
21	高浜	宮古市高浜	高浜高台開発地	社有地		2,000	44	44			4月29日	5月27日	6月29日	44	
22	津軽石	宮古市津軽石第12地割	藤畑公民館隣接地	民地	4,573	3,925	26	26			4月29日	5月27日	6月24日	26	
23	市内	宮古市実田二丁目1-1	みた公園及び隣接地	市・民地		4,129	34	34			4月29日	5月27日	6月17日	34	
24	新里	宮古市茂市第5地割5－2	新里生涯学習センター	宮古市	12,600	5,168	60	45	8	7	4月29日	5月28日			
25	市内	宮古市宮町三丁目7-10	ひばり公園	宮古市	2,837		24	24			5月9日	6月21日	7月8日	24	
26	磯鶏・高浜・金浜	宮古市上村一丁目7-1	わむら公園	宮古市	2,300		12	12			5月9日	7月1日	7月5日	12	
27	磯鶏・高浜・金浜	宮古市八木沢二丁目8-4	八木沢公園	宮古市	2,203		16	16			5月9日	6月3日	6月21日	16	
28	市内	宮古市西町4-2	つつじケ丘公園	宮古市	2,026		12	12			5月9日	6月13日	6月29日	12	
29	市内	宮古市田の神二丁目4-3	田の神公園	宮古市	1,600		12	12			5月9日	6月13日	6月29日	12	
30	市内	宮古市山口二丁目1-12	やどり木公園	宮古市	2,150		15	15			5月9日	6月13日	6月29日	15	
31	崎山	宮古市崎山第1地割6	若葉台公園	宮古市	880		7	7			5月9日	6月4日	6月21日	7	
32	市内	宮古市宮町四丁目5-5	あゆみ公園	宮古市	2,190		16	16			5月9日	6月29日			
33	市内	宮古市板屋二丁目4-1	板屋公園	宮古市	3,129		22	22			5月11日	6月20日	6月29日	22	
34	市内	宮古市南町6-13	南公園	宮古市	3,108		24	24			5月9日	7月2日			
35	市内	宮古市長町一丁目7-2	長町公園	宮古市	1,637		12	12			5月9日	6月20日	6月29日	12	
36	市内	宮古市佐原二丁目9-1	わかば公園	宮古市	2,171		11	11			5月9日	6月13日	6月21日	11	
37	市内	宮古市西ケ丘三丁目3-1	げんき公園及び西ケ丘分譲地	宮古市	2,227		14	14			5月10日	6月15日	6月24日	14	
38	市内	宮古市西ケ丘二丁目6	なかよし公園	宮古市	2,601		18	18			5月6日	6月15日	6月24日	18	
39	市内	宮古市西ケ丘三丁目11	にしがおか公園	宮古市	2,079		24	24			5月10日	6月9日	6月24日	15	
40	市内	宮古市西ケ丘四丁目5-1,2,3	公社西ケ丘分譲地	宮古市	1,388		14	14			5月10日	6月9日	6月24日	14	
41	津軽石	宮古市大字津軽石字荷竹	荷竹農村公園	共有地	6,368	6,368	82	82			5月13日	7月2日	7月8日	82	
42	市内	宮古市近内10地割	公園予定地(川端橋付近)	宮古市	1,190	1,190	10	10			5月12日	5月31日	6月24日	10	
43	愛・鍬	宮古市日立浜町11	漁民住宅跡地	宮古市	2,516		15	15			6月17日				
44	愛・鍬	宮古市熊野町5-7	鍬ケ崎児童遊園	宮古市	1,639		20	14	3	3	5月17日	6月23日	7月8日	20	
45	小山田	宮古市小山田4-6	きれまち詰所跡地	宮古市		3,300	14	10	2	2	5月17日	6月30日			
46	小山田	宮古市小山田1-1	中継ポンプ場隣接地	宮古市		875	10	8	1	1	5月17日	6月30日			
47	市内	宮古市西町一丁目4	西公園	宮古市	4,033		20	14	3	3	5月25日	7月2日			
48	市内	宮古市長町二丁目5-1	つくし公園	宮古市	1,808		13	9	2	2	5月24日	7月2日			
49	市内	宮古市上鼻二丁目40-8	上鼻二丁目公園	宮古市	1,285		12	8	2	2	5月24日	6月27日			
50	重茂	宮古市重茂第1地割	重茂小学校隣接地	民地			8	8			6月15日				
51	藤原	宮古市藤原3丁目8	ラサ工業社宅跡地	社有地	16,972	10,087	28	28			6月22日				
52	松山	宮古市松山6-50-4	ラサ工業所有地	社有地	4,006	4,000	37	26	5	6	6月2日	7月9日			
53	市内	宮古市和見町9-29	児童相談所	県有地			16	10	3	3	5月27日	7月1日			
54	花輪	宮古市田鎖第3地割字袴沢1番	資材置場及びグランド	社有地	16,972	10,087	50	50			6月17日				
55	愛・鍬	宮古市佐原三丁目7	佐原地区民地	民地	2,035		12	12			5月27日	7月10日			
56	愛・鍬	宮古市日影町143-1	日影町民地	民地	1,565		10	10			6月3日	7月4日	7月7日	10	
57	田老	宮古市田老字西向山樫内119-13	樫内宅地(サンオーエン2)	宮古市		5,295	33	27	6		6月10日				
58	愛・鍬	宮古市熊野町6	鍬ケ崎小学校	宮古市			30	30			6月12日				
59	花輪	宮古市田鎖9-60-6	みちのくコカ・コーラ隣接地	社有地			27	27			6月15日				
60	田老	宮古市田鎖字摂待	摂待地区民有地	民地			7	7			5月27日	7月1日	7月7日	7	
61	愛・鍬	宮古市佐原二丁目9-1	宮古第二中学校	宮古市			96	96			6月19日				
	入居	全体戸数	2,000	建設候補地総数			2,010	1,656	182	172	61箇所	53箇所	42箇所	1459戸	

別冊資料⑦　応急仮設住宅位置図、仮設住宅建設・入居状況一覧（釜石市）

仮設住宅建設・入居状況一覧

	通称	団地名	施工業者	住所	建設戸数	入居決定戸数	空き戸数	入居率
昭和園・上中地区								
1501	昭和園	中妻町	郡リース	中妻町三丁目3番	118	115	3	97%
1502	上中島	上中島町	郡リース	上中島町三丁目4番	185	180	5	97%
栗林地区								
1601	栗林	栗林町	郡リース	栗林町第17地割8番地3、4番地16	87	85	2	98%
1602	道々A	栗林町第2A	郡リース	栗林町第17地割26番地1	34	31	3	91%
1603	道々B	栗林町第2B	郡リース	栗林町第17地割59番地1、25番地1	32	31	1	97%
1604	県有地	栗林町第3	東日本アセットマネジメント	栗林町第20地割5番地	32	32	0	100%
1605	さんあい	栗林町第5	日本住宅	栗林町第22地割14番地2, 17番地3	36	36	0	100%
1606	排水	栗林町第4	日本住宅	栗林町第24地割77番地1	111	109	2	98%
鵜住居地区(北)								
1701	田郷A	鵜住居町A	郡リース	鵜住居町第5地割10番地5	72	72	0	100%
1702	田郷B	鵜住居町B	郡リース	鵜住居町第5地割13番地10	36	36	0	100%
1703	田郷C	鵜住居町C	郡リース	鵜住居町第5地割24番地3	36	36	0	100%
1704	田郷D	鵜住居町D	郡リース	鵜住居町第5地割26番地4	47	46	1	98%
1705	太田	鵜住居町第3	郡リース	鵜住居町第2地割13番地1	12	12	0	100%
1706	川目	鵜住居町第4	郡リース	鵜住居町第3地割53番地	24	24	0	100%
1707	長持下流	鵜住居町第5	郡リース	鵜住居町第4地割	69	69	0	100%
1708	長持上流	鵜住居町第6	東日本アセットマネジメント	鵜住居町第4地割	12	12	0	100%
鵜住居地区(水海)								
1711	水海	両石町女遊部	日本住宅	両石町第4地割	8	7	1	88%
鵜住居地区(南)								
1721	日向A	鵜住居町第2A	郡リース	鵜住居町第29地割6番地2	47	46	1	98%
1722	日向B	鵜住居町第2B	郡リース	鵜住居町第29地割18番地92	6	6	0	100%
1723	日向C	鵜住居町第2C	郡リース	鵜住居町第29地割18番地28	12	12	0	100%
1724	日向D	鵜住居町第2D	郡リース	鵜住居町第29地割33番地1	91	90	1	99%
1725	日向E	鵜住居町第2E	郡リース	鵜住居町第29地割24番地1	43	43	0	100%
1726	山崎デイ	鵜住居町第7	小原建設	鵜住居町第25地割10番地7	16	16	0	100%
1727	日向国有	鵜住居町第8	タカヤ	鵜住居町第29地割15番地1	17	17	0	100%
1728	日向(金)	鵜住居町第9	日盛ハウジング	鵜住居町第29地割18番地2	6	6	0	100%
天神・大只越地区								
1801	旧釜石小・旧一中	天神町	郡リース	天神町5番	127	124	3	98%
1802	大只越	大只越町	日成ビルド	大只越町一丁目11番	12	11	1	92%
1803	旧釜石小・旧一中 増設	天神町	郡リース	天神町5番	12	12	0	100%
大平地区								
1901	大平	大平町	ダイワハウス	大平町二丁目6番	17	17	0	100%
1902	歴史館	大平第2	日成ビルド	大平町二丁目12番	19	18	1	95%
平田地区								
2001	旧釜石商業グラウンド	平田	郡リース	大字平田第6地割1番地9	111	108	3	97%
2002	旧釜石商業野球場	平田第2	郡リース	大字平田第6地割1番地9	123	111	12	90%
平田地区								
2004	平田公園	平田第6	日盛ハウジング	大字平田第5地割84番地5	240	233	7	97%
2003	平田球場	平田第5	郡リース	大字平田第5地割92番地8	42	39	3	93%
唐丹地区								
2101	小白浜	唐丹町小白浜	日成ビルド	唐丹町字小白浜433番地1	49	48	1	98%
2111	川目A	唐丹町川目	郡リース	唐丹町字川目12番地1	10	10	0	100%
2112	川目B	唐丹町川目	郡リース	唐丹町字川目10番地3	20	20	0	100%
2113	川目C	唐丹町川目	郡リース	唐丹町字川目9番地1	25	23	2	92%
2114	川目D	唐丹町川目	郡リース	唐丹町字片岸178番地2	12	12	0	100%
2104	大曽根	唐丹町大曽根	郡リース	唐丹町字大曽根133番地2、字桜峠104番地1	29	29	0	100%
2103	荒川	唐丹町上荒川	日本住宅	唐丹町字上荒川146番地2	18	17	1	94%
箱崎地区								
2201	箱崎	箱崎町A	郡リース	箱崎町第11地割18番地1	12	12	0	100%
2202	箱崎	箱崎町B	郡リース	箱崎町第5地割19番地1	39	34	5	87%
2203	箱崎	箱崎町C	郡リース	箱崎町第6地割17番地1	31	26	5	84%
2204	箱崎	箱崎町D	郡リース	箱崎町第7地割9番地3	6	6	0	100%
箱崎白浜地区								
2301	箱崎白浜	箱崎町第3	小原建設	箱崎町第1地割1番地5	20	20	0	100%
平田(尾崎・佐須)地区								
2401	尾崎白浜	平田第3	平野組	大字平田第7･8地割	17	15	2	88%
2402	佐須	平田第4	平野組	大字平田第9地割72番地1･64番地1	13	13	0	100%
唐丹(大石)地区								
2501	大石	唐丹町大石	小原建設	唐丹町字向54番地	6	4	2	67%
野田・小佐野地区								
2601	野田中央	野田町	ダイワハウス	野田町一丁目5番	36	36	0	100%
2602	野田西	野田町第2	ダイワハウス	野田町二丁目16番	49	48	1	98%
2603	向定内	定内町	ダイワハウス	定内町三丁目4番	42	42	0	100%
2604	旧小佐野中学校	小佐野町	郡リース	小佐野町三丁目6番	59	58	1	98%
2605	市民体育館前	桜木町	郡リース	桜木町一丁目1番,5番	113	112	1	99%
甲子(松倉)地区								
2701	松倉A	甲子町A	郡リース	甲子町第10地割85番地,86番地,87番地2	28	28	0	100%
2702	松倉B	甲子町B	郡リース	甲子町第10地割731番地1	53	52	1	98%
2703	松倉C	甲子町C	郡リース	甲子町第10地割733番地	36	36	0	100%
2704	松倉D	甲子町D	郡リース	甲子町第10地割746番地	8	8	0	100%
甲子(大畑)地区								
2705	大畑南	甲子町第2	ダイワハウス	甲子町第9地割211番地2, 204番地2	72	69	3	96%
2706	大畑西	甲子町第7	ダイワハウス	甲子町第8地割267番地1	36	36	0	100%
2707	大畑北	甲子町第8	郡リース	甲子町第9地割2番地2	12	12	0	100%
2708	大畑東	甲子町第10	日本住宅	甲子町第9地割245番地	41	41	0	100%
甲子(サッカー場・大松)地区								
2711	サッカー場	甲子町第6	日本住宅	甲子町第10地割159番地2	138	131	7	95%
2709	大松	甲子町第9	パナホーム	甲子町第3地割238番地	120	120	0	100%
小川地区								
2801	旧小川小	甲子町第3	ミサワホーム	甲子町第15地割24番地2	56	55	1	98%
2802	小川公園	甲子町第4	ミサワホーム	甲子町第15地割	66	66	0	100%
総計								
					3164	3081	83	97%

別冊資料⑧　東日本大震災における建設仮設の仕様例（岩手県）

【出典】「第１回中部ブロック災害時住宅支援に係る連絡調整会議　岩手県課長講演参考資料」，
国土交通省 中部地方整備局 建政部 住宅整備課

応急仮設住宅プレハブ協会規格部会仕様(組立ハウス)　　　※[ ]書はユニットハウス

		標準仕様	岩手県仕様
基礎		木杭:@900 末口 90mm、幕板:ぬき板 13×90 玄関上り口:木製または鋼製踏台　土台 大引き:木製又は鋼製　[コンクリートブロック、平板独立敷]	
床組		束:木杭@900 末口 75mm	
床		床:パネル敷	+ｸﾞﾗｽｳｰﾙ50mm ポリエチレンフィルム敷 t=0.15 +4mmベニア
屋根		折板葺又は長尺カラー鋼板パネル式	
壁		外壁パネル:外 カラー鋼板 断熱材入り 内 カラー鋼板 間仕切下地:木製下地(30×40 縦@450 横@900)、又は鋼製下地(W45@450) 準耐火界壁:木製下地石膏ボード t=12.5+化粧石膏ボード t=9.5(小屋裏まで3世帯毎) ｸﾞﾗｽｳｰﾙ入り(t=50 10kg) コンロ前:けい酸カルシュウム板 t=4	+ｸﾞﾗｽｳｰﾙ50mm
天井		カラー合板パネル式(ｸﾞﾗｽｳｰﾙ入り t=50 10kg)[化粧合板又はカラー鋼板]	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ50mm 天井目貼テープ
建具		引き違い又は片引きアルミサッシ戸 上段:型板ガラス t=4 下段:腰パネル(出入り口) 引き違いアルミサッシ窓　透明ガラスt=3 (窓)アミ戸付 内部建具:原則としてアコーディオンカーテン(単板式)H=1,740、W=800以上とする	2重サッシ又はペアガラス
板金工事			
設備	給・排水 衛生設備	給　水:原則として水道用硬質塩化ビニル管(量水器は別途)又は同等品 流し前推薦は原則、シングルレバータイプ混合水栓とする 汚水排水:原則として一般用硬質塩化ビニル管とする。(放流形式は地域指導に準ずる) ガ　ス:プロパン又は都市ガス供給で住戸毎の集中配管とし白ガス管とする。 ガス漏れ警報器及びマイコンメーター設置 給湯設備:浴室用16号(プロパン又は都市ガス) 換　気:原則として流し前はプロペラ扇(200mm フード付)、トイレは1L40W 入口灯はFL10W 火災報知器:住宅用火災報知器、各居住に設置する(機種は消防署の指示による) 工事範囲:屋外1mまで(プロパンは集合装置を含む)	水抜栓1箇所、給水管外部立ち上がり部:ヒーター巻
	電気設備	幹　線:単相3線式100V 30A 引き込みケーブル6戸毎 CV 38mm² -3C 照明器具:居室はサークライン32W+30W[FL40W×2又はFL20W×3] 台所はFL20W×2逆富士型 トイレは1L40W コンセント:入口灯はFL10W 居室(6帖)は2連2ヶ所 居室(4.5帖)は2連2ヶ所 台所は2連1ヶ所 冷蔵庫用2連E付1 換気扇用各処1ヵ所 洗濯機用2連E付1ヶ所 屋外給湯機用外部に防水2連E付1ヶ所 汲み取り便所は外部に防水コンセント1口E付1ヶ所(屋外給湯機用と兼用可) エアコン用(居間に設置)・電子レンジ用・ガス漏れ警報器用のコンセント(2連E付1)設置 注意)上記の別途電気設備類を増設する場合は、電気容量不足等の問題があります。 スイッチ :ユニットバス内照明器具SWと換気扇SWは別個設ける T E L :別途工事 スリーブ :別途工事(TEL用20φ、クーラー用75φ 居間に設置) T　V :居室にTV端子1ヶ所/1戸(VHF7波 UHF2波) 工事範囲:屋内工事のみ	

		床	巾木	間仕切壁	天井	備考	岩手県仕様
室内	居室	タイルカーペット	木製又は塩ビ製	化粧プラスターボード t=9.5[カラー合板 t=2.5又は化粧プラスターボード t=9.5]	カラー合板 t=2.5[化粧合板又はカラー鋼板]	カーテン&レール(ダブル)、レースカーテン、遮光カーテン	TELﾓｼﾞｭﾗｰｼﾞｬｯｸ(呼線共) エアコン一台 物干し上部庇
	押入	タイルカーペット	同上	合板 t=2.5	同上	中段付(天袋無し)H=800、カーテン、カーテンレール	
	台所	塩ビシート又はCFシート、合板 t=4下地、吊戸棚下地 H=1450mに設置	同上	化粧プラスターボード t=9.5[カラー合板 t=2.5又は化粧プラスターボード t=9.5]	同上	流し台 750(6型)、流し台 1050(9、12型)、吊戸棚 600、コンロ台 600、バックガード付2口コンロ(グリル付)、ガス栓は1口、洗濯パンを含む	
	浴室	ユニットバス(入口跨ぎ高さは180未満とする)				2点セットタイプ、手摺:内部に1ヶ所設置、外部に1ヶ所(取付位置P9-34)、風呂のフタは含む	
	トイレ	塩ビシート又はCFシート、合板 t=4下地	木製又は塩ビ製	化粧プラスターボード t=9.5[カラー合板 t=2.5又は化粧プラスターボード t=9.5]	カラー合板 t=2.5[化粧合板又はカラー鋼板]	水洗式、手摺付(横棒タイプH=700)、手摺を内部1ヶ所、便器は洋式、ロータンクは防露タンプ、ペーパーホルダー(H=600)、タオル掛け	暖房便座用コンセント
	玄関	塩ビシート又はCFシート、合板 t=4下地	木製又は塩ビ製	化粧プラスターボード t=9.5[カラー合板 t=2.5又は化粧プラスターボード t=9.5]	カラー合板 t=2.5[化粧合板又はカラー鋼板]	床見切り(への字)	風除室・網戸設置
	備品	郵便受 各住戸 1ケ所設置、物干し(柱取付タイプ 折りたたみ式 居間FLより1600金物芯取付)、棟番号各棟1ケ所設置(300×300)、室名札 各住戸1ケ所設置、庇 900×1800(規格)、耐風養生(鋼製ワイヤー・カバー付/4間毎を標準とする)[別途]、付け鴨居 L=2400各戸に一箇所設置(塩ビ化粧材 H=1800 幅60～90程度)					消火器(各戸)
	特記事項	出入口:塩ビ製手摺設置(別途/外部:縦1ケ所、内部:横1ケ所 L=450程度 H=700取付芯)、合板類:居室に現しの合板類は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料(F☆☆☆☆以上)を使用する(建具及び取り付け家具を含む)					小屋裏換気扇 団地内通路ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装

応急仮設住宅プレハブ協会住宅部会仕様(平均仕様)

	標準仕様	備考
基礎	木杭:@900 末口 90mm、幕板:ぬき板又は進入防止ネット 玄関上り口:木製又はPC踏台 土台 大引き:木製又は鋼製	基礎 01:束石、02:@455、05:コンクリート板 玄関上り口 03:U字溝
床組	束:木杭@900 末口 75mm	
床	床:パネル敷(グラスウール t=50 10kg)	
屋根	折板葺	
壁	外壁パネル:外 金属サイディング(グラスウール t=100 10kg) 内 木製下地+化粧石膏ボード t=9.5 間仕切下地:木製下地 準耐火界壁:木製下地石膏ボード t=12.5+化粧石膏ボード t=9.5(小屋裏まで3世帯毎) グラスウール(t=100 10kg) コンロ前:けい酸カルシウム板	03:ロックウール t=65 25kg 03:ロックウール t=65 25kg
天井	化粧石膏ボード t=9.5(グラスウール t=100 10kg)	04:グラスウール t=50 24kg 05:クロス仕上
建具	片開きアルミサッシ戸 引き違いアルミサッシ窓 ペアガラス、網戸付 内部建具:アコーディオンカーテン又は引戸	
板金工事		
設備 給・排水衛生設備	給 水:水道用硬質塩化ビニル管(量水器は別途) 流し前水栓は、シングルレバータイプ混合水栓 汚水排水:一般用硬質塩化ビニル管(放流形式は地域指導に準ずる) ガ ス:プロパン又は都市ガス供給で住戸毎の集中配管とし白ガス管とする。 ガス漏れ警報器及びマイコンメーター設置 給湯設備:浴室用16号(プロパン又は都市ガス) 換 気:流し前はプロペラ扇(200mm フード付)、トイレ及び浴室はダクト用ファン 火災報知器:住宅用火災報知器、各居室及び台所に設置する(機種は消防署の指示による) 工事範囲:屋外1mまで(プロパンは集合装置を含む)	水抜栓1箇所、給水管外部立ち上がり部:ヒーター巻 給水 01・05・06;架橋ポリエチレン管 05:追炊機能付、08:20号
電気設備	幹 線:単相3線式100V 30A 引き込みケーブル6戸毎 CV 22~38mm² -3C 照明器具:居室はFCL2灯70W程度、台所はFL20W×2逆富士型 トイレは小型シーリング15W コンセント:入口灯用、居室は2連2ヶ所、台所は2連1ヶ所、冷蔵庫用は2連E付1ヶ所 換気扇用は各処1ヶ所、洗濯機用は2連E付1ヶ所、屋外給湯機用は外部に防水2連E付1ヶ所 浄化槽用は外部に防水コンセント1口E付1ヶ所(屋外給湯機用と兼用) エアコン用(居間に設置)・電子レンジ用・ガス漏れ警報器用のコンセント(2連E付1ヶ所)設置 注意)上記の別途電気設備類を増設する場合は、電気容量不足等の問題があります。 スイッチ :ユニットバス内照明器具SWと換気扇SWは別個設ける T E L :別途工事 スリーブ :別途工事(TEL用20φ、クーラー用75φ 居間に設置) T V :居室にTV端子1ヶ所/1戸(地デジ対応) 工事範囲:屋内工事のみ	05:2ヶ所/1戸

室内		床	巾木	間仕切壁	天井	備考	備考
	居室	タイルカーペット	木製又は塩ビ製	化粧石膏ボード t=9.5[化粧石膏ボード t=12.5]	化粧石膏ボード t=9.5	カーテン&レール(ダブル)、レースカーテン、遮光カーテン	TELモジュラージャック(呼線共) エアコン一台 2.2kw 天井 02:カラー合板 t=2.5
	押入	タイルカーペット	同上	同上	同上	中段付(天袋無し)H=800、カーテン、カーテンレール	01・07:枕棚付、06:中段2段
	台所	CFシート[塩ビシート]、合板 t=4 下地、吊戸棚下地 H=1450mに設置	同上	同上	同上	流し台 1050(9、12型)、吊戸棚 600、コンロ台600、バックガード付2口コンロ(グリル付)、ガス栓は1口、洗濯パン又は排水トラップを含む	天井 02:カラー合板 t=2.5
	浴室	ユニットバス(入口跨ぎ高さは、踏み台等により180未満とする) 1014又は1116タイプ				2点セットタイプ、手摺:内部に1ヶ所設置、外部に1ヶ所、風呂のフタは含む	07:1216タイプ
	トイレ	CFシート[塩ビシート]、合板 t=4 下地	木製又は塩ビ製	化粧石膏ボード t=9.5[化粧石膏ボード t=12.5]	化粧石膏ボード t=9.5	水洗式、手摺付(横棒タイプH=700)、手摺を内部1ヶ所、便器は洋式、ロータンクは節水タンプ、ペーパーホルダー(H=800)、タオル掛け	暖房便座用コンセント 天井 02:カラー合板 t=2.5
	玄関	同上	同上	同上	同上	床見切り(への字)	(別途工事)風除室・網戸設置 天井 02:カラー合板 t=2.5
	備品	○郵便受:各住戸に1ヶ所 ○物干し:壁取付タイプ 折りたたみ式 ○棟番号:各棟1ヶ所(300×300) ○室名札:各住戸1ヶ所 ○耐風養生なし ○付け鴨居 L=2400各戸に一ヶ所(木製、塩ビ化粧材又はアルミ材 H=1800 幅60~90程度)					(別途工事)消火器(各戸)
	特記事項	○出入口:塩ビ製手摺設置(外部:縦1ヶ所、内部:縦1ヶ所 L=450程度 H=700取付芯) ○合板類:居室に現しの合板類は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料(F☆☆☆☆以上)を使用する(建具及び取り付け家具を含む)					小屋裏換気扇 アンテナ設置工事 団地内通路アスファルト舗装 01:防犯灯

※ 青書部が標準仕様と相違する箇所

番号	ハウスメーカー
01	積水ハウス
02	大和ハウス
03	パナホーム
04	ミサワホーム
05	積水化学
06	2×4協会
07	木住協(東日本ハウス)
08	全県運

岩手県応急仮設住宅　公募事業者仕様基準

項目	内容
共　通	
仕　様	本事業において買取る応急仮設住宅の仕様は、本基準によるほか、別添資料①、②を参考とし、これと同等以上の水準を確保するものとする。 なお、具体の仕様については、各事業者が保有する仕様で差し支えないものとする。（参考図面は組立式プレハブ仕様の例示）
耐久性	供用期間は原則として２年間であるが、２年間以上の長期にわたる供用も想定し、十分な耐久性を確保するものとする。
資　材	調達する建設資材は、県産材（県内で生産、加工又は製造された資材）とするよう努めること。
法令遵守	本事業に関わる関係法令等を遵守すること。
各種手続き	電力供給、ガス供給、電話線引込及び上下水道接続に係る手続きは事業者が行うこと。（申請等に要する費用は建設費用に含めること。）
完成書類	完成時の提出書類は、別添資料③のとおりとする。
建　築	
配　置	６戸の長屋形式、隣棟間隔４～６ｍ、境界からの離れ２ｍ程度を標準とする。（平屋建ての場合） 敷地に対して効率的な配置計画とし、戸当りの敷地面積は 100 ㎡以下（整形敷地の場合）とする。
構　造	構造形式は任意とするが、各種荷重、風圧、地震の震動等に対する所要の安全性を確保するものとする。 なお、風圧については 34m/秒の風速、積雪については１ｍまでの荷重に耐える性能を確保すること。（各棟に、雪降ろしの条件を明示した表示板を設置すること。）
階　数	平屋建てを標準とするが、所要の条件を満たせば２階建ても可とする。
間取り	２ＤＫタイプを標準とし、必要に応じて１ＤＫ及び３Ｋタイプを配置する。（各タイプの標準プランは別添資料②のとおり） 各タイプには、浴室、便所、押入等を設ける。
面　積	各住戸タイプに応じて次の広さを標準とする。 １ＤＫ：約 20 ㎡、２ＤＫ：約 30 ㎡、３Ｋ：約 40 ㎡
遮　音	各戸の界壁は、遮音性に配慮した構造とし、小屋裏まで立ち上げるものとする。
断熱材	外部に面する各部位毎に所要の断熱性能を確保するものとする。 ・天井：グラスウール 10K t=100mm 相当以上 ・壁　：グラスウール 10K t=100mm 相当以上 ・床　：グラスウール 10K t=50mm 相当以上
開口部	居室の外部に面する開口部建具は、二重サッシ又はペアガラスとする。
防　湿	床下の防湿対策に配慮するものとする。
結　露	住戸内の結露対策に配慮するものとする。
雨除等	玄関入口には、雨除け等のための庇及び袖壁を設置する。 また、必要に応じて風除室を設置する。（※本体価格に含まない。）
段　差	住戸内は、浴室入口以外、原則として段差を設けない。 玄関入口には必要に応じてスロープを設置する。（※本体価格に含まない。）
手すり	玄関内外、浴室及び便所には手すりを設置する。
物干し	物干し受けは、住戸内から窓越し等に物干しが可能な位置に設置する。
ｼｯｸﾊｳｽ	使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮するものとする。
設　備	
給　水	冬季の凍結対策に配慮するものとする。
排　水	汚水排水処理は原則として浄化槽方式とする。（※本体価格に含まない。）
暖冷房	各戸に居室に１台、暖冷房用のエアコンを設置する。
外構・共同施設等	
通路等	団地内通路は通行の利便性を考慮し、計画的に配置する。仕上げは砂利敷き程度を標準とするが、敷地の状況等に応じて、簡易アスファルト舗装敷きとする場合がある。（※本体価格に含まない。）
駐車場	原則として、団地戸数分の駐車スペースを設ける。仕上げは砂利敷き程度とする。（※本体価格に含まない。）
外　灯	防犯灯を設置する。（※本体価格に含まない。）
案内板	団地案内板、掲示板等を必要に応じて設置する。
集会所	住戸数が概ね 50 戸以上の団地においては、原則として集会所（100 ㎡程度）を設置する。（※本体価格に含まない。）

別冊資料⑨　建設仮設の事業者公募の概要（福島県）

1. 応急仮設住宅（建設仮設）の建設の経緯

3 月 15 日　福島県の当面の建設仮設の建設要請戸数 14,000 戸に対し、概ね 2 ヶ月でプレハブ建築協会の供給能力が 3 万戸（各県平均で 1 万戸）程度であることが判明

3 月 20 日　福島県独自の発注方法の検討を決定
・プレハブ建築協会の供給量の補完、建築・配置計画面での問題

4 月 11 日　建設仮設事業候補者の公募を開始（4 月 18 日まで）
・募集戸数：400 戸、標準単価：600 万円/29.7 ㎡
・県内事業者を対象。27 事業者から 16,226 戸の応募

4 月 14 日　「計画的避難区域」等の設定方針やその後の住宅被害状況の把握を踏まえ、建設仮設の供給目標戸数を 24,000 戸（10,000 戸増）とすることを公表

4 月 22 日　事業候補者及び供給依頼予定戸数を決定
・12 業者、4,000 戸（木造 3,500 戸、鉄骨造 500 戸）
・木造 2,780 戸、木造丸太組 500 戸、木造パネル 220 戸
・鉄骨造ユニット 150 戸、鉄骨造プレハブ 350 戸

5 月 30 日　建設仮設地域における高齢者等サポート拠点設置に向けた県内事業者の公募（6 月 10 日まで）
・200 戸程度の建設仮設団地、10 数カ所設置
・県内事業者に対して公募。36 事業者から応募

6 月 22 日　建設仮設地域高齢者等サポート拠点建設事業候補者を決定
・8 事業者を選定

7 月 12 日　建設仮設の供給促進に向けた県内事業者の公募（2 次募集）を開始（7 月 19 日まで）
・募集戸数：1,000 戸、標準単価：560 万円/29.7 ㎡
・県内事業者を対象。36 事業者から 13,620 戸の応募

7 月 15 日　県内外の避難住民の意向や民間住宅借上げ（特例措置）の大幅な伸びを受け、建設仮設の供給目標戸数を 16,000 戸（8,000 戸減）とすることを公表（9 月末までに公表）

7 月 26 日　事業候補者及び供給依頼予定戸数を決定
・15 事業者、2,000 戸（全て木造）
・審査委員会の時点で、需要増が見込まれたことから、選考の対象となる募集戸数総数を約 2,000 戸に増大

2. 福島県応急仮設住宅（建設仮設）建設事業候補者の公募

（１）応募要件
①建設仮設の供給能力（100 戸以上）を有していること
②一定期間内に現地で建築を完成させ入居者に供給できる能力があること
③県内に本店のある建設事業者又は共同企業体・団体であること（団体等の場合、定款・協定書があること）
④過去 3 年の間に、年 20 戸以上の戸建住宅又は共同住宅の供給実績があること（団体等の場合は 30 戸以上）　等

（２）選定の条件
①県の定める標準仕様に合致していること
②主たる供給タイプ（29.7 ㎡タイプ）の販売契約価格の上限は、
・販売契約価格：上限 600 万円
・リース契約価格（2 年間）：上限 520 万円であること③県内企業の活用に十分配慮すること（二次以下の下請けも含む）
④工事の作業員等については、震災被災者の雇用に十分が配慮すること
⑤県産材の活用について十分配慮すること
⑥維持管理体制が整備されていること

（３）選定の方法

以下の視点から、評価項目ごとに評価点を設定し、応募内容について総合的に審査し、優れた提案を行った者を建設事業候補者として選定する。

①確実な供給能力と体制（13 点）
- 建設仮設の供給戸数が満足しているか（5 点）
- 早期に建設仮設の供給能力があるか（5 点）
- 広域で建設仮設の供給が可能か（3 点）

②適正な販売契約価格又はリース契約価格（3 点）
- 価格内容が適正であり、要領で示している価格との比較で満足しているか

③供給住宅の性能及び品質（14 点）
- 供給するタイプの型数は豊富か（3 点）
- 供給する住宅の構造は地域・地球環境へ配慮しているか（5 点）
- 再利用できるようになっているか（3 点）
- その他性能及び品質に配慮されている事項があるか（3 点）

④県内企業の活用状況（20 点）
- 県内企業を十分に活用しているか（10 点）
- 主な構造部材の調達先について県内企業を活用しているか（10 点）

⑤震災被災者の雇用状況（10 点）
- 建設仮設の整備にあたり、震災被災者等の雇用について十分に配慮されているか

⑥県産材の活用状況（10 点）
- 県産材を十分に活用しているか

⑦モデル団地提案書における配慮事項（30 点）
- 住戸配置（配置計画）が適切となっているか（5 点）
- 浄化槽・受水槽が適切に設置されているか（5 点）
- 高齢者や障がい者に配慮され、介護等がしやすくなっているか（5 点）
- 団地内コミュニティが形成しやすい環境設定となっているか（5 点）
- その他配慮された付属施設があるか（5 点）
- 独創的な提案があるか（5 点）

＜参考＞　３県における地元建設事業者の公募の扱い（概要）

	福島県	岩手県	宮城県
応募要件	･県内に本店のある建設事業者であること（下請け工事も県内企業の活用に十分配慮すること、工事作業員は被災者の雇用に十分配慮すること） ･県産材の利用について十分配慮すること	建設を行う事業者は、県内に本店又は営業所を有する事業者であること。	建設を行う事業者は、県内に本店又は営業所を有する事業者であること。
採用提案の扱い	審査会で採択決定した事例に対し、県（又は委託した市町村）が発注を行う	審査会で採択決定した事例に対し、県（又は委託した市町村）が発注を行う	提案内容を整理したリストを作成。リスト掲載は県の発注を約束しない。委託した市町村にリストを提示し、市町村が仮設住宅の発注に際し、リストをもとに提案内容を総合的に検討し、採用を含め判断する。
実績	約 6,000 戸 （木造：約 5,500 戸）	約 2,352 戸 （木造：約 1,948 戸）	約 523 戸 （木造：約 140 戸）

別冊資料⑩　平田第６団地のコミュニティケア型仮設住宅（釜石市）
【出典】東京大学高齢社会総合研究機構，http://www.iog.u-tokyo.ac.jp/shinsai/shinsai.html

笑顔になれる。仮設の「まち」のデザイン

避難所で出会った高齢者が「私は２度流される。１度は津波で、２度は復興の波だ」と訴えた。い（医療・ケア）・しょく（職・食）・じゅう（バリアフリー住宅）の機能が揃わなければ、社会的に弱い立場の方は安心して暮らし、復興を目指せない。被災者自身がコミュニティを築き、支えあえる仮設の「まち」は、少しの工夫とみんなの協力で実現することを伝えたい。

（左）東日本大震災による津波の被害を受けた、釜石市の中心市街地。（右）大槌町に打ち上げられた、釜石市の観光船はまゆりは、津波の大きさを物語る。

通常の仮設住宅とは異なり入口が対面型に配置された仮設住宅。ウッドデッキリアフリーにし、屋根をかけて人々の交流が進み、笑顔が生まれるように工夫した。

実際に井戸端会議に使われる仮設住宅のウッドデッキ。三陸地方では「お茶っこの会」とよばれる住民同士の交流が自然に行われている。

ウッドデッキで遊ぶ学校帰りの子どもたち。高齢者の緩やかな見守りもあり、世代間交流も盛ん。

子育て中のママを支える、ＮＰＯの活動。笑顔があふれる仮設の「まち」が実現した。

岩手県、岩手県釜石市、東京大学高齢社会総合研究機構

釜石・平田地区コミュニティケア型仮設住宅団地

デザインの社会的背景

（1）高齢化率の高さ

岩手県釜石市は若い世代の他自治体への流出も多く、高齢化率も40%に迫ろうとしている。長引く避難所生活において、高齢者も体力・気力が衰え実質的な要介護度も上がっていた。

（2）過去の震災の治験（阪神淡路、中越）

かつて阪神淡路大震災では、長引く仮設住宅での生活により、250名以上の方が孤独死や自殺という形で亡くなったと指摘されている。超高齢社会にあっては、高齢者の閉じこもりや要介護者の増加などが懸念されていた。

また子供（特に片親世帯）や障害者を含む社会的弱者に対するケアが必要とされていた。

（3）厳しい条件下での実施

津波被害のため建設用地の確保が難しく、仮設住宅だけの小規模団地が建設される。日用品の買物にも不便な団地が多く、また仮設住宅への入居も抽選のためコミュニティの構築もゼロからとなる。

コミュニティケア型仮設住宅団地

緊急避難、応急措置として大至急住居を与えるのではなく、家を流され、家族や友人を失った被災者が閉じこもることなく、再び生きがいを見つけ、元の生活を取り戻せるような住まいとケアそして生活に必要な機能が一体的に整備された、少子高齢化社会に対応した仮設の「まち」。

デザインのポイント

（1）ケアゾーンを設定しウッドデッキでサポートセンター、商店街等各種機能をつなぐバリアフリー化
（2）住棟を向合せの配置とし、近所付合いの促進
（3）クリニック付のサポートセンター、商店街を配置し生活に必要な機能を充実化
（4）公共交通であるバスへのアクセシビリティ向上
（5）商業者、医療・福祉事業者、住民自治会、行政等からなるまちづくり協議会をたちあげ、弱者の見守りや居住者の共助活動が持続的に展開できる体制整備

釜石市・平田地区コミュニティケア型仮設住宅団地平面図

従来型の仮設住宅団地（赤色部分は談話室）の配置と従来型の仮設住宅

平田地区仮設住宅団地戸数表

	6坪（戸）	9坪（戸）	12坪（戸）	合計（戸）
ケアゾーン	15	30	15	60
子育てゾーン		10		10
一般ゾーン	47	76	47	170
合計	62	116	62	240

岩手県、岩手県釜石市、東京大学高齢社会総合研究機構

釜石・平田地区コミュニティケア型仮設住宅団地
2012/07/24
ver. G.D.
3/7
仮設住宅の住みこなし風景
(左)プランターや日用品がにじみ出すウッドデッキ、(右上)手すりに布団を干す、(右下)漬物のために白菜の天日干し。
縁側をイメージしたウッドデッキ
検討時のコミュニティケア型仮設住宅のイメージパース。
コミュニティケア型仮設住宅のモデルイメージ案
設備メンテナンスや冬季の排雪ができるように2.7m以上のスペースを確保
椅子やテーブルを出した住民の井戸端会議の場
木製デッキ
隣棟間隔は最低4.5m以上確保
玄関が向かい合う(コモンアクセス)配置
棟の端部には高齢単身者向け6坪住戸ユニットを、棟の中心には家族向け9坪住戸ユニットを配置
ストレッチャーや車椅子が回転し、通行可能な斜路幅を確保
縁側デッキ
緊急車両が通行可能
砕石敷
Scale 1:200
冬季は透過性の屋根を架け、温室的リビング
夏季はよしずや緑のカーテンを架け、涼みの場
断面図
路地デッキを後で設置
休耕地に客土することなく建設可能
南から日差しが入る縁側デッキのイメージ
岩手県、岩手県釜石市、東京大学高齢社会総合研究機構

ケアサポートのデザイン

（1）サポートセンターの設置

厚生労働省が設置するサポートセンター（下記参照）を併設した。サポートセンターのＬＳＡらが、朝晩2 回仮設住宅を回り声掛けをしている。イベント時には、閉じこもりやすい人に声をかけて誘い出し、配食サービスなども実施している。また週5 日（2時間）、診療所が開設されており、診察と心理療養士によるメンタルケアがあわせて行われている。

（2）子育て支援機能の設置

当初は全て壊して仮設住宅を作る予定であった公園遊具を残してもらい、子育てゾーンとした。また地元のＮＰＯ法人が子育て支援活動（子育て相談や各種イベント）を仮設住戸内で展開している。

ケアゾーンとつながるサポートセンター。車イスでもデイサービスに通うことが可能。

子育てゾーンとケアゾーンを挟む、広場と遊具。当初は仮設住宅を整備する予定であった。

出典：厚生労働省　老健局　2011年4月

仮設住宅等における介護等のサポート拠点について（イメージ）

近隣の居宅サービス事業所等との連携
連携
＜サポートセンター＞
仮設住宅に併設
総合相談機能
（ＬＳＡ※、福祉支援専門員等）
デイサービス、情報支援、日中活動等
居宅サービス等
配食サービス等の生活支援
地域交流スペース（サロン）
心の相談窓口
連携
在宅支援診療所等との連携
心の相談窓口の併設
地域の高齢者・障害者、子ども　等
アウトリーチ
アウトリーチ
＜仮設住宅＞

※ ＬＳＡ：ライフサポートアドバイザー

図．サポートセンター平面図（介護用浴室、厨房、診療所などケアの拠点機能が充実している。）

サポートセンターとは

中越地震の際に、長岡福祉協会が設置し運営した高齢者や障害者などを支える地域福祉の拠点。今回から厚生労働省はサポートセンターの設置と運営費用の拠出を決めた。右図はサポートセンタの標準的な配置である。建設用地が十分ではないため、各自治体で２～３ヶ所の設置に留まっている。

当該地区は医療資源が少ないため地元病院の協力により、診療所が開設された。診療所併設は当該事例のみである。サポートセンターは（株）ジャパンケアが運営を受託し、介護保険事業や見守り活動、配食事業も行い、高齢者・障害者・子育て世帯等を支えている。

生活を支えるデザイン（買物と移動）

（3）仮設店舗の設置と連接

釜石市・平田地区で被災したスーパー、商店・事業所を仮設店舗にて再生し、仮設住宅地の真ん中に設置した。スーパーだけでなく、薬局、美容室、家電店、食堂など生活に最低限必要と考えられる店舗があり、またバスの待合室も設置している。

（4）地区外への移動・アクセシビリティの向上

路線バスの停留所、待合室も設け市内外へ高齢者や学齢期の子供が送り迎えなく移動できる環境を用意した。

バスの便数も多く、市街地までのアクセシビリティが高い。病院に通う高齢者の重要な交通手段である。

にぎわう商店街。スーパー、薬局などもあり、日用品の購入に便利。

商店街もサポートセンターと同じく、ウッドデッキでつながっている。

車イスでも、自分の力で外にで、買物に行くことが可能である。

図. 商店街部分の平面図（２０１１年８月設計当時）

釜石・平田地区コミュニティケア型仮設住宅団地

コミュニティのデザイン

仮設住宅団地が完成した後に、商業者、医療・福祉事業者、住民自治会、外部支援組織、行政担当からなるまちづくり協議会をたちあげてた。まちづくり協議会は、弱者の見守りや居住者による共助活動を持続的に展開している。仮設住宅団地を仮設であっても、自分達の「まち」をとして住みやすくすべく、コミュニティカフェや環境改善活動などに日々取り組んでいる。

仮設まちづくり協議会の体制
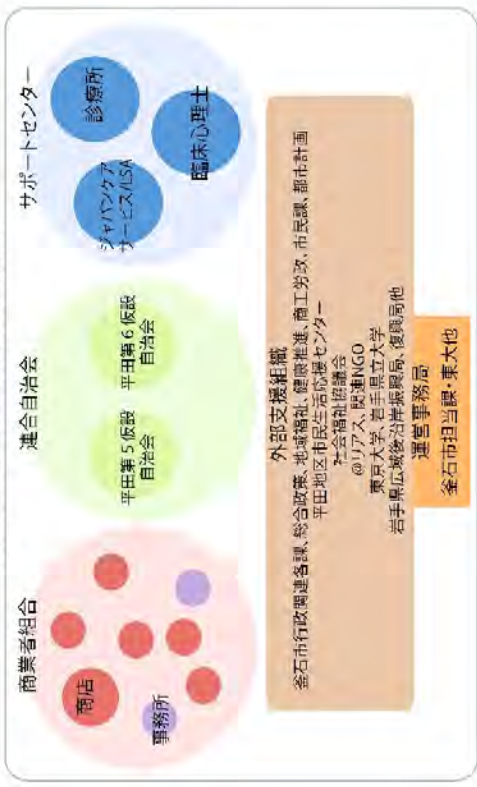
サポートセンターは、放課後の子どもの遊び場にもなる。(デイサービスのカラオケで楽しむ小学生)

サポートセンターは、地域の集会場としても使用。大勢の住民が一堂に会するイベントも多数行われている。

隔週火曜日に行われる、まちづくり協議会の会合の。課題を話し合い、仮設の「まち」の運営方針をきめていく。

ウッドデッキにイスを出し、井戸端会議を行う住民。住民同士による緩やかな声掛けと見守りが出来ている。

特に評価してほしい３つのポイント

少子高齢社会のモデル

東日本大震災からの復興過程は、津波被害の甚大さにより「仮設の期間」が長期に渡ると予測されている。

この仮設の期間を誰でも安心して暮らせる具体的対策のモデルを、仮設の住宅、公共施設、商業施設からなる「仮設のまち」を少子高齢化社会に対応した形でデザインしている。

汎用性の高い見守り・ケアの工夫

住民同士の声掛けや交流、仮設の「まち」における自治的活動の促進のためのコミュニティづくり、福祉・医療事業者による見守り活動や福祉サービスの提供等を多面的にデザインし、高齢社会に対応した工夫をした。いずれも特別な工夫ではなく、身近に出来ることを積み重ねており汎用性が高い。

復興まちづくりへの展開を期待

既存の集落から離れた高所に位置し、今後各地で行われる復興事業（高台移転）に対しても、少子高齢化社会に対応した一つのモデルを提供している。

現在検討されている３県の復興まちづくりに、いち早く取り入れてもらえるようグッドデザイン賞に応募した。

岩手県、岩手県釜石市、東京大学高齢社会総合研究機構

仮設の「まち」のデザインを、復興まちづくりへつなげたい

（野田総理視察2012/07/14）左から平野復興大臣、サポートセンター上野所長、野田総理、野田釜石市長（出典：官邸WEBサイトより）

仮設の「まち」の成果

（1）仮設の「まち」の完成

ケアゾーンの高齢化率は約６０％。障害者の方も暮らしている。生活に必要な店舗が入居している。

（2）人と人とのつながり回復と日常の回復

住民はウッドデッキで自発的に交流を実施。路地で漬物や花を植えるなど日常生活が取り戻されてきた。

（3）サポートセンターとケアサポートの充実

関連主体が相互に連携を行ない、虚弱化の予防、自殺の未然予防、DVの予防など実績を挙げている。地元医師会からも介護予防の効果を評価された。

（4）バス利用の増加

バスは当該地区から市内の病院学校にむかうための「足」として通常の路線よりも多くの利用がある。

（5）コミュニティの育成

自治会、まちづくり協議会も軌道にのり、地域活動のための助成金を獲得、自主的な活動を始めている。

安心 ふれあい促すケア型仮設

フロンティア

つながるデッキ 向き合う玄関 岩手・釜石市

仮設と復興 日本の将来のヒントに

市内最大の仮設団地完成 釜石 店舗併設、福祉機能も

仮設団地の自治模索 被災市町の担当者論議

（上左）12/05/26読売新聞夕刊（上中）11/12/26朝日新聞社説
（上右）11/08/07岩手日報朝刊（下左）12/03/16国土交通省「東日本大震災の復興における都市政策と健康・医療・福祉政策の連携及びコミュニティ形成に関するガイドライン」（下右）11/07/16岩手日報朝刊

首相や復興担当大臣、県知事などが先進事例として視察に訪れている。新聞等でモデル的な取り組みとして多数取り上げられる。国土交通省や厚生労働省の仮設住宅や公営住宅の整備ガイドライン等でもモデル的取り組みとして紹介される。さらに被災地に限らず、首都直下、東海・東南海地震などを見据えて、防災計画を立てる自治体から、本事例にもとづいた事前対策の取り組みを進める動きがある。

■プロデューサー：
岩手県、
東京大学高齢社会総合研究機構

■ディレクター：
岩手県釜石市、
東京大学大学院都市工学専攻 大方・小泉研究室

■デザイナー：
東京大学大学院建築学専攻 西出・大月研究室、
岩手県立大学社会福祉学部 狩野研究室

遠野市
環境整備部都市計画課
えにし
縁がつなぐ仮設住宅整備事業
～ 東日本大震災　住まいの絆プロジェクト ～　『住』による被災者の生活復興支援
えにし
縁
【つながり】
歴史・文化
産業・商業
人
多種多様な
交流
遠野市
沿岸市町村
被災による市内への一時避難
現状〔親戚・知人・友人宅〕
375人・169軒（7月6日現在）
その他の避難先
・雇用促進住宅
・賃貸住宅
復興までの
『住』を
支援
遠野市内
医療施設等
商店街
公共施設
仮設住宅（穀町団地　40戸）
要ケア
一般
サポート
センター
子育て
高齢者
事業の目的
平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波により住宅を滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、岩手県から被災者救援の事務委任を受け、必要となる応急仮設住宅を市内の建設事業者の生産能力を最大限活用し、当市への一時避難を希望する被災者を主に、早急に整備し被災地が復興するまでの間、安心して暮らせる居住施設の供給に資するため実施するものである。
事業の概要
■木造仮設住宅（集成パネル）
40戸（7.5坪…12戸／9坪…22戸／12坪…6戸）
■仮設集会所兼サポートセンター（木造）1棟（約 100㎡）
■木製デッキ 300㎡／簡易舗装 100㎡／屋外給排水設備他
■整備期間　45日〔岩手県の仮設住宅の建設終期　7月の上旬〕
■事業費　203,736千円
オール遠野で被災者を支援（市内への避難者を優先）
仮設市街地の形成
・市の中心市街地に隣接し、従前の生活環境を確保
・周辺には商店街、医療施設、コミュニティ施設、公共交通施設、小学校、市役所等公益施設が立地
・隣接する公園やサポートセンターを介し地域住民とのコミュニティを形成
効果
・利便性の高い居住環境での安心安全な生活
ケア・サポート
・ケアゾーンを設定し、高齢者、身体障害者、妊婦、子育て等々をサポート
・コミュニティの形成のための施設を配置
・安心な居住空間で復興への準備
・東京大学　高齢社会総合研究機構が当市に【コミュニティケア型仮設住宅地】を提案
効果
・市内外からの様々なケア支援が可能
・コミュニティによる孤独死の防止
仮設住宅を連携で供給
仮設住宅建設グループを構成
土木建築：（社）岩手県建設業協会
遠野支部
伝統技術：職業訓練法人
遠野職業訓練協会
設計監理：（社）岩手県建築士
事務所協会遠野支部
木材加工：（協）森林のくに遠野
・協同機構
効果
・地域産材の利用による産業の振興
・事業創出による地域経済の活性化

「縁（えにし） がつなぐ仮設住宅 整備事業」

遠野市仮設住宅　希望（きぼう）の郷（さと）「絆（きずな）」　施設・工事概要

【建設場所】　遠野市穀町７番29号　（市役所職員駐車場）
【敷地面積】　約５，０００㎡

【施設概要】
○仮設住宅
・構造　木造平屋建て（集成材パネル）　長屋方式10棟
・住戸　40戸
（7.5坪タイプ…12戸、　9坪タイプ…22戸、　12坪タイプ…6戸）
・電気、ガス、空調、給排水衛生設備
○附帯設備
・木製デッキ＆屋根　約300㎡（ケアゾーン）
・簡易舗装　約100㎡
・駐車場　40台
・ゴミ置き場

○地域コミュニティサポートセンター
・構造及び規模　木造平家建て　床面積　124.2㎡
・屋　根　波トタン葺き
・外　壁　下見板張り

【施設施工】
○仮設住宅
・工事期間　平成23年5月27日～7月10日
・契約金額　171,633,000円

○サポートセンター
・工事期間　平成23年8月25日～9月20日
・契約金額　14,595,000円

○施 工 者　株式会社 リンデンバウム遠野
・協力団体　(社)岩手県建設業協会 遠野支部
職業訓練法人　遠野職業訓練協会
(社)岩手県建築士事務所協会 遠野支部
(協)森林のくに遠野・協同機構

①基礎杭・土台施工状況

②構造材組立状況（集成材パネル）

③構造材組立状況（集成材パネル）

④外壁下地施工状況

⑤外壁施工状況

⑥完成（外観）

⑦完成（内部）

⑧完成（内部）

計画地　付近見取図
岩手県遠野市穀町７番地
遠野駅
N
1号棟
2号棟
3号棟
4号棟
5号棟
6号棟
7号棟
8号棟
9号棟
10号棟
3×3：9坪
4×3：12坪
3×2.5
7.5坪
デッキ
スロープ
サポートセンター
自動販売機
ごみ集積場
道路
案内板
郵便ポスト
駐車場
計画地　岩手県遠野市穀町７番地
敷地面積　5,187.38m²
計画戸数　４０戸
7.5坪タイプ　12戸
9.0坪タイプ　22戸
12.0坪タイプ　6戸
仮設住宅　配置計画図
S=1：400
遠野市絆がつなぐ仮設住宅整備事業
遠野市環境整備部都市計画課
岩手県遠野市穀町地内
配置計画図
縮尺(A3)　1：400
査閲
校正
作図
株式会社　リンデンバウム遠野

仮設住宅 各タイプ 平面図
平面図 (7.5坪ﾀｲﾌﾟ) S=1:100
7.5坪ﾀｲﾌﾟ × 12棟
平面図 (9坪ﾀｲﾌﾟ) S=1:100
9坪ﾀｲﾌﾟ × 22棟
平面図 (12坪ﾀｲﾌﾟ) S=1:100
12坪ﾀｲﾌﾟ × 6棟
洗濯機
洗面・脱衣
収納
LDK
ベット
冷蔵庫
玄関
和室
(3畳)
洋室
4.5畳
台所・食堂
(6畳)
工事名称
遠野市縁がつなぐ仮設住宅整備事業
一級建築士事務所 株式会社 リンデンバウム遠野
S=1:100

遠野市
環境整備部都市計画課
えにし
縁がつなぐ仮設住宅整備事業
～ 東日本大震災 住まいの絆プロジェクト ～ 『住』による被災者の生活復興支援
7．5坪タイプ
洗濯機
収納
冷蔵庫
玄関

9坪タイプ
和室
(3畳)
洋室
(4.5畳)
収納
収納
台所 食堂
玄関
洗濯機
冷蔵庫

１２坪タイプ

地域コミュニティサポートセンター
玄関
押入
和室
情報コーナー
相談コーナー
浴室
洗面脱衣
流し台
多目的トイレ
デッキ
収納
相談室
多目的室
キッチンコーナー
デッキ
スロープ
平面図
外壁：下見板張
立面図（南側）
波トタン屋根
ポリカーボン屋根
立面図（西側）
床面積：124.21㎡

遠野市
環境整備部都市計画課
地域コミュニティサポートセンター

デッキ・付帯屋根等付属施設

応急仮設住宅入居の手引き

（平成 23 年東日本大震災）

　この手引きには、平成 23 年東日本大震災によって被災され、応急仮設住宅に入居された皆様に、その使用方法などについて、知っておいていただきたいこと、又、注意していただきたいことを取りまとめたものです。

　この手引きを、よくお読みいただき、ご理解のうえ、快適な共同生活をお送りいただくため、使用方法等を遵守いただきますようご協力をお願いします。

平成 23 年４月

岩手県・陸前高田市

この手引きは、入居している間、大切に保管してください。

１　応急仮設住宅とは

応急仮設住宅は、災害のため、住宅が滅失した被災者の方で、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、災害救助法に基づき簡易な住宅を仮設し、一時的に居住の安定を図ることを目的として建設した住宅です。（以下「仮設住宅」と略します。）

平成23年東日本大震災では、岩手県が設置し、陸前高田市が管理します。

２　使用期間

入居できる期間は、原則として当該住宅の設置工事完了後２年以内です。

３　費用

家賃は無料です。敷金は必要ありません。

ただし、以下の項目は、入居者の負担になります。

①　個人で使用する公共料金（電気、ガス、水道代等） ②　共同で使用する施設に要する共益費（給水ポンプの電気代等） ③　建物等の消耗品の取替え等に要する費用

（建物等の維持修繕に要する費用負担については、「４　消耗品の取替え」の箇所をご覧ください。）

また、通常の使用状況を超える著しい施設の破損、改修等があった場合については修繕に要する費用を負担していただく場合があります。

４　消耗品の取替え

仮設住宅は入居される皆様に無料で貸与されますが、入居後の消耗品の取替え等は、原則として入居者の皆様に負担していただくことになります。

故障等につきましては、その原因が、入居者の使用上の不注意であった場合には、入居者の負担となります。

※　入居者の負担で修理又は取替えていただくもの

①　屋内施設

ア　ガラスの取替え

イ　建具の金物類の修理及び取替え

ウ　室内の金物類（ペーパーホルダー、カーテンレール等）の修理及び取替え

エ　壁、天井の張替え

② 給排水施設
ア　水栓のパッキンの取替え
イ　流し等の排水目皿、とも栓の取替え
ウ　排水管、汚れ升の清掃

③ 電気、ガス施設
ア　室内灯のうち、電球、蛍光灯の取替
イ　スイッチ、コンセント類の取替
ウ　台所換気扇、浴室換気扇の修理、取替

④ その他
岩手県が行う修繕以外の軽微な修繕（建物の構造上、重要な部分は岩手県が修繕を行います。）

５　仮設住宅の増改築、模様替え等の禁止

仮設住宅は、リース又は県の所有物件であり、入居期間後は必要に応じて再利用等を行います。また、敷地は公的な場所となっています。

そのため、以下の事項は原則としてできません。

①　敷地内に車庫や物置等の工作物の設置

②　増改築、模様替え、落書き等

もし、無断でこのようなことをされますと、仮設住宅の明渡しや入居者負担により元に戻していただくことが必要となりますので、ご注意ください。

６　仮設住宅の使い方

仮設住宅の使用については、以下の点にご注意のうえ、大切に使用してください。

（１）建具
建具は使用頻度が高く、不具合等の生じやすいものですから、丁寧に使用してください。

（２）排水トラップ、目皿
浴室、トイレには、排水目皿、及びトラップが付いていますが、食べ物のくずや、

洗髪後の髪の毛等がつまりやすいので、時々、目皿を開けて清掃してください。
　また、排水設備の故障の原因となりますので、極力、油や野菜くず等を流さないように注意してください。

（3）ガス給湯器
　流し、浴槽への給湯は、ガス給湯器で行うようになっていますが、水道の水圧によっては作動しないか、立ち消えする場合がありますので、着火状態を、時々、確認してください。

（4）エアコン
　エアコンは、各戸に１台設置してあります。フィルターの清掃等を行い、大切に使用してください。

（5）結露
　結露とは、冬の寒い日など、室内と室外との温度差が大きいときに、窓ガラスの内側が曇ったり、壁に水滴が生じることで、特にそれが甚だしいときには、ガラスや壁の表面に水滴が流れることもあります。
　冬季は窓を閉めがちですが、湿気がこもって結露の原因となります。

天気の良い日には、窓を開けて通気を良くし、換気をしてください。

　室内だけでなく押入等の中も乾燥させるように心がけてください。
　結露によって、壁表面の汚れ、かびの発生、室内仕上げ材の腐朽等の他、布団、家具等に被害が発生することがありますので、次のことにご注意ください。
①　石油ストーブは多量の水蒸気を発生させるため、結露の原因になります。ストーブを炊くだけではなく、床に敷物を敷くなどの暖房の工夫をしてください。
　ストーブを使用する場合は、定期的に窓を開ける等して換気を行いましょう。
②　温度が高いほど、湿気を多く含むことになります。室温が高いと結露の危険性が高まるので、暖房時の室温設定は 20℃以下にしましょう。
③　炊事、入浴時には、常に換気扇を回すようにしましょう。
④　家具と壁との間をあけて通気をよくし、特に北側に注意しましょう。
⑤　押入などは襖を開けて通気をよくしましょう。
⑥　濡れた壁やガラスは乾いた布で拭き取ってください。

（6）雪おろし
　屋根への積雪が１ｍ近くになった場合は、雪降ろしをおこなってください。

７　入居後の共同生活について

応急仮設住宅は集合住宅になります。

お互いの協力による快適な生活をするために、皆様で当番を決め、共益費の徴収等を行ってください。

住宅（駐車場）周り等の共用部分の清掃及び除雪については、皆さんでご協力して実施してください。

８　引越しに際しての注意

住宅敷地内への車両の乗り入れはできません。

地下埋設物（電気配線、上下水道管）が切断されることがありますので、厳守いただきますよう、ご理解のうえご協力をお願いします。車は、決められた駐車場に停めてください。

９　入居後すぐに確認して頂くこと

入居されましたら、部屋の中など、破損等しているところがないか確認してください。破損等している場合は、速やかに申し出てください。入居時の破損等箇所につきましては、修繕いたします。

入居後、入居者の原因による破損につきましては、入居者負担となる場合がありますので、必ず申し出てください。

１０　住宅の退去

住宅を退去する場合は、事前に応急仮設住宅退去届を提出してください。また、電気、電話、水道、ガス等の使用料については、入居者において契約解除と清算を行ってください。

１１　その他

（１）仮設住宅を他の人に貸したり、入居の権利を譲渡したりはできません。

（２）仮設住宅内では、店舗等の営業を目的とした利用はできません。

（３）ペットは原則禁止とします。なお、近隣住民からの同意が得られる場合はこの限りではありません。

（４）ごみは、きちんと分別して最寄りのごみステーションにお出しください。

（５）入居後に必要に応じて住宅内外部の改修工事を行なう場合がありますので、予めご了承願います。

（６）排水には、油や野菜くず等を流さないように気をつけてください。（浄化槽の故障の原因となります。）

（７）皆様の健康管理のため、後日、市健康推進課より保健師が訪問する予定です。

（８）市民環境課において、転居手続を行ってください。

応急仮設住宅入居者のしおり

応急仮設住宅は、今回の地震災害により住居に被害を受けたため、当面、住宅を確保できない方々に対して提供するもので、一時的に入居するものです。

入居に当たっては、このしおりを最後までよく読んでご利用いただきますようお願いします。

― 目　次 ―

応急仮設住宅入居に関する説明書

応急仮設住宅の入居について

1　この応急仮設住宅は、今回の東日本大震災により住居に被害を受けたため、当面、住宅を確保できない方々に対して提供するもの、即ち、仮設住宅であって、一時的に入居するものです。

入居される方々は、この点を十分ご承知のうえ、入居してください。

2　応急仮設住宅の入居者は、東日本大震災で被災された方が対象になります。

仮設住宅の入居期間について

この応急仮設住宅の供与期間は、入居日（入居可能日）から２か年以内です。

入居の際の提出書類について

応急仮設住宅の入居を許可された方への仮設住宅の鍵の引渡しは、「応急仮設住宅使用貸借契約書（様式１）」、「応急仮設住宅

入居誓約書（様式２）」の提出後になりますので、必要事項を記入のうえ、仙台市役所仮設住宅調整室にご提出ください。

入居の取り消しについて

次のような場合は、入居を取り消すことがありますから注意してください。

（1）入居申込に当たり、虚偽の申告があったとき。

（2）この住宅を他人に貸したり、権利を譲渡したとき。

（3）この住宅に無断で模様替えや増築をし、住宅の形状を変更したとき。

（4）この住宅の使用目的又は用途を変更したとき。

（5）その他、知事、市長が入居させることを不適当と認めたとき。

家財道具等について

備付け以外の家財道具等は、入居者が各自で準備してください。

仮設住宅入居者の負担等について

次の費用は、入居者の負担になります。

（１）電気・上下水道・都市ガス（プロパンガス）・ＮＨＫ受信料などの使用料

（２）この住宅の修繕に要する次の費用

①　畳の表替えやガラスの破損など軽微な修繕

②　給水栓、換気扇、電球、その他附属設備で構造上、重要でない部分の修繕

③　附帯設備の構造上、重要でない部分の修繕

※入居者の負担で修繕を行う場合も市にご連絡ください。

仮設住宅の増築等について

この住宅には増築等はできません。

電気・水道・ガスについて

使用開始の手続きや料金の口座振替などの手続きは、各入居者でお願いします。電気および水道は、鍵を引渡した日から使用可能です。都市ガス（プロパンガス）については、使用開始前に必ず供給業者に連絡し、開栓してもらってください。

住所の表示と住民票の異動について

住所の表示は、資料２「引越しに伴う手続きについて」をご参照願います。

元の住所から入居先住所への住民票の異動手続きを、入居先住所を所管する区役所で行ってください。

郵便局への住所変更届について

郵便局への住所変更届について、郵便物が遅滞なく届くためには、住民票の異動にかかわらず、郵便局へ転居届を出す必要があります。（新たな住所の郵便番号は、資料２「引越しに伴う手続きについて」ご参照。）

ゴミ集積場について

ゴミの集積については、指定場所にお願いします。

駐車場について

各世帯に１台分用意しています。使用を希望される方は、駐車場使用届出書（様式４）を車検証の写を添付の上、（財）仙台市

建設公社（応急仮設住宅班／

）に提出してください。

ペットについて

飼育者は、ペットを常に清潔に保ち、疾病の予防、衛生害虫の発生防止及びペットの健康管理を行うとともに、団地居住者、近隣住民等の間に苦情や問題等が発生した場合、誠意を持って速やかに解決を図るよう努めてください。

仮設住宅の返還について

入居者が、この住宅を返還するときは、あらかじめ応急仮設住宅返還届（様式３）を提出してください。

問い合わせ先

住宅の管理に関すること

㈶仙台市建設公社　応急仮設住宅班

・午前８時３０分から午後５時

・夜間（午後５時から午前８時３０分）及び休日

様式１

応急仮設住宅使用貸借契約書

貸付人宮城県（以下「甲」という。）と借受人　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、応急仮設住宅の使用について、次の条項により応急仮設住宅使用貸借契約を締結する。

（使用物件）

第１条　甲は災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の規定に基づいて設置した応急仮設住宅（以下「住宅」という。）を乙に無償で使用させるものとし、乙はこれを承諾する。

住　　所	住戸タイプ	面　積	摘　要

（入居者の保管義務）

第２条　乙は、住宅を善良なる管理者の注意をもって管理し、正常な状態において維持しなければならない。

２　乙は、住宅を転貸し、又は入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

３　乙は、甲の承諾を得ないで住宅の現状を変更し、又は住宅以外の目的に使用してはならない。

（損害賠償）

第３条　甲は、乙が故意又は過失によって住宅若しくは建具を滅失し、又は損傷したときは、乙に損害を賠償させ、又は乙の負担においてこれを修繕させることができる。

（住宅の明渡し）

第４条　乙は、住宅の使用をやめようとするときは、あらかじめ甲にその旨を届け出なければならない。

（返還命令）

第５条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、乙に住宅の返還を命ずることができる。

（１）　入居申込みに当たり虚偽の内容があったとき。
（２）　第２条の規定に違反したとき
（３）　住宅の保存に関する甲の指示に従わないとき。

（使用期間）
第６条　住宅の使用期間は、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　日までとする。

（疑義の決定）
第７条　この契約に関し、疑義が生じたときは、すべて甲の決定するところによるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成　　年　　月　　日

甲　　住所　宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号

宮城県知事　　　　　　　　　印

乙　　住所
氏名　　　　　　　　　　　　印

様式２

応急仮設住宅入居誓約書

１　設置年度及び種類　　平成 23 年度設置
東日本大震災応急仮設住宅

２　住　　　　　所

３　住戸タイプ及び面積

４　使　用　期　間　　平成　　年　　月　　日　から
平成　　年　　月　　日　まで

私は、東日本大震災応急仮設住宅に入居するに当たり、「応急仮設住宅入居者のしおり」の内容を遵守することを誓約します。

平成　　年　　月　　日

入居者　住　所
氏　名　　　　　　　　　　　印

宮城県知事　　　　　　　殿

様式３

応急仮設住宅返還届

種　　類	東日本大震災応急仮設住宅
住　　所	
退去年月日	平成　　年　　月　　日

私は、上記のとおり応急仮設住宅を返還します。

平成　　年　　月　　日

入居者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　印

宮城県知事　　　　　　　殿

様式４

駐車場使用届出書

平成　　年　　月　　日

仙　台　市　長　あて

住　　　所	
住宅契約者	
使　用　者	
連　絡　先　☎	

プレハブ応急仮設住宅団地内の駐車場を使用するので、届出をします。

車　種　名	メーカー名：	車名：
種　　　別	１．軽自動車　２．普通自動車　３．その他（　　　　　　　　　）	
車両番号		初年度登録：昭和・平成　　年　　月
車両の大きさ	長さ：　　　ｃｍ × 幅：　　　ｃｍ × 高さ：　　　ｃｍ	
車検証上の名義人使用者	氏名・名称： 住　　所：	
※車検証上の使用者が仮設住宅の入居者以外の場合は下記を記入してください。		
駐車場使用者と車検証の使用者との関係		
名義変更していない理由		

※ **車検証の写を添付願います。**

災害復興公営住宅・住宅再建
被災者支援ガイドブック

釜石市

東日本大震災で被災された皆さまへ

これまで地区別の懇談会において、土地利用計画などを示してきました。それを基に、これからは被災された方々が元の地域に戻れるように、地区別の復興計画を共有、議論する「復興まちづくり協議会」などを通じて、より深くまちづくりに関わっていただきながら、行政と一緒になって自分たちの住む地域の復興を進めていく段階にきております。

併せて、生活の基となる住まいを自力再建するのか、災害復興公営住宅を選択するのか、自らの住まいの確保に向けて方針を固める大事な時期を迎えております。

そのため、市民の皆様にその判断材料となる自力再建への支援や災害復興公営住宅の入居要件、復興に向けたスケジュールを示しながら取り組んでいくことが非常に大事であると考えております。

自力再建をするのか、または、災害復興公営住宅に入居を希望するのか、被災された皆様が今後の住宅再建の意向をできるだけ早く決定できるように、様々な情報や条件などを可能な限り提供したうえで、住まいの意向調査と災害復興公営住宅への入居希望仮登録を行い、この意向調査等の結果を踏まえて、災害復興公営住宅の整備計画を詰めていく予定としております。

なお、災害復興公営住宅の入居者選定方法については、地域コミュニティの再生を第一としながら、入居を希望する方ができるだけ早期に入居できるよう、市として最大限の戸数確保に努めたいと考えており、「災害復興公営住宅入居者選定方法等検討会」での議論や意向調査等の結果を踏まえ、10月をめどに詳細を決定することとして取り組みを進めてまいります。

このパンフレットには、現時点での自力再建のための支援制度や災害復興公営住宅の概要を掲載しておりますので、住まいの意向を判断する参考にしていただきたいと存じます。

目　次

復興事業の制度紹介

防災集団移転促進事業

事業の概要

住宅の集団移転先として、高台や造成地などに住宅団地を整備します。移転元の土地は住宅地として利用できなくなります。

各世帯の事情により、この住宅団地ではなく、災害復興公営住宅などに入居することも可能です。

防災集団移転促進事業を適用予定の地区

室浜地区、根浜地区、箱崎地区、箱崎白浜地区、桑ノ浜地区、両石地区、尾崎白浜地区、花露辺地区、本郷地区、小白浜地区、唐丹片岸地区、荒川地区

※仮宿地区、佐須地区、大石地区は、漁業集落防災機能強化事業を適用する予定です。

※適用予定の地区については、現在の予定であり、今後変更する場合があります。

※同一地区内でも、他の事業を適用する区域があります。

集団移転

移転先の住宅団地における住まいの選択肢

住宅団地への移転対象者は、被災時に移転促進区域内に居住していた方です。土地を所有されていても、居住されていなかった場合には対象になりません。

移転先の土地を購入し、住宅を建設したい。	初期費用を抑えながら移転先で住宅を建設したい。	住宅建設はできないが、移転先に住みたい。
住宅敷地を購入して住宅を建設または購入	**住宅敷地を借地して住宅を建設または購入**	**災害公営住宅に入居**
移転者が負担する費用 ■敷地購入費（価格は市町村が決定） ■住宅建設費 ■引っ越し費用など	移転者が負担する費用 ■借地料（借地料は市町村が決定） ■住宅建設費 ■引っ越し費用など	移転者が負担する費用 ■所得や床面積等に対応した家賃（家賃の目安は、8ページをご覧ください） ■引っ越し費用など

復興事業の制度紹介　土地区画整理事業

事業の概要

土地区画整理事業は、都市計画区域内の地域で、道路・公園などの公共施設や皆さんの土地を安全で利便性の高いものにするために、公共施設の整備改善や土地の区画形質の変更・集約化を行う事業です。

市は、この制度を被災地区の復興まちづくりへ活用することを検討しています。

土地区画整理事業を適用予定の地区

鵜住居片岸地区、鵜住居地区、東部地区、嬉石・松原地区、平田地区

※適用予定の地区については、現在の予定であり、今後変更する場合があります。
※同一地区内でも、津波復興拠点整備事業や都市公園事業を適用する区域があります。

事業の流れ

土地区画整理事業の都市計画決定
皆さんから出された意見を踏まえ、施行区域を決定します。

→ **事業計画の決定**
市が事業計画（事業の実施方針）を縦覧したのち、知事が認可し、事業を開始します。

→ **仮換地の指定**
道路や住宅の整備工事を実施するため、従前の土地に代わる仮換地を指定します。

→ **道路などの工事**
仮換地に建物などを建築・移転していただき、並行して道路などの工事を行います。

→ **換地処分**
・換地計画の内容（従前の土地と換地に評価の差がある場合の清算金など）を関係権利者に告知し、併せて公告します。
・公共施設の管理の引き継ぎを行います。

整理前
Cさん
Aさん
Bさん
Eさん
Dさん
Bさんの整理前の宅地
(Bさんの整理後の宅地)
減歩
整形化
換地
整理後
Cさん
Bさん
保留地
Aさん
公園
Eさん
Dさん
公共減歩（道路や公園などの用地となる）
保留地減歩（売却して事業費の一部に充てる）

復興事業ロードマップ

事業ごとに調査、設計、工事、住宅を建設できる時期などの現時点での予定を示しています。

災害復興公営住宅への入居

災害復興公営住宅は、広めの間取りとする予定ですが、入居できる世帯の条件があります。また、地域コミュニティの再生に配慮するため、「災害復興公営住宅入居者選定方法等検討会」において、入居の優先順位などを検討しています。

災害復興公営住宅

■入居条件

以下の要件のいずれかに該当する方（一時的に市外へ避難している方を含む）

- 自宅の、り災程度が「全壊」の世帯
- 自宅の、り災程度が「大規模半壊」または「半壊」で解体した、または解体することが確実である世帯
- 復興道路・復興支援道路整備事業により移転が必要となった方
- 被災地における復興事業の実施により移転が必要となった方

■留意点

- 家賃は収入と床面積によって決定します。家賃の目安は、8ページをご覧ください。
- 県営の災害復興公営住宅の、入居基準や家賃については県で検討中です。
- 公営住宅に入居すると、今後、市の住宅再建支援金を受け取ることができなくなります。
- 災害復興公営住宅は、原則として、当分の間、公営住宅間の移動ができません。

第１優先入居要件

- 地域コミュニティの再生のため、震災前に居住していた地区への入居希望を最優先します。〔入居を希望する方ができるだけ入居できるよう、最大限の戸数確保に努めます〕
- これにより、地域の安全を守る消防団員の元の地区への入居も確保されます。

第２優先入居要件

- 復興道路・復興支援道路整備事業に協力し移転対象となる世帯の入居希望を優先します。
- 復興事業の実施に伴って移転が必要となる世帯の入居希望を優先します。

第３優先入居要件

- 他地区等からの移転入居希望数が、第１優先入居・第２優先入居後の残り戸数を上回った場合は、残戸数の6割について、下記に該当する方が同居する世帯を優先入居枠として確保し、公開抽選で決定する予定です。

  〔75才以上・重度(１～２級)障がい・要介護度３～５・未就学児童・妊婦、のいずれかがいる世帯〕
- 残る４割を一般枠とし、公開抽選で決定する予定です。

災害復興公営住宅間取り

市施工（市管理の場合）

※標準的な間取りですので、建設する土地の条件などで変更となる場合がありますので、参考としてご覧下さい。

1LDK

延べ床面積：約55㎡（16坪）

戸建1LDK

延べ床面積：約55㎡（16坪）

2LDK

延べ床面積：約65㎡（19坪）

戸建2LDK

延べ床面積：約65㎡（19坪）

県施工（県管理の場合）

※標準的な間取りですので、建設する土地の条件などで変更となる場合がありますので、参考としてご覧下さい。

1DK

延べ床面積：約40㎡（12坪）

2DK

延べ床面積：約55㎡（16坪）

3DK

延べ床面積：約65㎡（19坪）

災害復興公営住宅整備戸数

今後、災害復興公営住宅入居希望調査結果を基に整備戸数を見直しながら、建設候補地の選定を進め、地権者の方々の合意を得しだい事業に着手し、早期の入居開始を目指します。

建設には基盤整備（宅地造成）が必要となりますので、基盤整備の進捗状況により、入居予定時期が前後する場合があります。

各地区の入居予定時期と予定戸数

＊平成24年７月現在での整備予定です。計画に変更がある場合は、その都度お知らせします。

集合住宅での整備予定地区

整備地区	予定戸数	入居予定時期	備　　考
鵜住居地区（中心部）	８０戸	平成26年度下期	民有地
鵜住居地区（日向）	８０戸	平成26年度下期	民有地
東部地区（天神町）	４０戸	平成26年度上期	旧第一中学校跡地、こども園併設
東部地区（中心部）	８０戸	平成26年度下期	民有地
嬉石地区	６６戸	平成26年度下期	民有地
松原地区	２４戸	平成26年度下期	民有地
平田地区【県施工】	１２６戸	平成25年度下期	旧商業高校跡地
花露辺地区	１３戸	平成25年度下期	花露辺地区漁村センター跡地
小白浜地区	３０戸	平成26年度上期	民有地
野田地区【県施工】	３２戸	平成25年度下期	旧教職員住宅跡地（野田団地）
上中島地区	２１０戸	平成25年度上期～	上中島グラウンド周辺

集合住宅と戸建て住宅の両方を整備予定地区

整備地区	予定戸数	入居予定時期	備　　考
鵜住居片岸地区	３６戸	平成26年度上期	民有地
両石地区	５６戸	平成26年度下期	民有地

戸建て住宅での整備予定地区

整備地区	予定戸数	入居予定時期	備　　考
室浜地区	２０戸	平成25年度下期	民有地
根浜地区	１５戸	平成25年度下期	民有地
箱崎地区	４０戸	平成25年度下期	民有地
箱崎白浜地区	１０戸	平成25年度上期	旧白浜小学校跡地
仮宿地区	戸数未定	平成25年度下期	民有地
桑ノ浜地区	１０戸	平成26年度上期	民有地
尾崎白浜地区	７戸	平成25年度上期	旧尾崎小学校跡地
佐須地区	３戸	平成25年度上期	民有地
本郷地区	２４戸	平成25年度下期	民有地
唐丹片岸地区	１０戸	平成25年度下期	民有地
荒川地区	３０戸	平成26年度上期	民有地
大石地区	４戸	平成25年度上期	大石交流センター敷地内

＊上期：４月～９月、下期10月～３月

家賃について（目安）

政令月収（円）	想定家賃（円）		
	1LDK	2LDK	戸建住宅(2LDK)
0	6,700	8,000	6,800
1〜 40,000	11,300	13,400	11,500
40,001〜 60,000	15,900	18,900	16,200
60,001〜 80,000	20,500	24,300	19,800
80,001〜104,000	21,600	25,700	22,100
104,001〜123,000	25,000	29,700	25,400
123,001〜139,000	28,600	33,900	29,100
139,001〜158,000	32,200	38,300	32,800
158,001〜186,000	36,800	43,700	37,500
186,001〜214,000	42,400	50,400	43,200
214,001〜259,000	49,600	59,000	50,600
259,001〜	57,200	68,000	58,300

災害復興公営住宅のために、今回特別に設けた家賃です。

＊国の支援による入居後５年間の金額

６年目から段階的に上がり11年目から政令月収80,001円〜104,000円の世帯と同じ金額となる

＊1　駐車場使用料及び共益費は別途かかります
＊2　敷金徴収の有無については検討中
＊3　県管理は、別途県において検討

●政令月収が158,001円以上の世帯は、入居後３年が経過すると割増料金が発生し、明け渡し努力義務が生じます。
●政令月収が313,000円以上の世帯は、入居後５年が経過すると明け渡し義務が生じます。

参考：政令月収の計算方法について

＝（ 年間総所得金額の世帯合計 ー 控除金額の世帯合計 ）÷ 12ケ月

所得の種類	確認方法
給与所得者	源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」または市県民税課税証明書の「給与所得」の額
事業所得者	確定申告書または市県民税課税証明書の「所得金額」
公的年金受給者	受給者の年齢により下表で計算した額

65歳以上の方		65歳未満の方	
公的年金等の収入金額（A）	年間総所得金額の計算方法	公的年金等の収入金額（A）	年間総所得金額の計算方法
120万円以下	0円	70万円以下	0円
120万円〜330万円	（A）ー120万円	70万円〜130万円	（A）ー70万円
330万円〜410万円	（A）×0.75ー37万5千円	130万円〜410万円	（A）×0.75ー37万5千円
410万円〜770万円	（A）×0.85ー78万5千円	410万円〜770万円	（A）×0.85ー78万5千円
770万円以上	（A）×0.95ー155万5千円	770万円以上	（A）×0.95ー155万5千円

一緒に入居しようとする人で収入のある方全員の合計金額で[illegible]

控除の対象	控除額（１人につき）
親族（入居しようとする親族及び遠隔地扶養親族）	38万円
老人扶養親族（控除対象配偶者及び扶養親族のうち70歳以上の方）	10万円
特定扶養親族（扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方）	25万円
特別障害者（重度障害者、身体障害者手帳の１級、２級）	40万円
障害者（特別障害者以外の障害者の方）	27万円
寡婦、寡夫	27万円

家賃について（計算例）

例1）１人世帯が1LDKに入居する場合

家族構成

◆本人（63歳）年金あり　年間受給額：786,500円

○年間総所得金額の計算

◆本人：786,500円－700,000円＝86,500円

○控除金額の計算

・寡婦　270,000円

○収入（政令月例）の計算

（86,500円－270,000円）÷12ヶ月＝0円

よって家賃は、約6,700円になります。
（寡婦控除がない場合は、政令月例は7,200円となり、家賃は約11,300円になります。）

例2）2人世帯が2LDKに入居する場合

家族構成

◆本人（66歳）年金あり　年間受給額：1,980,000円
◆妻（64歳）年金あり　年間受給額：780,000円

○年間総所得金額の計算

◆本人：1,980,000円－1,200,000円＝780,000円
◆妻：780,000円－700,000円＝80,000円

○控除金額の計算

・扶養控除　380,000円

入居人数から世帯主本人を除いた人数×38万円

○収入（政令月例）の計算

{(780,000円＋80,000円）－380,000円}÷12ヶ月＝40,000円

よって家賃は、約13,400円になります。

例３）４人世帯が2LDKに入居する場合

家族構成

◆本人（45歳）会社員　年間総所得金額：2,964,000円　◆子（17歳）高校生
◆妻（40歳）会社員　年間総所得金額：1,147,200円　◆子（14歳）中学生

○控除金額の計算

・扶養控除　380,000円×3人＝1,140,000円
・特定扶養親族控除　250,000円
控除額合計　1,139,000円

○収入（政令月例）の計算

{(2,964,000円＋1,147,200円）－1,139,000円}÷12ヶ月＝247,683円

よって家賃は、約59,000円になります。

※この場合、入居後３年が経過すると、割増料金が発生し、明け渡し努力義務が生じます。

住宅を建てる方（自力再建）への支援

東日本大震災の発生以降、被災者の皆さまに対するさまざまな住宅再建に関する支援制度が整備されました。被災者の皆さまが被災前の地域に戻っていただくことで、地域のつながりや、顔馴染みのご近所付き合いを大切にした、被災前と変わらぬ暮らしに少しでも早く戻って頂くため、市独自に最大100万円を支援する制度を検討しています。

1　住宅再建支援として50万円を支給する制度

2　浸水被災地で、建築規制に適合する かさ上げ等の工事（盛土や住宅の基礎を高くするなど）をする場合、工事費の１/２（50万円上限）を支援する制度

この２つの制度は、既に住宅を再建した方も対象（遡及適用）とする方向ですが、今後整備する災害復興公営住宅に一旦入居した後に、住宅を再建する方は対象外となります。

被災者の皆さまが住宅を再建する場合、すでに整備されている制度と、これから整備する市の独自支援策も含めて、約300～500万円の支援を受けることが可能です。これらさまざまな支援制度をご利用いただき、住宅再建にお役立ていただければ幸いです。

なお、11～13ページに、住宅再建費用のシミュレーションを掲載していますので、ご参考にしてください。

シミュレーション①

防災集団移転促進事業（自力再建）

事例１：市が整備した住宅団地内の土地を購入し、住宅を建てる

事例２：市が整備した住宅団地内の土地を借地し、住宅を建てる

シミュレーション②

防災集団移転促進事業（災害復興公営住宅に入居）

事例３：災害復興公営住宅に入居する

事例４：災害復興公営住宅（戸建）に入居し、５年後に払い下げを受ける

シミュレーション③

土地区画整理事業など

事例５：市が整備した土地を購入し、住宅を建てる

事例６：自分の土地または換地された土地に住宅を建てる

事例７：災害復興公営住宅に入居する

シミュレーション①

防災集団移転促進事業（自力再建）

事例１：市が整備した住宅団地内の土地を購入し、住宅を建てる
事例２：市が整備した住宅団地内の土地を借地し、住宅を建てる

<シミュレーション条件>　※条件はすべて仮定です。

- 被災した住宅があった土地（災害危険区域）の価格…90坪（約300㎡）・坪単価26,000円
- 市が整備した住宅団地の土地の価格…80坪（約265㎡）・坪単価35,000円
- 市が整備した住宅団地の土地の借地料※…80坪（約265㎡）・年額42,000円
- 再建する住宅の建設費…1,200万円
（建物本体1,000万円に、上下水道などの諸経費として本体費用の20%(200万円)を加算）
- (独)住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」を利用する。
　返済期間は20年、返済方法は元利均等払い、金利は５年目まで０%、６～10年目は1.05%、11年目以降は1.58%とする。(金利は平成24年４月現在)

※借地料は、土地の価格×坪数×1.5%で算出します。
この場合、35,000（円）×80（坪）×1.5%＝42,000円となります。

■収入	事例１	事例２
被災した住宅があった土地の売却代金（26,000円×90坪）	234万円	234万円
被災者生活再建支援金（加算支援金）	200万円	200万円
被災者住宅再建支援金	100万円	100万円
収入合計	**534万円**	**534万円**

※その他、状況に応じて引越費用などの支給があります。

■支出	事例１	事例２
市が整備した土地の購入費（35,000円×80坪）	280万円	0万円
再建する住宅の建設費	1,200万円	1,200万円
支出合計	**1,480万円**	**1,200万円**

■ローン・負担額	事例１	事例２
住宅ローンの額（支出合計－収入合計の残額）	**946万円**	**666万円**
（独）住宅金融支援機構でローンを組んだ場合の利子額	71万円	50万円
住宅ローンの利子補給（防災集団移転促進事業のみ）	▲71万円	▲50万円
借地料	0円	（4.2万円／年）
最終的な自己負担額	**946万円**	**666万円**
毎月の支払い額約	**4.0万円**	**約3.3万円**（ローン返済+借地料）

※「毎月の支払い額」のほか、取得した土地や建物には固定資産税がかかります。

シミュレーション②

防災集団移転促進事業（災害復興公営住宅に入居）

事例３：災害復興公営住宅に入居する
事例４：災害復興公営住宅（戸建）に入居し、５年後に払い下げを受ける

<シミュレーション条件>　※条件はすべて仮定です。

- 被災した住宅があった土地（災害危険区域）の価格
  …90坪（約300㎡）・坪単価26,000円
- 市が整備した災害復興公営住宅（戸建）の土地の価格
  …55坪（約180㎡）・坪単価35,000円
- 災害復興公営住宅の家賃　…月額20,000円
- 災害復興公営住宅の払い下げ価格　…700万円
- 金融機関Ａから融資を受ける。
  返済期間は20年、返済方法は元利均等払い、金利は3.00%（固定）とする。

■収入	事例３	事例４
被災した住宅があった土地の売却代金（26,000円×90坪）	234万円	234万円
被災者生活再建支援金（加算支援金）	0万円	0万円
被災者住宅再建支援金	0万円	0万円
収入合計	**234万円**	**234万円**

※その他、状況に応じて引越費用などの支給があります。

■支出	事例３	事例４
災害復興公営住宅（戸建）の土地の購入費（35,000円×55坪）	0万円	192万円
災害復興公営住宅の払い下げ価格	0万円	700万円
支出合計	**0万円**	**892万円**

■ローン・負担額	事例３	事例４
住宅ローンの額（支出合計－収入合計の残額）	**0万円**	**658万円**
金融機関Ａでローンを組んだ場合の利子額	0万円	217万円
災害復興公営住宅家賃（月額２万円） ※家賃の目安は８ページをご覧ください。	（24万円／年）	120万円 （払い下げまでの5年分）
最終的な自己負担額	**0万円**	**995万円**
毎月の支払い額	**2.0万円** （公営住宅家賃）	**約3.6万円**

※「毎月の支払い額」のほか、取得した土地や建物には固定資産税がかかります。

シミュレーション③

土地区画整理事業など

事例５：市が整備した土地を購入し、住宅を建てる
事例６：自分の土地または換地された土地に住宅を建てる
事例７：災害復興公営住宅に入居する

<シミュレーション条件>　※条件はすべて仮定です。

- 被災した住宅があった土地（災害危険区域）の価格
　…90坪（約300㎡）・坪単価26,000円
- 市が整備した土地の価格　…80坪（約265㎡）・坪単価35,000円
- 再建する住宅の建設費　…1,200万円
（建物本体1,000万円に、上下水道などの諸経費として本体費用の20%（200万円）を加算）
- 災害復興公営住宅家賃　…月額20,000円
- （独）住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」を利用する。
　返済期間は20年、返済方法は元利均等払い、金利は５年目まで０%、６～10年目は1.05%、11年目以降は1.58%とする。（金利は平成24年４月現在）

■収入	事例５	事例６	事例７
被災した住宅があった土地の売却代金（26,000円×90坪）※市の買取りはありません。	0万円	0万円	0万円
被災者生活再建支援金（加算支援金）	200万円	200万円	0万円
被災者住宅再建支援金	100万円	100万円	0万円
収入合計	**300万円**	**300万円**	**0万円**

■支出	事例５	事例６	事例７
市が整備した土地の購入費（35,000円×80坪）	280万円	0万円	0万円
再建する住宅の建設費	1,200万円	1,200万円	0万円
支出合計	**1,480万円**	**1,200万円**	**0万円**

■ローン・負担額	事例５	事例６	事例７
住宅ローンの額（支出合計－収入合計の残額）	**1180万円**	**900万円**	**0万円**
（独）住宅金融支援機構でローンを組んだ場合の利子額	88万円	68万円	0万円
災害復興公営住宅家賃（月額２万円）※家賃の目安は８ページをご覧ください。	0万円	0万円	（24万円／年）
最終的な自己負担額	**1,268万円**	**968万円**	**0万円**
毎月の支払い額	**約5.3万円**	**約4.0万円**	**2.0万円**（公営住宅家賃）

※「毎月の支払い額」のほか、取得した土地や建物には固定資産税がかかります。

【問い合わせ】市都市整備推進室（内線414）

住宅再建支援制度をご活用ください

東日本大震災の発生以降、被災者に対するさまざまな住宅再建支援制度が整備されました。
住宅の再建方法ごとに、どの支援制度が適用できるのかお知らせします。

●住宅の建設又は購入をご検討の被災者の皆さま

区分		支援制度	制度概要	補助上限額（万円）	相談窓口		連絡先	詳しくはこちらのページへ
建物本体	1	被災者生活再建支援制度（基礎支援金）	住宅の被害程度に応じて支給	37.5～100	市	地域福祉課	0193-22-0177	⑰
	2	被災者生活再建支援制度（加算支援金）	住宅の再建方法に応じて支給	150～200	市	地域福祉課	0193-22-0177	⑰
	3	被災者住宅再建支援事業	住宅を建設又は購入する費用の一部を支給	75～100	市	都市計画課	0193-22-2111（内線431）	⑱
	4	災害復興住宅新築等工事助成事業（バリアフリー対応工事）	高齢者等配慮対策等級3以上を満たす住宅への補助	40～90	市	都市計画課	0193-22-2111（内線431）	⑲
	5	災害復興住宅新築等工事助成事業（県産材使用工事）	県産材を10㎡以上使用する住宅への補助	20～40	市	都市計画課	0193-22-2111（内線431）	⑲
設備	6	浄化槽設置費補助金	浄化槽本体及び付属機器並びに据付工事費の一部を補助	61.6～102.9	市	下水道課	0193-22-1061	－
	7	住宅用新エネルギー等導入支援事業	①太陽光発電システム ②家庭用蓄電池 ③ペレットストーブ ①～③の設置費等の一部を補助	5～10	市	環境生活課	0193-22-2111（内線223）	⑳
	8	被災家屋等太陽光発電導入費補助金	太陽光発電システム設置費等の一部を補助	47.9	県	環境生活企画室	019-629-5273	－
	9	住宅用太陽光発電導入支援補助金	太陽光発電システム設置費等の一部を補助	34.9	国	太陽光発電普及拡大センター	043-239-6200 043-239-7800	－
宅地	10	被災宅地復旧工事	被災宅地の復旧工事費の一部を補助	200	市	都市計画課	0193-22-2111（内線431）	㉑
	11	宅地安全促進事業	がけ崩れを未然に防ぐ防災工事・復旧工事費の一部を補助	400	市	都市計画課	0193-22-2111（内線434）	－
融資	12	災害復興住宅融資	［建設・購入］借入上限　3,270万、利率　当初5年間0%　全期間固定金利		財	住宅金融支援機構	0120-086-353 048-615-0420	㉒
利子補給	13	住宅再建等利子補給（建設・購入・既往住宅）	［建設・購入］借入上限1,460万、利率上限2%で5年間分の利子額 ［既往住宅］5年間分の利子額		市	都市計画課	0193-22-2111（内線431）	㉔

区分		支援制度	制度概要	補助上限額（万円）	相談窓口		連絡先	詳しくはこちらのページへ
利子補給	14	地域木材利用住宅促進事業	一定量の釜石産材使用、省エネ等級４以上などの条件を満たす住宅への利子補給	120	市	都市計画課	0193-22-2111（内線434）	㉖
	15	防災集団移転促進事業（利子補給）※対象となる移転者のみ利用可	市が整備する住宅団地において、住宅の建設・購入・土地造成・土地購入を行う移転者へ対する利子補給	[建設・購入] 444 [土地の購入] 206 [土地の造成] 58 ※年利8%上限	市	都市整備推進室	0193-22-2111（内線414・417）	ー
引越費用	16	防災集団移転促進事業（引越費用）※対象となる移転者のみ利用可	市が整備する住宅団地において、住宅の建設・購入を行う移転者へ対する家財道具の運搬費用を補助	78	市	都市整備推進室	0193-22-2111（内線414・417）	ー
税制優遇	17	長期優良住宅認定制度	構造・設備等の７つの性能項目に適合する住宅に対して、税制面での優遇措置	ー	市	都市計画課	0193-22-2111（内線434）	ー
ポイント交換	18	住宅エコポイント	省エネ等級４以上、太陽熱利用システムを設置する住宅に、ポイントを発行し、商品等と交換できる制度	32万ポイント		釜石大工組合	0193-27-2909	ー

●住宅の補修又は改修をご検討の被災者の皆さま

区分		支援制度	制度概要	補助上限額（万円）		相談窓口	連絡先	詳しくはこちらのページへ
建物本体	1	被災者生活再建支援制度（基礎支援金）	住宅の被害程度に応じて支給	37.5～100	市	地域福祉課	0193-22-0177	⑰
	2	被災者生活再建支援制度（加算支援金）	住宅の再建方法に応じて支給	75～100	市	地域福祉課	0193-22-0177	⑰
	3	被災住宅補修等工事助成事業（補修工事）	被災住宅の10万以上の補修工事費の一部を補助	30	市	都市計画課	0193-22-2111（内線431）	㉗
	4	被災住宅補修等工事助成事業（耐震改修工事）	被災住宅の耐震基準を適合させる工事費の一部を補助	60	市	都市計画課	0193-22-2111（内線431）	㉘
	5	被災住宅補修等工事助成事業（バリアフリー改修工事）	被災住宅のバリアフリー改修工事費の一部を補助	60	市	都市計画課	0193-22-2111（内線431）	㉘
	6	被災住宅補修等工事助成事業（県産材使用改修工事）	被災住宅の一定量の県産材を使用する改修工事費の一部を補助	20	市	都市計画課	0193-22-2111（内線431）	㉙
設備	7	浄化槽設置費補助金	浄化槽本体及び付属機器並びに据付工事費の一部を補助	61.6～102.9	市	下水道課	0193-22-1061	−
	8	住宅用新エネルギー等導入支援事業	①太陽光発電システム ②家庭用蓄電池 ③ペレットストーブ ①～③の設置費等の一部を補助	5～10	市	環境生活課	0193-22-2111（内線223）	⑳
	9	被災家屋等太陽光発電導入費補助金	太陽光発電システム設置費等の一部を補助	47.9	県	環境生活企画室	019-629-5273	−
	10	住宅用太陽光発電導入支援補助金	太陽光発電システム設置費等の一部を補助	34.9	国	太陽光発電普及拡大センター	043-239-6200 043-239-7800	−
宅地	11	被災宅地復旧工事	被災宅地の復旧工事費の一部を補助	200	市	都市計画課	0193-22-2111（内線431）	㉑
	12	宅地安全促進事業	がけ崩れを未然に防ぐ防災工事・復旧工事費の一部を補助	400	市	都市計画課	0193-22-2111（内線434）	−
融資	13	災害復興住宅融資	［補修］借入上限 1,030万、利率 当初5年間1% 全期間固定金利		財	住宅金融支援機構	0120-086-353 048-615-0420	㉓
利子補給	14	住宅再建等利子補給（補修・改修・既往住宅）	［補修・改修］借入上限640万、利率上限1%で5年間分の利子額 ［既往住宅］5年間分の利子額		市	都市計画課	0193-22-2111（内線431）	㉔
ポイント交換	15	住宅エコポイント	省エネ改修（合わせてバリアフリー改修等含む）、耐震改修をする住宅に、ポイントを発行し、商品等と交換できる制度	45万ポイント		釜石大工組合	0193-27-2909	−

被災者生活再建支援制度

対象となる被災世帯

①住宅が「全壊」した世帯
②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
※半壊以上の、り災証明が必要です。

基礎支援金（申請期間：平成25年４月10日まで）

住宅の被害程度に応じて支給する支援金

住宅の被害程度		全壊 （①に該当）	解体 （②に該当）	長期避難 （③に該当）	大規模半壊 （④に該当）
支給額	２人以上の世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
	１人世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円

加算支援金（申請期間：平成30年４月10日まで）

住宅の再建方法に応じて支給する支援金

住宅の被害程度		建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）
支給額	２人以上の世帯	200万円	100万円	50万円
	１人世帯	150万円	75万円	37.5万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入又は補修する場合は、賃借の支給額を差引いた額を支給します。

？ このページに関するお問い合わせは…

釜石市 保健福祉部 地域福祉課 地域福祉係
〒026-0025 岩手県釜石市大渡町３丁目15番26号
Tel：0193-22-0177
Fax：0193-22-6375

被災者住宅再建支援事業
（平成28年度まで）

東日本大震災（３／11地震・津波、４／７余震による被害）により、県内でその居住する自宅が全壊・大規模半壊又はやむを得ず解体されたことによって、自宅を失われた方々が、一日でも早く市内で住宅を再建できるよう、補助金を支給し、支援する制度です。

補助金の交付対象者（世帯）

- 県内でその居住する住宅が全壊・大規模半壊又は解体したことから、被災者生活再建支援制度の基礎支援金を受給していること
- 市内に自宅を建設または購入し、被災者生活再建支援制度の加算支援金を受給していること

＊上記の２つの条件を満たしても、建設または購入される建物の種類やかかった費用、契約した形態などによっては、補助を受けられない場合があります。

補助限度額

- ２人以上の世帯：100万円
- １人世帯：75万円

＊世帯区分は、既に支給されている基礎支援金の区分に基づきます。
＊経費が補助額に満たない場合は、その額に準じます。

▼申請方法

- 市外から転居する被災者の方は、釜石市での手続きとなります。

※平成23年３月11日まで遡って申請することが可能です。

？ このページに関する お問い合わせは…

釜石市 建設部 都市計画課 管理係
〒026-8686 岩手県釜石市只越町３丁目９番13号
Tel：0193-22-2111　内線431
Fax：0193-22-3606

災害復興住宅新築等工事助成事業
（平成28年度まで）

東日本大震災（3／11地震・津波、4／7余震による被害）により被災した住宅（滅失・やむを得ない理由により解体・居住不能となったもの）の早期復興を支援するため、被災された方々が、一定の基準を満たすバリアフリー対応の住宅や一定量の県産材を使用した住宅を、市内に建設または購入して居住する場合、工事費の一部を補助します。

補助金の交付対象者

住宅に被害（滅失・やむ得ない理由により解体・居住不能）があり、次に該当する被災者

- 半壊・大規模半壊・全壊の、り災証明書の交付を受けた方
- 一部損壊の、り災証明書の交付を受けた方で、各種事業等移転（防災集団移転など）に該当する場合
- 過去にこの制度による補助金の交付を受けていない方

補助金の対象となる住宅

- 一戸建ての住宅
- 店舗や事務所等の併用住宅の場合は、居住専用部分

補助の対象となる工事・補助金額（1と2の補助は、併用できます。）

1　バリアフリー対応工事

- 住宅性能評価基準の高齢者等配慮対策等級３以上の基準を満たす住宅
- 補助金額：床面積に応じて、定額で補助します。

75㎡未満：40万円
75㎡以上120㎡未満：60万円
120㎡以上：90万円

2　県産材使用工事

- 10立法メートル以上の県産材を使用する住宅
- 補助金額：使用量に応じて、定額で補助します。

10㎥以上20㎥未満：20万円
20㎥以上30㎥：30万円
30㎥以上：40万円

▼申請方法

- 市外から転居する被災者の方は、釜石市での手続きとなります。

※平成23年３月11日まで遡って申請することが可能です。

このページに関するお問い合わせは…

釜石市 建設部 都市計画課 管理係
〒026-8686 岩手県釜石市只越町３丁目９番13号
Tel：0193-22-2111　内線431
Fax：0193-22-3606

住宅用新エネルギー等導入支援事業

●平成24年5月14日からスタートした新制度●

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害に強く環境に配慮したまちづくりを推進するため、太陽光発電や木質バイオマス熱利用器機などの新エネルギー設備等を導入する場合、その費用の一部を補助します。

補助金の交付対象者

- 自らが居住し、又は居住しようとする市内の住宅に、太陽光発電システム、家庭用蓄電池、ペレットストーブを新たに設置する方

補助金の対象となる住宅

- 専用住宅
- 店舗や事務所等の併用住宅

補助金の対象となる工事

- 器具本体及び付属機器並びに据付工事
  ※ただし、事前着工しているものは、対象外となります。

補助金額

①太陽光発電システム

- 設置経費に対し、1kwあたり3万円を乗じて得た額、10万円を上限

太陽光発電システムを設置する場合、市・県・国の補助制度をそれぞれ利用することができます。全国平均の4kwを設置する場合、432,000円の補助を受けることができます。市・県・国の条件や補助額等が異なりますので、それぞれの担当部署へご相談ください。

▼県の相談窓口（※条件：り災証明必要）

- 岩手県環境生活企画室　●電話番号：019-629-5273

▼国の相談窓口

- 太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）　●電話番号：043-239-6200、043-239-7800

②家庭用蓄電池

- 設置経費の10分の1、5万円を上限

③ペレットストーブ

- 設置経費の10分の1、5万円を上限

？ このページに関するお問い合わせは…

釜石市 市民生活部 環境課 環境保全係
〒026-8686 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号
Tel：0193-22-2111　内線223
Fax：0193-22-2199

被災宅地復旧工事助成事業
（平成25年度まで）

東日本大震災（3／11地震・津波、4／7余震による被害）により被災した宅地の早期復興を支援するため、市内の被災宅地の所有者等が、宅地の復旧工事を行う場合、工事費の一部を補助します。

補助金の交付対象者

- 被災宅地の所有者、管理者若しくは占有者又はその同居の家族
- 管理者若しくは占有者又はその同居の家族については、宅地の所有者又はその家族から工事の施工について承諾を得ること
- 過去にこの制度による補助金の交付を受けていないこと

対象となる被災宅地

- 市内にある宅地で、浸水・陥没・隆起・地割れ・液状化等の被害を受けた宅地
- 営利を目的とする不動産事業の宅地を除く

対象となる工事

被災宅地の安全性を回復するための復旧工事で、次のいずれかに該当する工事（工事費が20万円以上のものに限る）

- のり面の保護工事
- 排水施設（側溝）の設置工事
- 地盤の補強及び整地工事
- 擁壁の設置及び補強工事（旧擁壁の除去を含む）
- 地盤調査および設計調査
- その他被災宅地の安全性の回復に必要な工事

補助金額

- 工事費の２分の１、上限200万円

▼申請方法

※平成23年３月11日まで遡って申請することが可能です。

?　このページに関する お問い合わせは…

釜石市 建設部 都市計画課 管理係
〒026-8686 岩手県釜石市只越町３丁目９番13号
Tel：0193-22-2111　内線431
Fax：0193-22-3606

災害復興住宅融資
（平成27年度まで）

※建築制限がかけられている地域で住宅を建設する場合、建築制限解除後６か月以内まで

災害復興住宅融資は、自然災害でり災された方の住宅の自力再建を支援させていただくことを目的として、住宅金融支援機構が扱う全期間固定金利を特徴とした住宅融資制度です。

ご利用いただける方

次の１から４までの要件のすべてに当てはまることが必要です。

１　東日本大震災により被害が生じた住宅の所有者、居住者等で、り災証明を交付されている方

※住宅を建設・購入される場合の災害復興住宅融資のご利用には、半壊以上の、り災証明が必要です。

なお、り災証明が大規模半壊又は半壊の場合は「住宅の被害状況に関する申出書」が必要となります。

２　ご自分が居住するため、または被災した親のために住宅を建設、購入又は補修する方

３　年収に占めるすべてのお借り入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方

年収400万円以上：35%以下　　　年収400万円未満：30%以下

４　日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

建設・購入の場合

●融資限度額

◆建設の場合（土地を取得して住宅を建設する場合）

建設資金		土地取得資金	整地資金
基本融資額	特例加算額	基本融資額	
1,460万円	450万円	970万円	390万円

◆新築購入の場合

基本融資額	特例加算額
2,430万円	450万円

◆中古住宅購入の場合

基本融資額	特例加算額
2,130万円	450万円

●融資金利　当初 5 年間　年 0 %（基本融資額）

	当初5年間	6年目～10年目	11年目以降
基本融資額	年0.00%	年0.94%	年1.47%
特例加算額	年2.37%		

※上記金利は、平成24年7月19日現在の金利であり、6年目以降の金利は、毎月改定されます。

補修の場合

●融資限度額

640万円 （引方移転・整地を伴う場合は、390万円加算）

●融資金利　当初 5 年間　年 1 %

	当初5年間	6年目以降
金　利	年1.00%	年1.47%

※ 上記金利は、平成24年7月19日現在の金利であり、6年目以降の金利は、毎月改定されます。

？ このページに関する お問い合わせは…

住宅金融支援機構　0120－086－353
[災害専用ダイヤル（被災された方専用のダイヤル）]
※ご利用いただけない場合は、048－615－0420 におかけください。
※営業時間：9:00～17:00（電話相談は土曜日・日曜日も実施（祝日、年末年始は休業））

住宅再建等利子補給

東日本大震災（3／11地震・津波、4／7余震による被害）により被災した住宅の早期復興を支援するため、被災者が、建設又は購入、補修又は改修を目的に、融資機関から借入れた債務の利子の一部を補助します。

①住宅を建設又は購入するために、新しく住宅ローンを借入れる場合（平成28年度まで）

補助金の交付対象者

住宅に被害（滅失・やむ得ない理由により解体・居住不能）があり、市内に自ら居住するための住宅を建設又は購入することを目的に、震災後に融資機関から借入れをした被災者で、次に該当するもの

- 半壊・大規模半壊・全壊の、り災証明の交付を受けた方
- 一部損壊の、り災証明の交付を受けた方で、各種事業等移転に該当する場合
- 過去にこの制度による補助金の交付を受けていない方

補助金額など

- 借入先：民間金融機関等
- 補助金額：当初５年間の利子額（借入上限額1,460万円、利率上限２％）

②住宅を補修又は改修するために、新しく住宅ローンを借り入れる場合（平成25年度まで）

補助金の交付対象者

市内の自ら居住する住宅に被害があり、住宅を補修又は改修することを目的に、震災後に融資機関から借入れをした被災者で、次に該当するもの

- 一部損壊・半壊・大規模半壊・全壊の、り災証明書の交付を受けた方
- 過去にこの制度による補助金の交付を受けていない方

補助金額など

- 借入先：住宅金融支援機構又は民間金融機関等
- 補助金額：当初５年間の利子額（借入上限額640万円、利率上限１％）

③被災した住宅のローンがある場合（平成28年度まで）

補助金の交付対象者

震災後に、市内に自ら居住する住宅のローンを新しく借入れた被災者で、震災前に、住宅を建設又は購入及び補修又は改修することを目的に融資機関から借入れをした被災者で、次に該当するもの

- 一部損壊・半壊・大規模半壊・全壊の、り災証明書の交付を受けた方
- 過去にこの制度による補助金の交付を受けていない方

補助金額

- 借入先：住宅金融支援機構又は民間金融機関等
- 補助金額：５年間の利子額（新たな借入額を上限とします。）

▼申請方法

- 建設又は購入する場合で、市外から転居する被災者の方は、釜石市での手続きとなります。

※平成23年３月11日まで遡って申請することが可能です。

？ このページに関するお問い合わせは…

釜石市 建設部 都市計画課 管理係
〒026-8686 岩手県釜石市只越町３丁目９番13号
Tel：0193-22-2111　内線431
Fax：0193-22-3606

地域木材利用住宅促進事業

この制度は、平成22～24年度の３年間に限って行われる制度ですが、平成25年度以降も継続することについて検討しています。

市内の住宅建築を促進し、地域経済の活性化及び釜石市産材の利用促進を図ることを目的とし、釜石市産材を使用して住宅を新築しようとする方に対し、最大120万円の利子相当額を交付する事業です。

補助金の交付対象者

- 市税その他市に対する債務を滞納していないこと
- 過去にこの制度による補助を受けたことがないこと

対象建築物等

※以下の全ての条件を満たす戸建て住宅を対象とします

- 市内に自ら居住するため、金融機関から建設資金の融資を受けて新築する住宅
- 在来軸組構法により建設する住宅
- 延べ床面積が55平方メートル（約17坪）以上の住宅
- 住宅エコポイント制度と同等の省エネ基準(省エネルギー対策等級４)を満たす住宅
- 釜石市産材を10立方メートル以上、かつ、建設に要する木材使用量の80パーセント以上使用する住宅

工事施工者の条件

- 県内に本店を置く建築業者

補助回数

- 同一木造住宅に対して、１回限りとします

補助金の額

- 金融機関から受けた融資額（土地の取得に係るものを除き、住宅の部分に限る。）に対する利子相当額とし、120万円を限度とします

？ このページに関するお問い合わせは…

釜石市 建設部 都市計画課 建築住宅係
〒026-8686 岩手県釜石市只越町３丁目９番13号
Tel：0193-22-2111　内線434
Fax：0193-22-6040

被災住宅補修等工事助成事業
（平成25年度まで）

東日本大震災（3／11地震・津波、4／7余震による被害）により被災した住宅の早期復興を支援するため、被災者が、市内における被災住宅を補修または改修して居住する場合、工事費の一部を補助します。

＊以下に掲げる①～④の工事は併用することができます。その場合は、それぞれの補助金額が合算されます。

①被災した住宅の補修工事

補助金の交付対象者

一部損壊・半壊の、り災証明の交付を受け、次のすべてに該当する被災者

- 被災者生活再建支援制度の対象とならない方
- 応急修理制度を利用しない方
- 過去にこの制度による補助金の交付を受けていない方

補助金の対象となる被災住宅

- 一戸建ての住宅
- 店舗や事務所等の併用住宅の場合は、居住専用部分
- 共同住宅・長屋・借家の場合は、被災者が自ら居住する住戸部分

補助の対象となる工事

- 工事費が10万円以上の補修工事

補助金額

- 工事費の２分の１、30万円を上限

②被災した住宅の耐震改修工事

＊構造・規模・建築年は問いませんが、様々なケースがあるため、該当する場合は、事前にご相談ください。

補助金の交付対象者

- 一部損壊・半壊・大規模半壊・全壊の、り災証明の交付を受けた被災者
- 過去にこの制度による補助金の交付を受けていない方

補助金の対象となる被災住宅

- 一戸建ての住宅
- 店舗や事務所等の併用住宅の場合は、床面積の２分の１以上が居住専用部分
- 借家の場合は、被災者が自ら居住する住戸部分
- 共同住宅や長屋は対象となりません

補助の対象となる工事

- 耐震基準を満たさない住宅を、耐震基準に適合させるための改修工事

補助金額

- 工事費の２分の１、60万円を上限

③被災した住宅のバリアフリー改修工事

補助金の交付対象者

- 一部損壊・半壊・大規模半壊・全壊の、り災証明の交付を受けた被災者
- 過去にこの制度による補助金の交付を受けていない方

補助金の対象となる被災住宅

- 一戸建ての住宅
- 店舗や事務所等の併用住宅の場合は、居住専用部分
- 共同住宅・長屋・借家の場合は、被災者が自ら居住する住戸部分

補助の対象となる工事

- 手すりの取り付け、床段差の解消、滑り防止などを目的とした床材の変更、引き戸などへの扉の取替え、洋式便器などへの便器の取替えなどの介護保険の住宅改修と同程度のバリアフリー改修工事

補助金額

- 工事費の２分の１、60万円を上限

④被災した住宅の県産材使用改修工事

補助金の交付対象者

- 一部損壊・半壊・大規模半壊・全壊の、り災証明の交付を受けた被災者
- 過去にこの制度による補助金の交付を受けていない方

補助金の対象となる被災住宅

- 一戸建ての住宅
- 店舗や事務所等の併用住宅の場合は、居住専用部分
- 共同住宅・長屋・借家の場合は、被災者が自ら居住する住戸部分

補助の対象となる工事（増改築含む）

- 0.5立方メートル以上の県産材を使用する改修工事
- 床面積１平方メートルあたり、0.04立方メートル以上の県産材を使用する改修工事（工事をする床面積が10平方メートル以上のものに限る）

補助金額

- 工事費の２分の１、20万円を上限

▼申請方法

※平成23年３月11日まで遡って申請することが可能です。

？ このページに関するお問い合わせは…

釜石市 建設部 都市計画課 管理係
〒026-8686 岩手県釜石市只越町３丁目９番13号
Tel：0193-22-2111　内線431
Fax：0193-22-3606

各種相談窓口一覧

被災された皆様がこれからの住まいや生活に希望を持ち、少しでも早く安心して生活を送れるように各種相談窓口を用意しています。住まいや生活の再建などを考えるうえで分からないことや困っていることなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

◎被災地区の土地利用に関する相談窓口

被災した各地区の土地利用計画に関する相談窓口を開設しています。

- **開設期日**　月～金曜日（祝日を除く）
- **開設時間**　９時～17時
- **場　　所**　市役所第４庁舎１階　復興推進本部相談窓口
- **問い合わせ**　市都市整備推進室　TEL 22-2111（内線157、209、210、414、417）

◎釜石地区被災者相談支援センター

県と市は、被災者の皆さんに向けた無料相談窓口を開設しています。センターの相談員のほか、弁護士などの専門家が秘密厳守で相談を受け付けます。事前にご予約いただくと、少ない待ち時間でご利用できます。

- **開設期日**　月～金曜日（祝日を除く）
- **開設時間**　９時～17時（専門家による相談は10時～15時）
- **場　　所**　シープラザ釜石２階
- **問い合わせ**　釜石地区被災者相談支援センター　TEL 080-5734-5494、080-5734-5495

専門家	相談内容の例
建築士	耐震対策、住宅の耐震性調査など
土地家屋調査士	流失した建物の登記の方法、土地の位置や境界に関することなど
ファイナンシャル・プランナー	保険金・弔慰金・義援金などの使い道、仮設住宅を出た後の住まいのことなど
弁護士	家族が被災し死亡した場合に受けられる支援のこと、相続の手続きに関することなど
司法書士	土地や建物の売却に係る準備のこと、故人の借金に関することなど

※相談に応じる専門家は日によって変わりますので事前にご確認ください。

◎支援金・義援金等相談窓口

災害義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金、災害援護資金貸付、災害障害見舞金について疑問や悩みがある人はご相談ください。

- **開設期日**　月～金曜日（祝日を除く）
- **開設時間**　８時30分～17時
- **場　　所**　シープラザ釜石２階
- **問い合わせ**　市地域福祉課　TEL 22-0177

◎がれき撤去相談窓口

市廃棄物対策室は、がれき撤去相談窓口を開設し、被災建物の上屋解体や基礎撤去についての申し込みや相談を受け付けています。また、がれき撤去時に回収された写真やアルバムなどの「思い出の品（拾得物）」の引き渡しも行っています。

- **開設期日**　月～金曜日（祝日を除く）
- **開設時間**　８時30分～17時15分
- **場　　所**　市役所第２庁舎２階（環境課フロア）
- **問い合わせ**　被災建物の解体や基礎撤去に関すること
  …TEL 080-5949-8021、080-5949-8022
  「思い出の品（拾得物）」の引き渡しに関すること
  …TEL 080-1669-6236、080-1669-1049
  災害廃棄物の処理全般に関すること
  …TEL 22-2111（内線470、221）、080-5949-8023

このガイドブックに関するお問い合わせは…
市復興推進本部

災害復興公営住宅・住宅再建
被災者支援ガイドブック

平成24年8月発行

釜石市
〒026-8686 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号

＜その他＞
別冊資料⑮　静岡県の木造応急仮設住宅の建設に向けた検討（案）

静岡県の木造応急仮設住宅の建設に向けた検討(案)

１．木造応急仮設住宅の検討の目的

○本県では、災害時の応急仮設住宅の建設について社団法人プレハブ建築協会と協力協定を締結済みであり、鉄骨造の応急仮設住宅を建設することとしている。

○東日本大震災において被災した岩手県等では､鉄骨造の他に木造の応急仮設住宅を建設した。これは、早急に応急仮設住宅を建設するための方策であるとともに、地元の建設業者を活用して雇用を創出することによる復興支援の効果もあった。さらに、それらの木造応急仮設住宅の中には、入居者のコミュニティに配慮したプランの住宅も建設された。

○このような状況を勘案して、本県では東海地震等が発生した場合に速やかに応急仮設住宅を建設する方策として、プレハブ(鉄骨造)の応急仮設住宅だけでなく、木造の応急仮設住宅を建設することとし、その検討を行う。

○また、木造の応急仮設住宅としては、通常のタイプのほか、中長期間使用するタイプや入居者のコミュニティ形成に配慮したタイプの標準設計を作成する。さらに、木造の応急仮設住宅の供与期間終了後、恒久的な住宅として利用することも検討する。

○これらの検討結果を元に、災害時における木造応急仮設住宅の(公募)発注の事前準備を進める。

(参考)本県の応急仮設住宅の供給手法(建設型＋借上型)

<table>
<tr><th>構造</th><th>事業者</th><th>事業者選定根拠</th><th>住宅のタイプ</th><th>特徴</th></tr>
<tr><td>鉄骨造</td><td>(社)プレハブ建築協会</td><td>協定締結</td><td>規格部会
及び住宅部会</td><td>○短期間に大量建設可能
○リースと買取の２タイプ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">木造(新規)</td><td>静岡県木造応急仮設住宅
建設協議会(仮称)</td><td>協定締結
(H25 年３月に
協定締結予定)</td><td rowspan="2">静岡県提案型</td><td rowspan="2">○鉄骨造より建設に時間を要する。
○一般住宅に近い仕様であり、中長期間使用可能である。
・ ５年程度使用可能(基礎：木杭)
・10 年以上使用可能(基礎：RC)
長期間使用可能な敷地に建設
○県産材を活用する。
○災害時の地元経済活性化に効果有
○コミュニティに配慮した住戸建設
(高齢者や障害者等ケアが必要となる入居者に対応したタイプ)

※応急仮設期間終了後に改修して引き続き活用することを検討(恒久住宅等)</td></tr>
<tr><td>その他の県内工務店等</td><td>公募</td></tr>
<tr><td colspan="5">応急仮設住宅供給(建設型)</td></tr>
</table>

＋

応急仮設住宅供給(借上型)

2　木造応急仮設住宅の標準設計の検討

(1) 木造応急仮設住宅の仕様【別添１】

・東日本大震災で建設された応急仮設住宅(追加工事を含む。)を参考にして仕様を検討。

(2) 木造応急仮設住宅の標準設計【別添２】

・普通型、デッキ有型の平面図　・矩計図　・デッキ有型イメージパース
・2 戸 1 改修による恒久住宅化
・応急仮設住宅の登録敷地における木造応急仮設住宅建設のケーススタディ

(3) 住棟、住戸計画の概要

ア　被害状況による供給する住戸タイプ

標準設計は、津波による被害を想定した応急仮設住宅の建設について検討する。

被害	予測される住宅被害状況	予測される入居世帯	供給が必要な応急仮設住宅の類型
震動	新耐震基準以前(S56 年 5 月以前)に建設された住宅に被害が集中	高齢者世帯が中心	・比較的小規模なタイプを供給(9 坪) ・見守りが必要な世帯については、デッキ有型の供給(多くなると推察)
津波	津波浸水区域全域にある住宅	平常時の世帯分布のまま(町丸ごとの入居もあり)	・地域の世帯構成に対応したタイプの供給(7.5 坪、9 坪、12 坪) ・見守りが必要な世帯については、デッキ有型の供給

イ　住棟計画

区分	設計方針	摘要
住棟タイプ	・「普通型」と「デッキ有型」の 2 種類を計画。 ・それぞれの特徴は下記のとおり。	・全て普通型で配置するプランと、デッキ有型を混合して配置したプランを設計。 ・被災入居者の心理を勘案し、あえて「コミュニティ配慮型」等の名称は使用しない。
普通型	・通常の応急仮設住宅。 ・東西方向に住棟を配置。 ・南入りとして住戸を配置。	・南側に居室を配置するため、最も日照条件がよい東西方向に配置。 ・南入りとし、南側に居室、北側に水周りを配置することにより、住戸南側は当該住戸の専用空間として生活領域を占有可能。 ・プレハブ造の場合に想定している建設戸数と同数を確保するように計画。
デッキ有型	・高齢者や障害者等、見守りが必要な世帯の入居を想定。 ・南北方向に設置した中央デッキを挟んで、向かい合わせに住棟を配置。	・向かい合わせの配置のため、日照条件に不平等が生じないように南北に配置。 ・デッキ有型住戸の割合は、周辺自治会調査の結果全体戸数の約 45%として計画。(高齢者世帯、障害者世帯、未就学児がいる世帯等の数を調査) ・プレハブ造の場合に想定している建設戸数より減少するが、その分敷地内にゆとりを確保し、見守り効果を期待する。
住戸間のスリットの設置	・2 戸ごとに住戸間に幅 910㎜ のスリットを設置。	・通風・遮音の効果あり。 ・通路として利用可能。

ウ　住戸計画

①共通事項（普通型・デッキ型）

区分	設計方針	摘要
住戸タイプ	・7.5 坪（約 25 ㎡）、9 坪（約 30 ㎡）、12 坪（約 40 ㎡）の 3 種類を計画。	・6 坪は狭くて住民がベッドを設置することが困難であるため、最低 7.5 坪とした。 ・サービス付高齢者向け住宅の最低面積基準が 25 ㎡であることを考慮した。 ・平均広さは 9 坪となるよう戸数を計画。
住戸平面計画	・風除室に物置を設置。	・当初から風除室を設置し、風除室内に物置を設置。
	・入口側に居室・台所を配置。 ・奥側に浴室・トイレ・洗面を配置。	・北側はプライバシー空間として整備、南側に居室を整備して緩やかに外部と繋がる配置とした。
	・入口側から奥側等への通風を確保。	・奥側、妻側、スリット側、トイレに窓を設置。
	・洗濯機スペースは浴室の近くに配置。	・浴室の残り湯を洗濯機に利用できるよう配慮。
	・入口側の居室の外部に縁側を設置。	・外部と緩やかな領域形成ができるスペースとして計画。 ・屋根があるため、洗濯を干すことが可能。
	・居室内は全て段差なし。	・浴室出入口についても段差が生じないように配慮。
	・玄関内部に袖壁を設置。（7.5 坪タイプ）	・7.5 坪タイプは、玄関から室内部分が丸見えにならないよう袖壁を配慮。
	・可能な限り建具を設置。	・洗面入口、トイレ入口は建具を設置。 ・12 坪タイプは室間に建具を設置。
	・界壁の遮音性を配慮。	・通常のグラスウール充填に加えて、遮音シートを貼り付け。
	・将来的に手摺を増設できるように、想定箇所を下地補強。	・トイレ、浴室入口、脱衣室、玄関等について、当初設置する手摺以外にも取付できるように下地を補強し、表示テープを貼付。 ・入居者に配布する「仮設のしおり」に展開図で補強箇所を図示することを計画。
	・奥側の窓は、火災発生時等に避難脱出できるように掃出窓として設置。	・9 坪、12 坪タイプのみ対応。
	・小屋裏物置を設置。	・様々に活用することが可能。
	・使用するサッシの種類は、なるべく少なくなるように計画。	・災害時の流通性の悪化を考慮し、使用サッシ数は 2・3 種類となるよう計画。
	・雨どいを設置。	・軒からの雨により、干している洗濯物等が濡れることのないよう配慮。
	・デッキ部分に屋外灯、消火器を設置。	・必要十分な照明を設置。 ・防火対策のために消火器を設置。
その他	・子育てゾーンを設置	・子育て世帯同士のコミュニティ活性化等を勘案し、大規模な応急仮設住宅団地に 10 戸程度を設置。

②普通型の計画

区分	設計方針	摘要
住棟配置	・南北方向の隣棟との離隔距離を 4.5m 確保。	・北側隣戸への日照の確保、隣戸への音環境等を配慮。
共用廊下の設置	・外部に共用廊下を設置し、横方向に段差なしで移動できるようにする。	・共用廊下の各住戸玄関前には、GL に降りるステップ(小段)を設置。 ・共用廊下の端にはガーターを設置。 ・将来的に屋根や手摺を設置することが可能。 ・共用廊下の両側にスロープを設置。

③デッキ有型の計画

区分	設計方針	摘要
住棟配置	・向かい合わせの中央デッキ通路の幅は 5.5m を確保。 ・奥側で背中合わせとなる隣棟との離隔距離を 3.6m 確保。	・隣戸への音環境等を配慮 ・中央デッキの両側にスロープを設置。
中央デッキの設置	・中央デッキの長さは 36m を限度とし、36m を超える場合には、横方向にデッキを設置して住棟ブロックを形成。	・デッキが長すぎるとコミュニティ形成にデメリット発生。
	・集会所と住棟間をデッキで連結。	・デッキを通じて段差なしで集会所にアクセスできる配置とし、集会所の利用を促進。
	・中央デッキには梁をかけておき、将来的にヨシズやパーゴラ等を掛けることができるように配慮。	・岩手県ではポリカーボネード製屋根を設置したが、静岡県では 1 年を通じて日照率が高いことを勘案して屋根なしとした。

エ　その他の計画

区分		設計方針	摘要
集会所	配置計画	・入居戸数や入居世帯の状況に応じて、集会所の設置数、規模等を分けて設置。 ・入居戸数 50 戸につき集会所 1 ヶを設置。 ・大規模な敷地の団地については、複数の集会所を設置。 ・デッキ有型の団地には、サポートセンターとしても利用可能な集会所(大)を設置。	・集会所(大):約 300 ㎡ ※岩手県ではサポートセンターを集会所として建設 ・集会所(小):約 120 ㎡
		・なるべく住戸の側に配置し、集会所の窓を住戸側に向け、中で何をやっているか住戸側から見えるよう配置。	・特別な施設ではなく身近な施設となるように配慮。 ・集会所内部からの敷地内の見守りも期待。
		・集会所内の集会室に面して外部にデッキを設置。	・イベント時等に外部デッキと内部空間とで一体的に使用できるように計画。
	平面計画	・外から内部の様子が分かるような窓を配置。	・中で何をやっているのか外から見えることにより、住民を集会所に呼び込む効果を期待。 ・同時に集会所の中から外部を監視する効果もあり。

		・市町村から委託を受けたスタッフが常駐することが想定されるため、スタッフルームを配置する。	・スタッフ専用の出入口を設置。
		・周辺に医療施設がない場合を想定して、集会所(大)は診療所を設置したプランも設計。	・診療所がある場合、感染を考慮し通常入口と区画。
駐車場		・戸数分の駐車場を配置。	・岩手県の応急仮設住宅では、各戸平均1台の自動車を利用。
		・住棟との距離が 20m 以内となるよう配置。かつ、住棟と近接しないように配慮。	・大規模な敷地の場合は分割配置し、移動距離が小さくなるよう配慮。
住棟間通路		・南北方向の通路への不法駐車の防止のため、通路を蛇行させてボンエルフとして計画。	・緊急車両は通行できる幅員、スペースを確保。 ・蛇行部分は花壇スペースやプランター置場として活用可能。
		・東西方向の通路は、適度にずらして計画。	・全て見通せなくても適度に見通せれば可。 ・アイストップや街並み形成の効果あり。
外構		・共同花壇・菜園等のスペースを計画。	・共同花壇等は入居者の癒し効果あり。 ・通路のボンエルフの部分も活用して計画。 ・屋外水栓を設置。
		・将来的に「みんなの家」や児童遊園等を増設できるように予備スペースを計画。	・各種団体等からの施設や遊具等の寄贈が見込まれる。
		・住戸が密集する部分については、あえて1戸分のスペースを空けて「ポケット広場」とし、ベンチや花壇、自動販売機等を設置。	・住民の溜まり場となるスペースを計画。
		・敷地入口や集会所付近に掲示板を設置。	
		・入居者のゴミ出しと、ゴミ清掃車のゴミ収集の利便性を考慮して、ゴミ置場を設置。	・なるべく団地入口の場所で、集会所に近く、かつ住戸から遠すぎない場所に設置する。 ・集会所や駐車場の近くにあると、入居者のゴミ出し動線が交錯し、コミュニティが活性化しやすい。
その他		・「入居選定のマニュアル」を今後作成する。	・グループ入居や自治会の設立等の内容を含める。
		・「仮設のしおり」を今後作成する。	・応急仮設住宅の取扱説明書、近隣との良好な関係形成の必要性等の内容を含める。

2．木造応急仮設住宅を恒久住宅等として活用することの検討

応急仮設住宅の供与期間終了後に、恒久住宅等として活用することを前提に建設することを検討する。

区分	内容
各種法令等への適合	建築基準法等の各種法令への適合
間取りの変更	2戸1改修、3戸1改修等による間取り変更

静岡県木造応急仮設住宅・仕上表案

設計概要		
基本事項		供給タイプ：１２坪（３K）・９坪（２K）・７．５坪（１K） 附帯室：キッチン・浴室・トイレ・洗面スペースを設ける 天井高さ：2,400（ロフト階平均天井高 1,400 以下） モジュール：1,820㎜　在来木造
基　礎		鉄筋コンクリート（H=400㎜ 以上）
床　組		鋼製束・大引：スギ 90㎜ 角@910・構造用合板ｔ24
床		構造用合板ｔ=24＋防湿シートｔ=0.15＋床下断熱材：押出発砲スチレン板 ＋杉板ｔ=21 仕上 ユニットバス下：土間コンクリート
屋根下地		化粧野地板：スギ本実板ア 24㎜ 張り　　断 熱 材：断熱材 垂　　木：スギ 90㎜×45㎜@303㎜　　（ｔ=100 グラスウール 10kg 同等品） 荒 野 地 板：スギ板ア 24㎜ 張り 防　　水：アスファルトルーフィング 940 貼り
屋根仕上げ		ガルバリウム鋼板一文字葺き（ｔ=0.35 以上）　　棟換気取設 とい：硬質塩化ビニル管（茶系色）
壁	外　壁	木胴縁＋透湿防水シート＋窯業系サイディングｔ16 断熱材：断熱材（グラスウール 10kg 同等品）
	界　壁	木胴縁＋ＰＢｔ=12.5＋化粧石膏ボードｔ=9.5（小屋裏まで） 遮音シート張り グラスウールｔ=100　10kg 充填
	間仕切	間仕切り下地：木製 100×30、45×45@455 手摺設置箇所：下地補強（補強箇所表示テープ貼り） コンロ前：ケイ酸カルシウム板ｔ6
天　井		木野縁＋化粧石膏ボードｔ=9.5（ジプトーン同等）　グラスウールｔ=100　10kg 敷込み
建　具		アルミ製玄関引戸（錠付き） 住宅用アルミサッシ（引違い窓）　LowE複層ガラス　網戸　窓枠四方=ＭＤＦ 内部建具：木製既製品
設　備	給排水設備 衛生設備	給水：給水装置は水道法の性能基準適合商品とする。流し台水栓はシングルレバータイプ混合栓とする。※工事にあたっては各地方公共団体の指示に従うこと。 ガス：プロパンまたは都市ガス供給による住戸毎の集中配管とし、ガス漏れ警報器及びマイコンメーターを設置する。 給湯設備：給湯機は発注者の指示により、ＬＰＧ仕様または都市ガス仕様もしくは電気仕様とし、給湯能力はガスの仕様では１６号程度、電気仕様では３７０Ｌ程度とする。※機器、ボンベ等の仕様、設置方法についてはガス事業者・電気事業者の指示に従うこと。ふろ、洗面。台所に給湯する。（追焚機能付） 浴室：浴槽を設置する。（別記仕様による） 洗濯機：洗濯用の給水排水設備、洗濯パンを設置する。 換気：便所、浴室、台所に換気扇を設置する。※台所換気扇は羽サイズ２００ｍｍ程度とする。結露対策として天井裏換気を設置。 工事範囲：野外１ｍまで（プロパンは集合装置を含む） 屋外立水栓　消火器を設置する。
	電気設備	共通事項：「電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年三月二十七日通商産業省令第五十二号）」及び「内線規定（ＪＥＡＣ８００１－２００５）」に適合している。 電気方式：単相３線式１００／２００Ｖ　３０Ａ とする。 照明器具：各居室、台所、便所、浴室、玄関に照明器具を設置する。各棟に防犯灯２台を設置する。 コンセント：コンセントの形状は日本の形状である。コンセントは、居室、台所に設置し、各室とも２ケ所（２連）である。エアコン用、冷蔵庫用、洗濯機用、電子レンジ用コンセントについては、接地端子付である。その他のコンセントとして、ガス漏れ警報器用、換気扇用、野外給湯機用（防水２連接地端子付）がある。 エアコン：エアコンを標準仕様として設置し、居室にエアコン用コンセント、エアコン用スリーブを設ける。 ＴＥＬ：通線用（ＴＥＬ用）スリーブを設置する。 ＴＶ：ＴＶアンテナを棟毎に設置し、電源を共用回路とするとともに、各住戸に１ケ所ＴＶ端子を設置する。 火災警報器：台所、居室に火災警報器を設置する。（台所は熱式、居室は煙式）→電気設備に移行 工事範囲：屋内工事のみ

室内仕様書	床	巾木	壁	天井	備考
居室	合板下地ｔ24 杉板本実ｔ21 （和室は畳敷き）	木製 18×60	化粧石膏ボード ｔ12.5	化粧プラスターボード ｔ9.5	廻縁杉 21×21
押入	同上	同上	同上	カラー合板ｔ2.5	中段付・天袋無 木製建具
台所	同上	同上	同上	化粧プラスターボード ｔ9.5	流し台　W1800 吊戸棚 バックガード付２口コンロ （グリル付） ガス栓　１口 レンジ周りケイ酸カルシウム板
浴室	ユニットバス 1216 タイプ				手摺　下地補強まで
トイレ	合板下地ｔ24 ビニルシート	木製 18×60 又は塩ビ	化粧石膏ボード ｔ12.5	カラー合板ｔ2.5	水洗式洋式 ロータンクは防露タイプ ペーパーホルダー 手摺　下地補強まで
備品	郵便受　各住戸１ケ所配置 棟番号　各棟１ケ所配置 団地案内板　（団地内敷地数カ所設置） 掲示板　（団地内１箇所設置） 室名札　各住戸１ケ所設置 消火器 物干し（折りたたみ式）				
木材	構造材（県産材とする） 土台　ヒノキ 105*105 大引　ヒノキ 90*90 柱　スギ 105*105 胴差　スギ 105*150 繋ぎ梁　スギ 105*150 梁　スギ 105*150 胴差　スギ 105*180 梁　スギ 105*180 梁　スギ 105*240 梁　スギ 105*120 母屋　スギ 105*120 登り繋ぎ梁　スギ 105*120 火打ち梁　スギ 90*90 垂木受け　スギ 90*90 繋ぎ梁補強火打ち　スギ 105*105 筋かい　スギ 90*45 垂木　スギ 90*45 間柱　スギ 105*45（窓台・マグサ共） サッシ受け　スギ 90*90 造作材 スギ板本実　ｔ21	風除室　貫　スギ 90*45 押え縁　スギ 30*60 野縁　スギ 30*30 屋根　母屋貫　スギ 90*30 デッキ 大引き根太　スギ 90*90 スロープ部　スギ 90*90 柱　スギ 90*90 火打ち　スギ 90*90 パーゴラ　スギ 90*180			

【デッキ有型・標準ブロック計画図】
1階平面図（S=1/100）
34,580
1,200
9,100
910
11,830
5,460
10,920
3,640
16,380
GL±0
UB
洗面
WC
押入
居室
洋
和
収納
キッチン
+570
+550
+530
物干
風除室
物置
小段
屋外灯
消火器
デッキ
蹴上177
踏面300
手摺付
スロープ
1/12
立水栓
3

【デッキ有型・標準ブロック計画図】
1階平面図(S=1/100)
34,580
1,200
9,100
910
11,830
GL±0
居室
キッチン
和
洋
押入
収納
風除室
物置
物干
UB
WC
洗面
小段
屋外灯
消火器
デッキ
+530
+550
+570
蹴上177
踏面300
手摺付
スロープ
1/12
立水栓
5,460
10,920
16,380
3,640
3

【デッキ有型・標準ブロック計画図】
矩計図（S=1/30）（A3：S=1/60）

【デッキ有型・標準ブロック計画図】
イメージパース

恒久住宅への改修案
ロフト階
1階
7.5坪・2戸1改修・12坪
従前平面図
【7.5坪タイプ】
【12坪タイプ】
物置
吹抜
トイレ
和室
押入
洗面室
浴室
居室
洋室
キッチン
玄関
ポーチ
縁側
勝手口
風除室
物入
洗面
小段
デッキ
11,830
5,460
6,370

規模（坪）	戸数（戸）	総面積（坪）	比率
7.50	88	660.00	2.00
9.00	118	1,062.00	2.68
12.00	44	528.00	1.00
計	250	2,250.00	9.00
			平均規模（坪）

木造応急仮設住宅・計画検討：（敷地規模：大／有効敷地面積28,722㎡）
3-（2）日向入・日向向き住戸（一部、デッキ有型）

規模(坪)	デッキ 有型(戸)	普通型(戸)	総数(戸)
7.50	32	40	72
9.00	48	65	113
12.00	16	20	36
計	96	125	221
	43.4%	56.6%	

プレハブ計画戸数：250戸
駐車ロット：221台
有型は緑文字

別冊資料⑯　主要参考文献リスト

分類	資料名	著者/発行	発行	ＵＲＬ
中部地方整備局	中部ブロック災害時住宅支援に係る連絡調整会議 【平成23年度】 第１回 ・岩手県担当課長講演 【平成24年度】 第１回 ・東京大学小泉准教授講演 ・宮古市担当室長講演 第２回 ・神戸市担当課長講演 ・新潟県担当課長講演	中部地方整備局建政部住宅整備課	平成24年1月27日 平成24年5月29日 平成25年2月7日	http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/jutaku_seibika/saigaishienjutaku.htm
	中部地方整備局建政部住宅整備課ＨＰ 「東日本大震災への対応状況（関連リンク集）」	中部地方整備局建政部住宅整備課	—	http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/jutaku_seibika/higashinihon.htm
国土交通省	応急仮設必携中間とりまとめ	国土交通省住宅局住宅生産課	平成24年5月	http://www.mlit.go.jp/common/000211741.pdf
	応急仮設住宅の検証のための都道府県ワーキンググループ（第1回）	国土交通省住宅局住宅生産課	平成23年11月25日	http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000308.html
	東日本大震災における応急仮設住宅の建設に関する報告会	国土交通省住宅局住宅生産課	平成23年10月17日	http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000294.html
	災害時における民間賃貸住宅の活用について【被災者に円滑に応急借上げ住宅を提供するための手引き】	国土交通省住宅局住宅総合整備課 国土交通省土地・建設産業局不動産業課 厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室	平成24年12月4日	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000013.html
	東日本大震災への対応状況（住宅・建築関連）	国土交通省ホームページ	—	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000035.html
厚生労働省	応急仮設住宅の設置に関するガイドライン	厚生労働省・日本赤十字社	平成20年6月	http://www.jrc.or.jp/vcms_lf/oukyuu_guideline.pdf
	災害救助事務取扱要領	厚生労働省社会・援護局　総務課災害救助・救援対策室	平成24年5月	—
	応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチーム（検討資料）	厚生労働省社会・援護局総務課	平成23年8月～ 平成24年3月	http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000almx.html#shingi47

分類	資料名	著者/発行	発行	ＵＲＬ
	厚生労働省から発出した通知等（分野別）（東日本大震災に関連した通知）	厚生労働省災害対策本部事務局	—	http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000178dn.html
	厚生労働省ＨＰ（東日本大震災関連情報/災害救助）	厚生労働省	—	http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/saigaikyuujo.html
経済産業省	仮設施設整備事業ガイドブック	経済産業省中小企業庁 中小基盤整備機構	平成 23 年 5 月	http://www.smrj.go.jp/kikou/earthquake2011/smrj/H23may/059588.html
内閣府	阪神・淡路大震災教訓情報資料集	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当）	平成 12 年 3 月	http://www.bousai.go.jp/1info/kyoukun/hanshin_awaji/about/index.html
	復興対策マニュアル	内閣府（防災担当）	平成 22 年 3 月	http://www.bousai.go.jp/fukkou/pdf/fukkou110208_manual.pdf
	内閣府ＨＰ 被災者に対する支援制度等について	内閣府政策統括官（防災担当）	—	http://www.bousai.go.jp/shien.html http://www.bousai.go.jp/4fukkyu_fukkou/seido.html
岩手県	東日本大震災津波対応の活動記録～岩手県における被災者の住宅確保等のための５か月間の取組み～	岩手県県土整備部建築住宅課	平成 23 年 12 月 1 日 内容更新	http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=844&of=1&ik=3&pnp=17&pnp=66&pnp=786&pnp=844&cd=35162
宮城県	東日本大震災　１年の記録～みやぎの住宅・社会資本再生・復興の歩み～	宮城県土木部	平成 24 年 3 月	http://www.pref.miyagi.jp/jigyokanri/daisinsaikirokusi/indexjisinkirokusi.htm
	応急仮設住宅建設に関する報告	宮城県土木部住宅課	平成 25 年 1 月 7 日	http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/kasetu.html
福島県	平成 23 年度　福島県応急仮設住宅等の生活環境改善の研究会成果報告書	福島県応急仮設住宅等の生活環境のための研究会	平成 24 年 3 月	—
兵庫県	阪神・淡路大震災に係る応急仮設住宅の記録	兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部住まい復興局住まい復興推進課	平成 12 年 3 月	http://web.pref.hyogo.jp/wd33/documents/000037459.pdf
神戸市	阪神・淡路大震災　神戸の生活再建・5 年の記録	神戸市生活再建本部	平成 12 年 3 月	http://www.city.kobe.lg.jp/safety/hanshinawaji/data/saikai/sa-index.html
	阪神・淡路大震災応急仮設住宅管理の記録	神戸市住宅供給公社応急仮設住宅管理部	平成 12 年 3 月	—

分類	資料名	著者/発行	発行	ＵＲＬ
関係団体等	平成24年度応急仮設住宅建設関連資料集	社団法人プレハブ建築協会	平成24年9月	—
	平成23年東日本大震災応急仮設住宅建設記録	社団法人プレハブ建築協会　規格建築部会　東日本大震災応急仮設住宅建設本部	平成24年5月	—
	平成23年東日本大震災応急住宅建設記録	社団法人プレハブ建築協会　住宅部会　応急仮設住宅建設本部	平成24年5月	—
	応急仮設木造住宅建設等を目的とした災害協定の締結に向けて	一般社団法人全国木造建設事業協会	平成24年6月	http://www.zenkensoren.org/zenken/04_book/book.html
	「木を生かした応急仮設住宅等事例集」(平成23年度国土交通省補助事業)	一般社団法人木を活かす建築推進協議会	平成24年3月	http://www.kiwoikasu.or.jp/technology/s01.php?no=59
その他	災害救助の運用と実務～平成23年度版～	編著：災害救助実務研究会 発行：第一法規	平成23年8月	—
	住宅VOL.61, 2012 特集／仮設住宅～東日本大震災における住生活支援～	(社)日本住宅協会	平成24年3月	—
	コミュニティケア型仮設住宅	東京大学 高齢社会総合研究機構／工学系研究科建築学専攻建築計画研究室	—	http://www.iog.u-tokyo.ac.jp/shinsai/data/community_care.pdf